

文部省檢定濟

教科書文庫

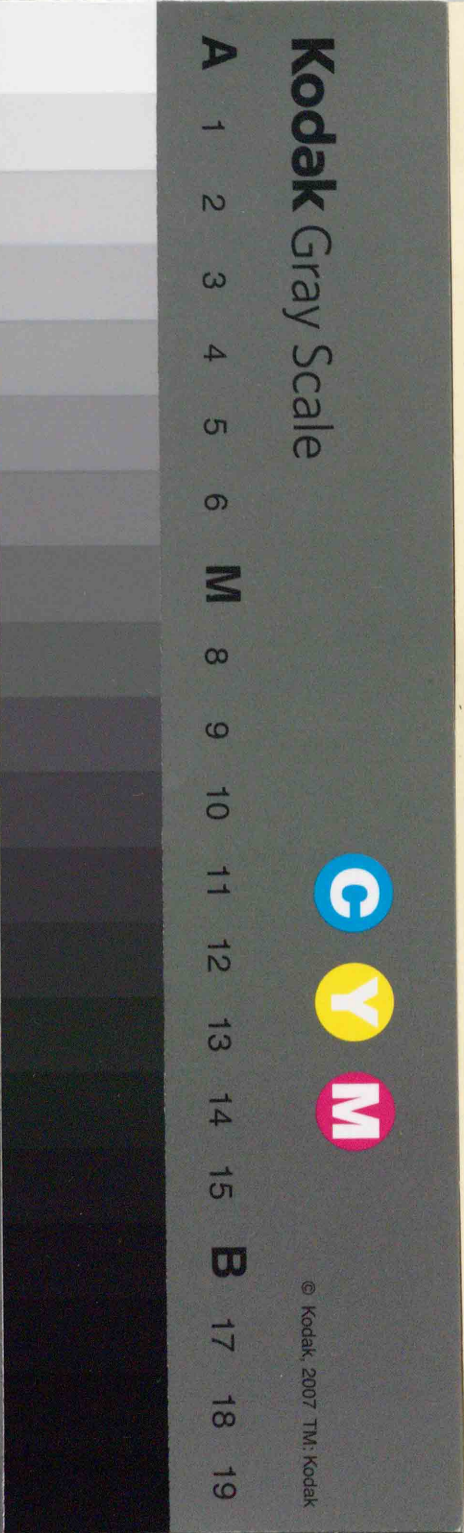
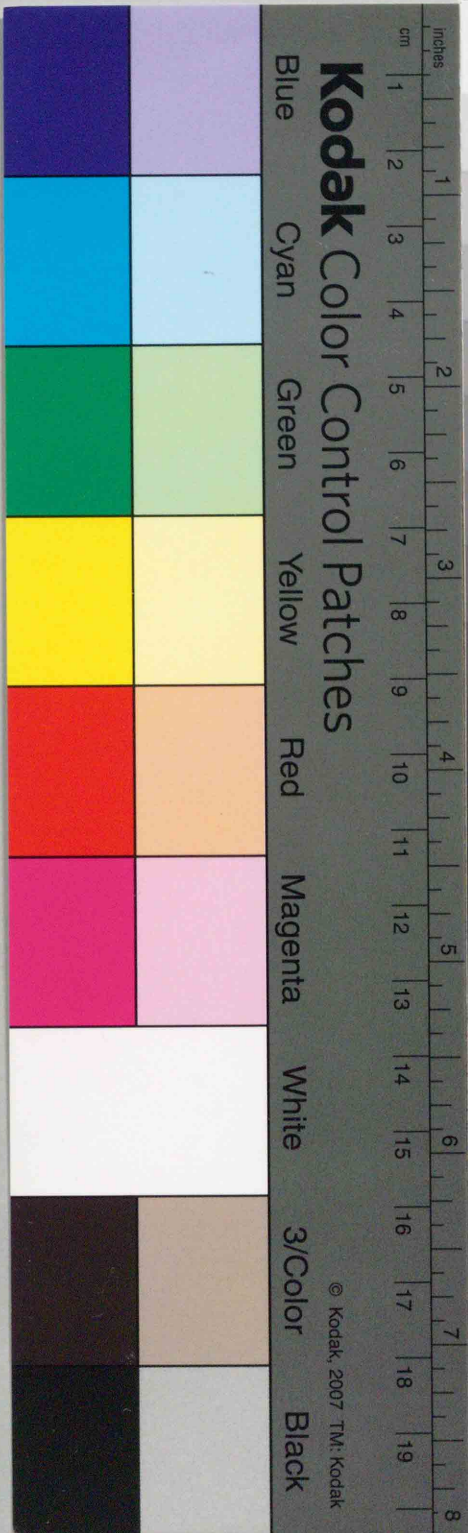
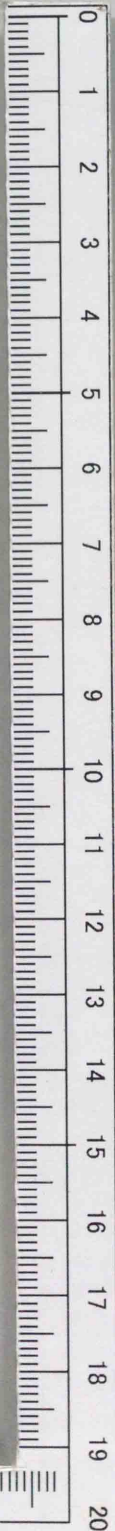
4  
370  
42-1922  
2000039797

新撰  
女子教育學

文學博士 榎崎淺太郎  
文學士 篠原助市 共著

改訂版

東京寶文館藏版



40791

教科書文庫

4  
370  
42-1922  
20000  
39797

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



375.7  
No.18

資料室

教科書文庫  
4  
370  
42-1922  
2000039797

三訂本  
又訂本

日七月二年一十正大

濟定檢省部文

# 新撰 女子教育學

文學博士 榎崎淺太郎  
文學士 篠原助市 共著

改訂版

東京寶文館藏版

広島大学図書  
2000039797  


勿田  
篠原助市  
田中子



ナンドマ

(口繪)

廣島大學圖書印

廣島大學  
教  
39797  
圖

知覚  
行録  
教員  
教員  
教員

材料  
選擇

凡例

一、本書は高等女學校並に實科高等女學校の教育科教科書に充てんが爲に編纂したるものにして、特に幼兒の發達及び其の教育法に注意し、稍之を詳説し、又其の敘述を具體化せんと試み、多くの興味ある挿畫を加へたり。

一、本書は又小學校教育の一斑をも簡敘し、女教員講習科の教科書若しくは教員檢定受験者の參考書たらしめんことを期せり。

一、材料の選擇、敘述の方法等につきて、著者の意に充たざるもの尙尠しとせず。教授者諸君の忠言を得て、漸次改竄補正する所あらんとす。

大正六年九月

著者識

凡例

一

### 改正版につきて

一、本書をして高等女學校教育科教科書たるの使命を益發揮せしめんが爲に、今回の改版に當りては、兒童尊重の思潮を鼓吹し、兒童心身の發達竝に知能の診斷法を稍詳説して、兒童に關する興味を惹起せんと試み、更に美術的插繪を加へて、兒童の神性を感じせしめ、よつて以て教育の眞髓に想ひ至らしめんと企てたり。

一、高等女學校教科要目の改正に基き、社會教育の一項を加へて其の概念方法設備を敘述せり。

一、其他個々の些細なる點につきて改正増補したる所多きも、煩を避けて省略す。

大正十年十一月

著者識

## 新撰 女子教育學(改訂版) 目次

### 緒論

第一章 教育の必要……………一  
第二章 教育の意義及び種類……………六

### 第一編 家庭教育

第一章 家庭教育の任務……………一一  
第二章 家庭教育者としての母……………一五  
第三章 兒童の尊重……………一九  
第四章 幼兒の發育と其の教育……………二三  
    第一節 發達の時期……………二三  
    第二節 初生兒……………二三  
    第三節 哺乳兒……………二六

第四節 幼兒……………三〇

**第五章 兒童の身體及び精神……………三三**

第一節 身體の發達……………三四

第二節 身體の疾患……………三八

第三節 精神の發達……………四二

第一 心の三作用……………四二

第二 認識……………四三

イ 直觀……………四三

ロ 記憶……………四四

ハ 想像及び思考……………五〇

ニ 注意……………五一

第三 感情……………五三

第四 意志……………六三

イ 意志發達の基礎……………六三

ロ 意志……………六六

第四節 特殊性及び個性……………七一

**第六章 幼稚園の教育……………八一**

第一節 幼稚園の起原……………八一

第二節 幼稚園教育の任務……………八四

第三節 保育の方法……………八七

第一 保育の原理……………八七

第二 保育の項目……………八九

第三 幼稚園の設備……………九三

**第七章 家庭教育約説……………九五**

第一節 遊戯と其の指導……………九五

第二節 知識の收得……………九八

第三節 訓練……………一〇一

第一 訓練の方針……………一〇一

第二 訓練の項目……………一〇四

第三	訓練の方法	一〇六
イ	示範	一〇六
ロ	感情の轉向	一〇八
ハ	監視及び命令	一〇九
ニ	訓諭	一一〇
ホ	懲罰	一一一
ヘ	褒賞	一一四
第四	訓練の方法と其の適用	一一五
<b>第二編 小學校の教育</b>		
第一章	小學校教育の任務	一一七
第二章	就學義務	一二〇
第三章	養護	一二三
第一節	養護の任務	一二三
第二節	養護の方法	一二四

<b>第四章 教授</b>		
第一節	教授の任務	一二九
第二節	學級の編制	一三二
第三節	教授の材料	一三三
第四節	教授の準備	一三六
第五節	教授の方法	一三八
第一	教授の段階	一三八
第二	教授の様式	一四二
第六節	疲勞	一四四
第七節	家庭課業	一四六
<b>第五章 訓練</b>		
第一節	訓練の任務	一五〇
第二節	訓練の方針	一五〇
第三節	間接的訓練	一五四

餘論

第四節 直接的訓練……………一五九

第一 學校生活と訓練……………一五九

第二 直接的訓練の方法……………一六三

第一章 家庭教育と學校教育……………一六四

第二章 社會教育……………一六七

第一節 社會教育の性質……………一六七

第二節 社會教育の機關……………一六八

第三章 教育者の修養……………一六九

第四章 各種の學校……………一七二

附錄 小學教育關係法規抄……………

新撰女子教育學(改訂版) 目次 終



新撰女子教育學(改訂版)

緒論

第一章 教育の必要

カント曰く「人ハ教育ニヨリテノミ人トナルコトヲ得。」と。嬰兒の生まるゝや、其の始め極めて無力にして、長者の厚き保護を受くるにあらざれば一刻も生存することを得ず。稍長じて自ら歩行し、自ら語り得るに至りても、若し其の教育を怠り、自然のままに一任するときは、終に禽獸と擇ぶ所なきに至らん。下等動物に就きて見よ。雖は孵化の後、直



に親鳥の後を追うて走り、やがて自ら餌を求め、蜜蜂は生まれながらにして、能く精巧なる巢を作ることを得。是等は教育によるにあらず、又他を模倣するにも非ず、唯生まれながら具ふる本能の自ら然らしむる所なり。之を人類が成人に及びて後、漸くにして獨立するに比すれば、何人も其の差異の甚だしきに驚かざるを得ざるべし。然れども、翻つて之を他の方面より觀察するときは、下等動物の行動は一々本能によりて定まるが故に其の形式一定して、先祖より子孫に至る迄、何等の變化あることなし。然るに人類に至りては、自由に判斷し、自ら自己の進路を開拓し得るを以て、其の行動次第に複雑となり、年を追ひ、代を累ぬるに従ひて、益、進歩發展す。人類が長き期間に亙りて教育を要するは、是れ一は下等動物の如く、本能にのみ束縛せられざるが爲

にして、本能に束縛せられざるが故に、又自由なる發展をなすことを得。概して之をいへば、下等動物より高等動物に至るに従ひ、獨立自營し得るの時期遅く、之に伴なうて教育の必要次第に加はり、最高等の動物たる人類に至りて、教育の期間最も長し。此の長き教育期間に於て、教育者は先づ兒童をして其の屬する社會の事情に順應し、社會の一員として生活し得るに至らしめざるべからず。是れ教育の必要なる第一の理由なり。

されど教育の必要は之に盡きず。若し社會に順應し、獨立して社會の中に生活し得るを以て足れりとせば、人類と下等動物との間に何等の差異なかるべし。蓋し古き習慣を守り、習慣によりて生活することは、動物と雖も能く之を成す。人と動物との差は、前に述べたる如く、代を追うて進

歩發展し得ると否とにあり。人は理想の爲に生く。一定の理想を定め、努力して之を實現せんとするは、是れ人の人たる所以にして、人は單に社會に順應するを以て足れりとせず、同時に又社會の發達に對し、多少なりとも寄與するの覺悟なかるべからず。下等動物の生活は、例へば幾何畫の如く、其の形式一定して、少しの變化をも許さず。人類の生活は、例へば考案畫の如し、自由に新しき意匠を試むることを得。故に教育者は長き教育期間に於て、兒童をして自助奮勵の習慣を得しめ、**自己修養の基礎**を與へ、己が人格を高め、引いては社會の進歩に貢獻せんと、覺悟を扶植し、自彊息まざるの人たらしめざるべからず。是れ教育の必要なる第二の理由なり。

人は教育によりて社會の風俗習慣を知り、社會に存する

言語・文字を學び、百般の知識・技能を習得す。次ぎに、斯く學び得たるものを利用して、自ら生活の資に供し、社會の福利を増進す。先づ社會に存在せる財産を自己の内に取り入れ、よりて以て社會に順應し、翻つて此の取り入れたるものを、己が創意に基づき、周圍の事情に應用し、社會に寄與する所なかるべからず。先づ取り、然る後に與ふ。取ることによりて順應し、與ふることによりて社會の進歩を助く。されば社會に順應せしむるは、教育の第一任務にして、社會の爲に活動し得るの基礎を與ふるは、其の第二の任務なり。社會の風俗習慣・制度に従ひ、社會共通の言語・文字を使用し、社會の事情を知るにあらずんば、いかで人たるを得ん。されど、己が天分に應じて、社會的活動を營むの人士に待たざらんば、いかで社會の改良を望むを得ん。人は社會の影響に

よりて始めて人となるものなれども、社會亦人の力によりてのみ進歩發展することを得。此の二者は二にして、其の實、離して考ふることを得ず。

## 第二章 教育の意義及び種類

**教育の意義** 教育なる語を廣く解するとき、人の發達に影響する凡ての作用を其の中に含ましむることを得。蓬麻中に生ずれば、扶けずして自ら直き如く、善良なる社會に生活するとき、自然に良き習慣を得るは、是れ**社會の教育**なり。雄大なる風景に接して、自ら闊達の氣を受くるは、是れ**自然の教育**なり。小兒が玩具を弄びながら自ら色及び音に關する知識を得るは、是れ自然に行はるゝ**自己教育**の一端なり。されど教育の研究に當りては、此の語を稍狭く、

「教育者が有意的に、兒童に働きかけ、一定の方案により一定の方向に兒童の發達を助くる作用」と見て前に述べたるが如き**自然・社會**等による自然の教育をば、其の中に加へざるを常とす。蓋し**自然・社會**等より受くる影響には、或は善なるあり或は惡なるあり、必ずしも常に兒童の正しき發達を助くるものにあらずれども、**教育（狹義）**の作用は、専ら兒童の發達を助けんとするの好意に基づき、一定の方法を定め、秩序的に行はるべきものなればなり。

**各種の教育** 兒童の幼少なるや、之を自然の儘に放任するも、猶且本能の力により、種々の活動を營み、多少の發達をなすことを得。是れ自然に行はるゝ**自己教育**にして、教育の端緒をなす。之と相並びて、又**社會**及び**自然界**より受くる自然の影響あるも、是等は何れも**狹義の教育**にはあらず

狹義の教育は前に述べたる如く、有意的に一定の案を具へて行はるゝ者にして、之を家庭教育・学校教育及び社會教育に分かつ。家庭教育は兒童の誕生に始まり、其の教育は主として父母之に任じ、学校教育は學校に於て行はれ、滿六歳より青年期の終まで繼續し、社會教育は一定の社會的施設により、家庭教育及び学校教育と相並びて兒童の發達を圖る。しかも是等の教育の目的とする所は畢竟兒童が將來獨立して考へ、獨立して意志し、獨立して自己の人格を研き得るに至らしむるにあり。此の點より見るときは、凡て教育は將來に於ける獨立修養の基礎を與ふるにありといふも不可なし。今上の關係を簡單に表記すれば左の如し。

廣義の教育

自然の教育

自然的なる自己教育

社會及び自然界より受くる影響

家庭教育  
學校教育  
獨立修養の基礎  
社會教育

教育作用の區分

教育の作用は通常之を養護・教授・訓練の三者に區分す。中にも、養護は身體の健康及び發育を助くる作用にして、教授及び訓練は精神の發達を助く。精神作用の中に就きて、知識を附與し、技能を練る方面は、之を教授といひ、善良なる習慣を附與し、道德的行爲を成さしむる方面は、之を訓練といふ。日常の用語にては教授を「教ふる」といひ、訓練を「躾くる」といふ。又養護の代りに體育・教授及び訓練の代りに夫れ夫れ知育・德育なる語を用ふることあり。三者相合し、相依り相助けて、茲に精神及び身體の圓滿なる發達を遂げ、完全なる人たるを得るに至るべし。故に古來教育の行はるゝ所、必ず何等かの形に於て、此の三作用

を施さざるはなく、希臘の古代に於ても已に體操と音樂(方讀書方文學等)とを以て、學校の二大教科となし、體操によりて身體を鍛鍊し、音樂によりて德育及び知育を施し、以て心身の圓滿なる發展を企てたりき。

## 第一編 家庭教育

### 第一章 家庭教育の任務

人は社會によりてのみ人となる事を得。然るに家庭は兒童の誕生と共に生活すべき場所にして、人は家庭の中に生まれ家庭の中に成長す。故に家庭の教育は最も早く始まり、又最も長く繼續するものにして、教育作用中甚だ重要な部分を占む。中にも兒童生まれてより、學齡に達するまでの數年間は、將來一切の教育の基礎をなすものなれば特に注意して之を施さざるべからず。されば本編に於ては、先づ學齡以前の幼兒の教育につき、兒童發達の順序を追うて記述し、學齡以後に於ける家庭教育は、第二編以下便宜

章を設けて説明することとなすべし。家庭の教育は前章述ぶる所に従ひ、之を養護・教授訓練の三者に區別することを得。されど、是等の教育作用中、主力を何れに注ぐべきかにつきては、学校教育と家庭教育と大に趣を異にす。概して之をいへば、学校教育の主目的は教授にありといふを得べきも、家庭教育は之に反して、養護と訓練とに對して、特に力を用ひざるべからず。

**一、養護** 幼兒の身體は、譬ふれば植物の幼芽の如く、極めて軟弱にして、抵抗力に乏しければ、其の始めに於て特に注意を加へ、苟くも發育に障害を及ぼす如き事情を遠ざけ、其の健康と體力の充實とを圖るべし。兒童將來の運命は身體の健否に關すること最も大なるものにして、健康なる身體は人生最大の資本なりと謂ふべし。スペンサー曰く「成

功ノ第一要件ハ強キ動物タルニアリ、國家繁榮ノ第一要件亦強キ動物タルニアリ。」と。

**二、訓練** 兒童の幼少なるや、行動の方向未だ一定せず、容易に外界の事情に動かさるゝものなれば、諸種の習慣を養成するに於て最も適當の時期なり。加ふるに幼時に養はれたる習慣は、其の根柢甚だ深く、生涯に亙りて、抜く可からざる力を有す。若し誤つて不良なる習慣を成すあらんか、長じて後之を矯正せんこと頗る難しとす。孔子曰く「少成ハ則チ性ノ若ク、習慣ハ自然ノ若シ。」と。善良なる習慣の養成は、是れ實に家庭教育の一大眼目なり。

**三、教授** 學齡以前の兒童にありては、精神の發育未だ特別の教授を受くるに適せず。若し強ひて之を行はんとせば、却つて其の發達を害し、救ふ可からざるに至ることあり。

故に家庭に於ける知育は(一)兒童が或は玩具を弄び、或は運動・遊戯をなすの際、自然に事物の形狀・大さ・性質等を辨へ、且(二)他人との交際によりて、自然に言語を學ぶの程度に止め、其の他は兒童の自發的質問に應じて之を導く外、故らに時を定め、特殊の方法により知識を授くるの要なし。

世に教育といへば、直に知識を授くるものゝごとく考へ、學齡期以前の兒童にすら、一定の時を定め、一定の教授を施さんとするものあり。こは誤れるの甚だしきものにして、往々兒童の天真を奪ひ、早熟にして不健全なる發達をなさしむるに至ることあり。故に家庭にありては、教授よりも寧ろ養護と訓練とに注意し、學齡期に達するに及び、身體健康にして、元氣充實し、無邪氣にして、しかも言語・舉動の野鄙ならざる兒童を學校に送らんことを心掛くべし。ペスタ

ロツチ曰く「家庭教育ハ例ヘバ木ノ幹ノ如シ。將來ノ教育ハ凡テ此ノ幹ノ中ニ接樹セラルベキモノニシテ、若シ幹ニシテ弱カラシカ、接ギタル芽モ直ニ枯死スルニ至ラン。」と。家庭教育は凡ての教育の出發點なり。出發點に於ける僅かなる方向の差も、終に無限の間隔を來すものなるを思はば、家庭教育の事、一刻も忽にすべからざるなり。

## 第二章 家庭教育者としての母

家庭の教育は主として父母之に任ず。就中、母は兒童の胎内にあるときより、始めて成長獨立するに至るまで、常に兒童の側を離れず、教育に當るものなれば、其の感化最も大なり。古來偉人と稱せらるゝものゝ傳記を見るに、其の多くは賢明なる母の手に養はれ、襁褓の裡よりして、己に周到

なる教育を受けしものにして、偉人の徳を稱ふるは是れや  
がて母の徳を稱ふるなり。子女の教育は母に與へられた  
る最も高潔なる任務にして、女子は凡て生れながらにして  
教育者たるの使命を有す。世に或は社交を事として兒童  
の教育を忽せにし、或は無智なる乳母・僕婢の手に最愛の子  
女を托して、多く顧みざるあり、思はざるの甚だしきものと  
いふべし。

母は又教育者として最も必要なる資格を自然に具有す。  
至純なる犠牲的の愛情即ち是なり。純潔一點の私を交へ  
ざるに於て、世に母の愛に比すべきものなし。愛は例へば  
春光の如く、冬枯れの野も之によりて甦る。愛のある所、子  
女の情自ら之に引かる。愛を以て之を行へば、戒むるも冷  
酷ならず、鞭つも怨まず、母子の感情は渾然として相融和し、

母は子を愛し、子は母に信頼し、感謝の情自ら湧き、中心母の  
教に従順なるに至るべし。斯くてもなほ教育の行はれざ  
るの理あらんや。故にペスタロッチは母の子に對する愛情  
を以て、道德教育の基礎となし、母の愛は自ら兒子の心中に、  
愛情・感謝・信頼等の念を發せしめ、此の愛情・感謝・信頼等は引  
いて他人及び神に對する愛情・感謝・信頼の念となり、終に完  
全なる道德心・宗教心に達するものなることを説けり。  
上に述べたる如く、女子は凡て教育者たるべき使命を有  
し、又教育者として最も必要なる資格を具ふ。されど教育  
には各、其の法あり。愛するにも道を以てせず、盲目的の愛  
に流るゝときは、其の弊や遂に及ぶべからざるものあるが  
ごとく、凡て教育は兒童の精神及び身體の發達を考へ、適當  
に之を導くことをなさざるべからず。これ女子が教育學



の一般を辨へ、兒童の發達につき、大體の理解を有せざるべからざる理由なり。簡單なる商業を營むに於てすら、猶且簿記、計算等の知識を要す。まして一家にありては己が血脈を繼ぎ、一國にありては次代の國民たるべき大切の子女を教育するに於て、相當の見識なくして止むべけんや。所謂良妻賢母としての資格は多々あらん。されど教育上の知識の如きは、何れの方面よりするも、必ず其の主要なる條項の一到に數へらるべきものなり。嘗て英國のスペンサーは、時人が徒に高尚なる學問に傾き、却つて子女の教育を忽にせるをなげき、母ノ不注意ヨリシテ、愛兒ヲ猖紅熱ニテ失フガ如キコトアラバ、假令ダンテノ詩ヲ原文ニテ讀ミ得ルトモ、何ノ慰藉タランヤ。」と諷したりしが、こは現代の女子に取りても、頂門の一箴となすに足る。

### 第三章 兒童の尊重

女子に對する觀念が時代によりて異なり、女子を尊敬する念の世と共に加はり來れる如く、兒童觀亦時代によりて變遷し、文明の進歩に従ひ、兒童は次第に尊重せらるゝに至れり。

兒童を物品の如くに扱ひ、父母又は爲政者の意のまゝに自由に處理し得るものと考へたるは、古代一般の習俗なり。古代に於ては、洋の東西を問はず、經濟上其の他の事情の爲に、子殺し、棄て子等盛に行はれ、中には法律を以て子殺しを命じ、一家に二兒以上の生産を許さざるものすらあり、殊に女兒は多く殺され多く棄てられたりき。我國にても徳川時代に於て尙、子殺し多く行はる。まして兒童を奴隸に賣

買し、之を虐待する如きは尋常一様の事として疑を挟むものなく、著名なる學者にして奴隸制度を辯護せるもの亦尠からず。

かゝる人道に背ける行動に、先づ反對して立てるものは主として宗教家なり。中にも、基督教は人は凡て神の子なり、兒童は神の賜なり、兒童を保護し、養育し、教育するは、父母の神聖なる義務なりと説きて、從來の迷妄を破り、新しき兒童觀を立てたり。されど、こはたゞ思想上の變遷たるに止まり、實際に於ては、兒童は依然として或は殺され、或は棄てられ、人道主義の實現には、長き歴史と長き奮闘とを要したりき。然るに最近數十年間、一方に於ては倫理上兒童の尊重すべきこと、次第に理解せられ、他方に於て兒童は弱きもの憐むべきもの、従つて又特に注意して保護せらるべきも

のなりとの思想發達し來り、兒童を尊重し、之を保護するの道次第に開かれ、今や萬國共働して兒童保護の施設を企てんとするの氣運に向へり。

之を教育上より見るも、古代及び中世に於ては兒童を驅使し、虐待するを以て却つて教育の道なりと信じ、鞭ヲ節スルモノハ其ノ子ヲ憎ムモノナリ。との古き格言は其の儘に實行せられ、學校に行くこと、鞭たるゝこととは殆んど同一に考へられたりき。後多くの教育家の努力により、嚴格は寛和へ、輕侮は同情へ、冷酷は愛情へ、一步一步其の道を轉じ、近時に至り、兒童中心主義の教育漸く盛に唱へらる。

エレン、ケイ曰く「世ノ父母ニシテ、兒童ノ神聖ノ前ニ額ヅキ『兒童』ナル語ハ『尊嚴』ナル語ト同一ノ意義ヲ有シ、未來ガ、兒童ノ姿ニテ己ガカヒナニ眠リ、歴史ガ兒童ノ姿ニテ己ガ足モ

トニ遊ベルヲ認メ得ザルトキハ、斯カル父母ハ兒童ニ對シテ、一ノ命令ヲ發シ得ル權利モ能力モ有セザルベシ。ソハ彼等ガ星ノ進行ヲ左右シ得ル權利モ能力モ有セザルニ等シ。古來多くの詩人は兒童を嘆美せり、而して此の嘆美は今や教育の上に實現せられんとす。凡て教育の精神は愛と同情とにあり、しかも兒童を尊重するところに生ずる愛にして始めて至純なり。之を己が足もとに卑下して、得たりとなすものは教育者たるの資格なしといふも敢へて過言にあらず。

#### 第四章 幼兒の發育と其の教育

##### 第一節 發達の時期

心身の發達状態より人の一生を區分すれば、次に表示せ

人生の區分

時期の名稱	年	齡	連續年限
一 嬰兒期	〇—一	一	一
二 幼兒期	二—四	三	三
三 兒童期	五—一二	八	八
四 青年期	一三—二二	一〇	一〇
五 壯年期	二四—四七	二四	二四
六 初老期	四八—五六	九	九
七 老年期	五七—七〇	一四	一四
八 老衰期	七一—死	不定	不定

る如く八期となる。嬰兒期より青年期の終までの二十三年は、心身の發育極めて盛にして教育上最も重要な時期なり。壯年期、初老期は活動の時代にして、老年期は人世を樂むの時、老衰期は心身の安靜を計りて老を養ふの時期なり。嬰兒期を細別すれば、生後一週間を初生兒、それより滿一年までを哺乳兒と名づく。

##### 第二節 初生兒

**胎兒** 胎兒發育して第四ヶ月に至れば、既に男女の別を生じ、第五ヶ月に達すれば簡單なる運動をなすに至る、これ

第一圖  
胎兒發育  
一、二十四乃至  
二十六日  
二、第四ヶ月



(一)



(二)

を胎動と  
いふ。胎  
動は神經  
系統の發  
育したる

結果にして、心の作用の萌芽なり。胎兒に心ありとせば、胎  
教の忽にすべからざる言をまたざるべし。

初生兒の身體 胎兒の生まるゝや、直に産聲を發する者

初生兒の身長・胸圍・體重

體重	胸圍	身長	
		男	女
三〇四〇瓦	三二、四種	四九、一種	四八、七種
二八七〇瓦	三二、三種		

なるが、その強弱は初生兒の強弱  
に比例す。健康なる初生兒の皮  
膚は赤味を帶び、脂肪に富み、筋肉  
は緊張し、頭髮は密生し、爪は十分  
に伸び居るを常とす。身長・胸圍・

體重は各兒一定ならざるも、上表の數に近きものは普通の  
發育をなせるものなり。然るに身長・體重少くして脂肪・筋  
肉の發育あしく、皮膚蒼白くして頭髮薄く、産聲弱きものは  
虚弱の特徴なれば、一層其の養育に留意すべし。

初生兒の精神 初生兒の眼は既に光を感じて、光線の來  
る方に動かし、舌は甘・苦の味を覺えて甘き乳を好み、皮膚は  
溫・冷を區別して湯に浴せしむれば、心地よき様を現すを見  
るべし。この光の感じを光覺、味の感じを味覺、溫・冷の感じ  
を溫覺・冷覺といひ、音の感じを聽覺、皮膚に物の觸れたる時  
の感じを觸覺、手足を動かしたる時の感じを運動感覺、餓ゑ  
の感・滿腹の感等を有機感覺、稍成長したる後感ずる色の感  
じを色覺といひ、是等すべての感じを概括して感覺と稱す。  
感覺は知識の材料を供給し、五官は知識の門戸なり。かく

の如く初生兒は各種の感覺を有し、更に之に伴なふ快不快の感情を備へ、快を求め不快を避けんとする意志の作用も亦之を認むるを得べし。

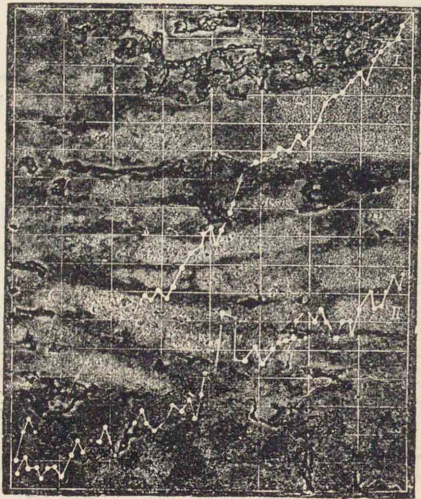
### 第三節 哺乳兒

哺乳兒とは、生後一週間後より約一年の間をいふ。この時期は死亡の最も多き時なれば、身體の養護につき特に細密なる注意を拂ふべし。

哺乳兒の營養には母乳を最良とし、山羊乳・牛乳之に次ぐ。然れども母もし脚氣に罹らば、授乳を絶対に禁ずべし。然らざれば乳兒は脚氣を起し死を招くに至る。母乳の適當に消化せられたる便は、柔かにして黄色なるが、乳兒の病に罹るや、その色に變化を來して、綠色又は暗褐色となり、時には粘液或は血液を混じ、泡立ち又は水飴狀となることあり。

### 第二圖

體重増加の状態  
1、健康なるもの  
2、健康を害したるもの



て増加の状態を精査すべし。若しその増し方少き時、或は其の増減の不規則なる時は、身體に缺陷あるか、病の潜伏するか、育兒法の不良なるかによるを以て、直に専門家の指導を受くるをよしとす。左に三島博士の調査に基づく男女平均哺乳兒の標準體重表を示さん。

哺乳兒の標準體重表

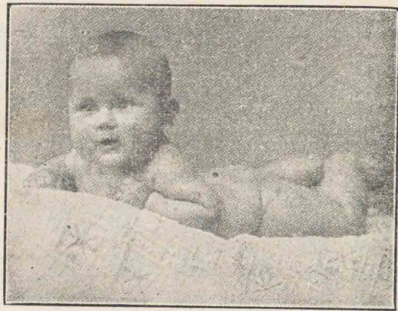
年齢	體	重	日々の増量
初生	三〇〇〇 <small>男</small>	八〇〇 <small>女</small>	三三 <small>男</small>
一月	三九三五	一〇四九	三一
二月	四七一〇	一二五六	二六
三月	五三九〇	一四三七	二三
四月	五九一〇	一五七六	一七
五月	六三八五	一七〇二	一六
六月	六七八五	一八〇八	一三
七月	七二八〇	一九四一	一七
八月	七五九〇	二〇二四	一〇
九月	七九九〇	二一三〇	一三
十月	八二七五	二二〇六	一〇
十一月	八五四五	二二七九	九
十二月	八七三五	二三二九	六
			一、六

體重の次ぎには、筋肉の運動の發達に留意すべし。健康なる哺乳兒は生後大約五ヶ月にして腹位を取らしむれば、頭部を上げて數分開持續し（圖第三）七八ヶ月の頃に至れば獨

第三圖

頸の筋肉發育し腹位にて頭を上

何とわや  
あつこつ



坐し、尙手を支ふれば暫時直立し、第一年の終に至れば、自ら立ち得るに至る。  
**乳齒の發生と食物** 乳齒最初の發生は四ヶ月より十ヶ月の間に現るゝものなるが、この時期に於て乳兒は發熱・下痢・咳嗽・多量の涎の流出等起し、或は母の乳首を噛み、甚だしきに至りては痙攣を起すことあり。この時期は**健康の變調期**なれば、乳兒の状態に特に注意を怠るべからず。乳齒の發生し始むるや、母乳の養分次第に稀薄となり、乳兒は乳汁の外に食物を欲するものなれば、七八ヶ月の頃より母乳の外に、薄めたる牛乳を與へ、次ぎに羹汁・薄き粥・卵黃等より順次に普通の食物に近づかしめ、遅くも生後一ヶ年半を経過せば離乳すべし。

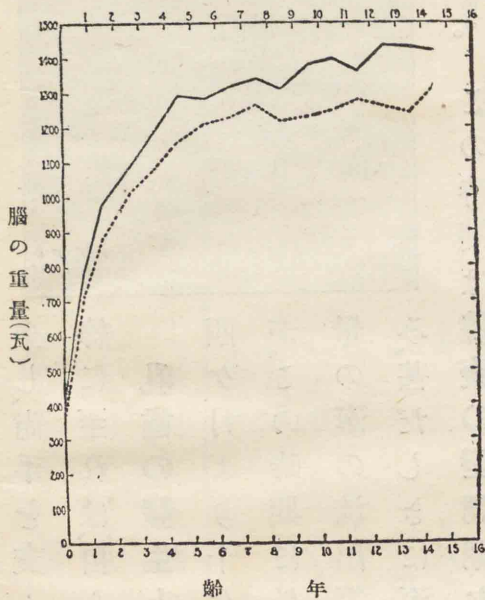
**遊戲と感覺の練習** 哺乳兒は五官を刺戟せらるゝを好み、之によりて感覺の練習を行ふ、之を**感覺遊戲**といふ。三四ヶ月頃より四肢の遊戲を始め、最初は己が手を動かし、指を開閉し足を屈伸す、これ後年に於ける**掌握及び歩行の準備**なり。されば哺乳兒の身體をば、つとめて自由に動かし

得る様、衣服及び襁褓の仕立に留意し、四肢の束縛を少くして運動を自由にし、以て身體の發育を助け、且哺乳兒の好む色・光・音等の刺戟を與へて感覺の發達を促すべし。

第四節 幼兒

第四圖

腦の重量の發育  
實線：男  
點線：女



幼兒とは滿一年より滿四年に至る三ヶ年をいふ。此の時期は身長よりも體重著しく増加し、脂肪蓄積して最も愛らしく、腦の重量は著しく増加して略ぼ成人に接近し、**感覺運動及び言語の教育期**なり。

**歩行** 最初の歩行は誕生時に始まるもの多し。されど之が習熟には、三四ヶ月を要し、其の間に幾多の經驗を重ねるなり。

**言語** 歩行の習熟終れば、言語の習得に進む。哺乳兒已に四五ヶ月に至れば、情調を示す叫びを發して、發語の前驅をなし、續いて發音に興味を感じ、ウマ、ウマ等の發音し易き喃語を反復して、發聲を練習し、言語習得の準備を營む。

二年の初めに至れば、喃語は中止せられて、成人の言語を模倣し、その音調・抑揚をも習得せんとす。言語の模倣の最

も盛なるは、十八ヶ月前後にして、一ヶ月約數十の新語を學び、二年の終には約三百七十、三年の終には六百八十、四年の

年 齡	各 品 詞 習 得 數						
	名 詞	動 詞	形 容 詞	副 詞	代 名 詞	前 置 詞	接 續 詞
一 歲	七	一	二				
二 歲	二二二	八八	三七	二一	八	六	一
三 歲	四〇六	一四七	六	三一	一四	九	一
四 歲	七三〇	二六五	一三五	八六	二二	一九	一五
合 計	一〇	三七九	六八一	一、二七八			

る會話の習熟は、幼兒期に行はるゝものなれば、母は家庭に於ける言語に注意して幼時より精確にして上品なる言語を聴かしめ、野卑なるものを排すべし。

終に於ては、實に千二百の單語を覚え、日常の會話に不便を感じざるに至るを常とす。かくの如く單語及び簡易な

**把持本能** 幼兒は眼に觸るゝものは、何にても自己の手に持たんとするの傾向甚だ強し。而して一旦事物を手にするや、或は之を打ち或は之を毀はし、以て自己の力に依つて外界を支配せんと試むるなり。

**玩具** は幼兒の把持本能に基づきて作りたるものにして、世に「持て遊び物」といへるは、よく其の本質を明示したるものなり。玩具は幼兒の精神の發達に缺く可からざる者なれば、其の選擇には特に意を用ひざるべからず。簡單にして幼兒の意のままに爲し得る土砂・水・木片・紙・小動物等は玩具の上乗なるものなりとす。

### 第五章 兒童の身體及び精神

五歳より十二歳に至る八年間を兒童といふ。この時期



に於て、兒童の身體は發達と共に漸次強健を加へ、精神の分化殊に著しく、成人の有する精神作用は、既に兒童に於て殆どその全部を認むるを得べし。唯成人に於ては、その作用複雑なるも、兒童にありては單一なるを常とす。以下少しく兒童の身體及び精神の發達に就きて叙述すべし。

第一節 身體の發達

身長 身體の發達の一般状態は身長の發達によりて知るを得べし。兒童の身長の發達は毎年同一ならずして動搖あり。生後二年間は急速の増加を爲し、夫より次第に發達力を減ずるも、五歳乃至七歳の間に於て身長の稍急に増加することあり、是れ**第一伸長期**なり。九歳乃至十一歳の間に於ては不規則なる發達を現し、一時發達の止まることすらあり、これ次ぎに來るべき大なる發達の前徴なり。十

一歳より、十六歳の間に、**第二伸長期**現れ、女兒は男兒よりその時期一年乃至二年早きを以て、十一歳より十四歳に至る

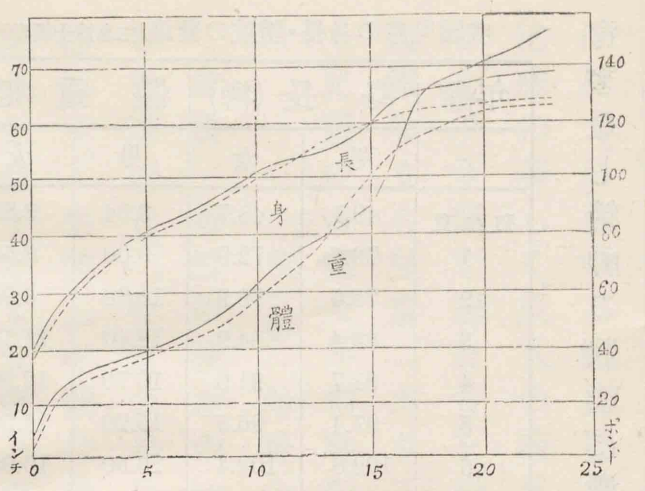
我國兒童の身長・體重の發達(三島博士調査)

年齢	身長 (厘米)		體重 (匁)	
	男	女	男	女
初生兒	49.1	48.7	3.04	2.87
1	73.5	72.9	9.00	8.50
2	79.5	78.9	10.80	6.90
3	85.4	84.9	12.40	11.50
4	91.7	91.0	13.70	12.90
5	97.4	96.5	15.20	14.50
6	102.8	102.4	16.50	16.00
7	103.3	107.2	17.80	17.20
8	113.8	112.0	19.10	18.70
9	118.3	116.2	21.00	20.50
10	122.8	120.4	23.00	22.30
11	127.0	125.9	25.00	24.40
12	130.8	132.3	27.20	27.80
13	135.2	139.0	29.80	31.40
14	141.5	143.2	33.60	36.50
15	146.3	144.7	38.70	38.20

育をなし、精神の状態に激變を來す、之を**青春**期といふ。我

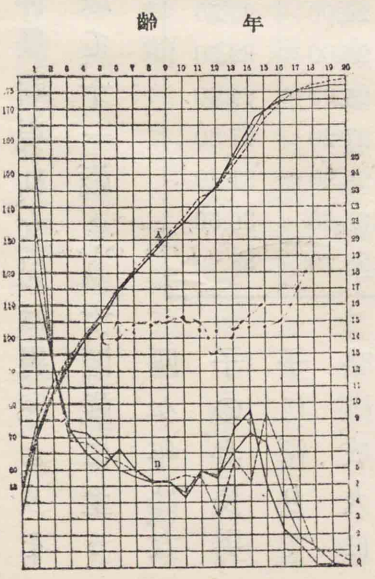
四ケ年は、女子の身長男子に優りて略ぼ、成人に近づく。この期に於ては體重・肺量・筋力・心臓・血管等すべて顯著なる發

第五圖 身長・體重の發育  
——男  
……女



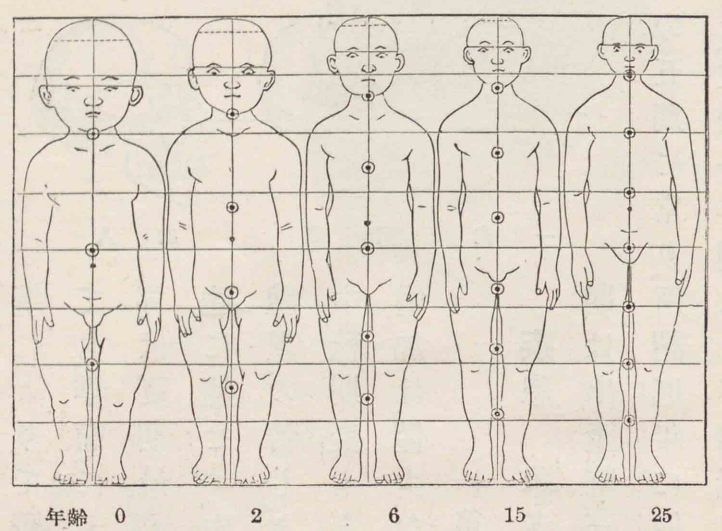
第六圖 三人の兄弟の身長の發育  
太い線は長男  
細い線は次男  
点線は第三男  
Aは長男の絶對數  
Bは各年の絶對增加數

て體重の第一充實期なり。  
第二充實期は八歳乃至十歳頃にして、第三充實期は十二



國女子の青春期は、十一歳より十四歳に至る四年にして、男子はこれより少しく後るゝを常とす。  
體重 體重の増加は身長と稍時期を異にす。初生兒より四歳までは、體重の増加は身長に比し稍大にして、この四ケ年は主とし

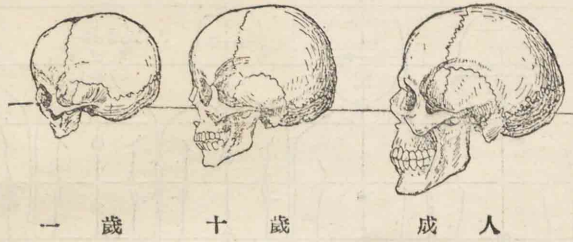
第七圖 各年齢に於ける身體各部の比例



心を以て漫に兒童の心を推定すべからず。

歳乃至十七歳の間なり。  
其の他の各器官に於ても發達の時期に相違あり、その程度にも差あるが故に、初生兒を一樣に伸長、充實せしむるも、成人となる能はず。初生兒には初生兒の特徴、兒童には兒童の特徴、成人には成人の特徴あるものなれば、父母及び教師は先づその特徴に注意すべく、精神の作用に於ても兒童は兒童の特徴を有するものなれば、成人の

第八圖  
頭骨の比較



一 歲      十 歲      成 人

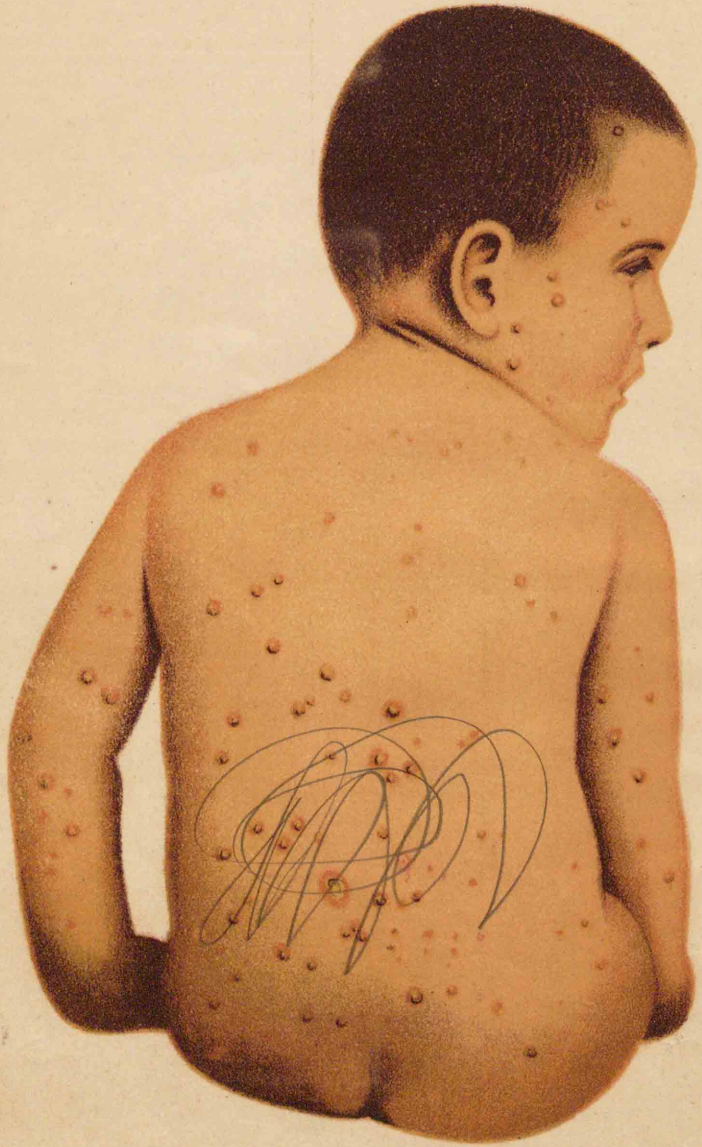
季節と發達

身體の發達は、食物・日光・溫度・氣壓・濕度・運動等によりて影響せらるゝを以て、一年間に於ても、季節により發達に變化あり。身長の發育は夏期最も良好にして、この期は體重の發達到に適せず、中には發育の停滯するものあり。體重の著しき増加は、九月より一月に亙り、就中秋期最も大にして、この期に於ける身長の増加は、僅少なり。

第二節 身體の疾患

疾患 學者の研究によれば、人の重なる死期は出産時・三歳・二十三歳・四十二歳・七十二歳は、生後一年間に於り、所謂厄年やどどに似たり。就中死亡率の最も多きは、生後一年間に於り、出産兒の約四分の一を斃し、その因を

第三十圖

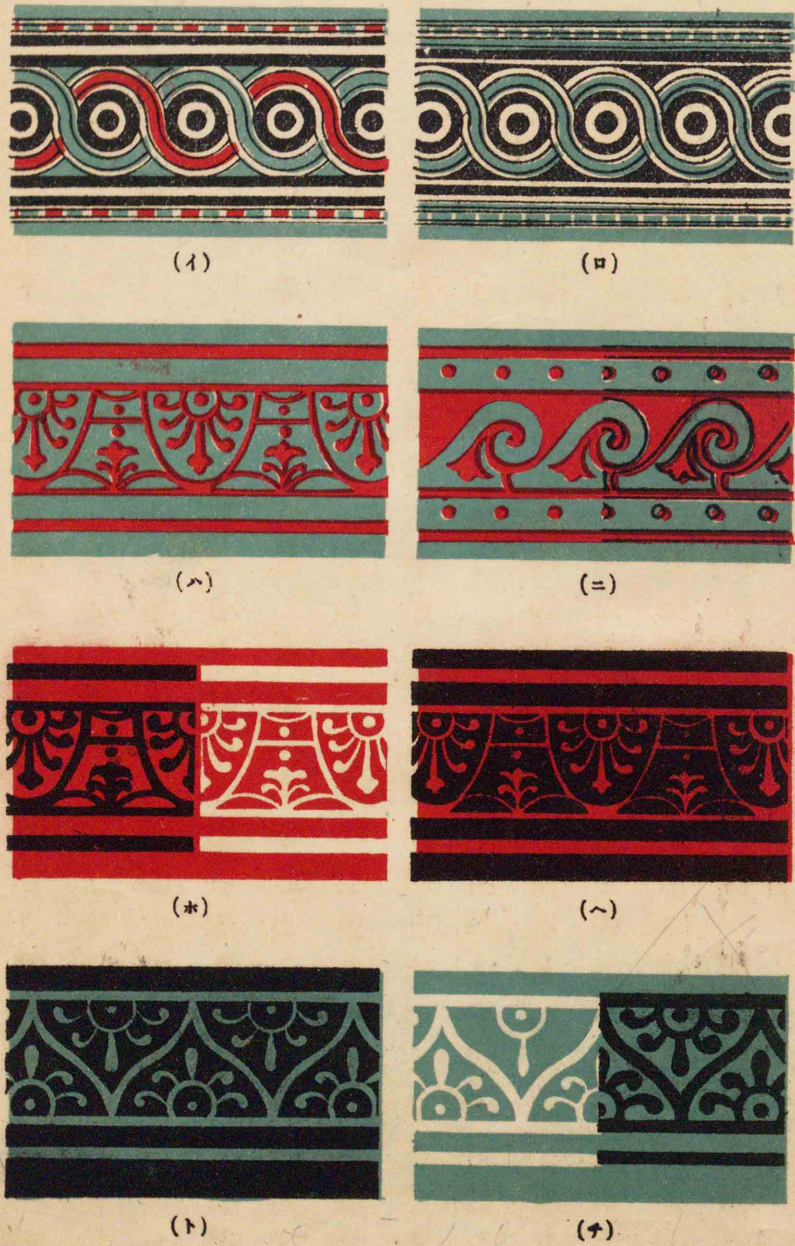


水痘 (氏ルケッヘ)



りて、往々數月に亙ることあり、主として哺乳兒に多く、十歳以後には少し。流行性耳下腺炎は俗に阿多福風と稱し、耳下腺部急に腫脹するが故に、容易に知るを得べし。家庭學校寄宿舎に流行し、殊に十四五歳のもの多く之に罹る。腦膜炎は二歳乃至七歳の小兒を冒し、麻疹及び百日咳より誘發せらるゝこと多し。頭痛を起し諸筋の痙攣を伴ふ。

**養護上の注意** 身體の養護上父母は常に兒童の飲食物の量の均一なるか、又は不同なるかに留意し、その不同なるを戒むべし。又睡眠の状態常ならず、折々悪夢に襲はれ、寢言をいひ、睡遊等のことあらば、それは神経系統の異常に基づくを以て、醫師の診察を受くべし。幼兒の健康の如何は直に其の顔色に表るゝものなれば、絶えず血色表情に留意し、入浴及び寢衣を着換ふる際には、全身の肥瘠、脊髓の曲直に



赤黒白青の  
色対照

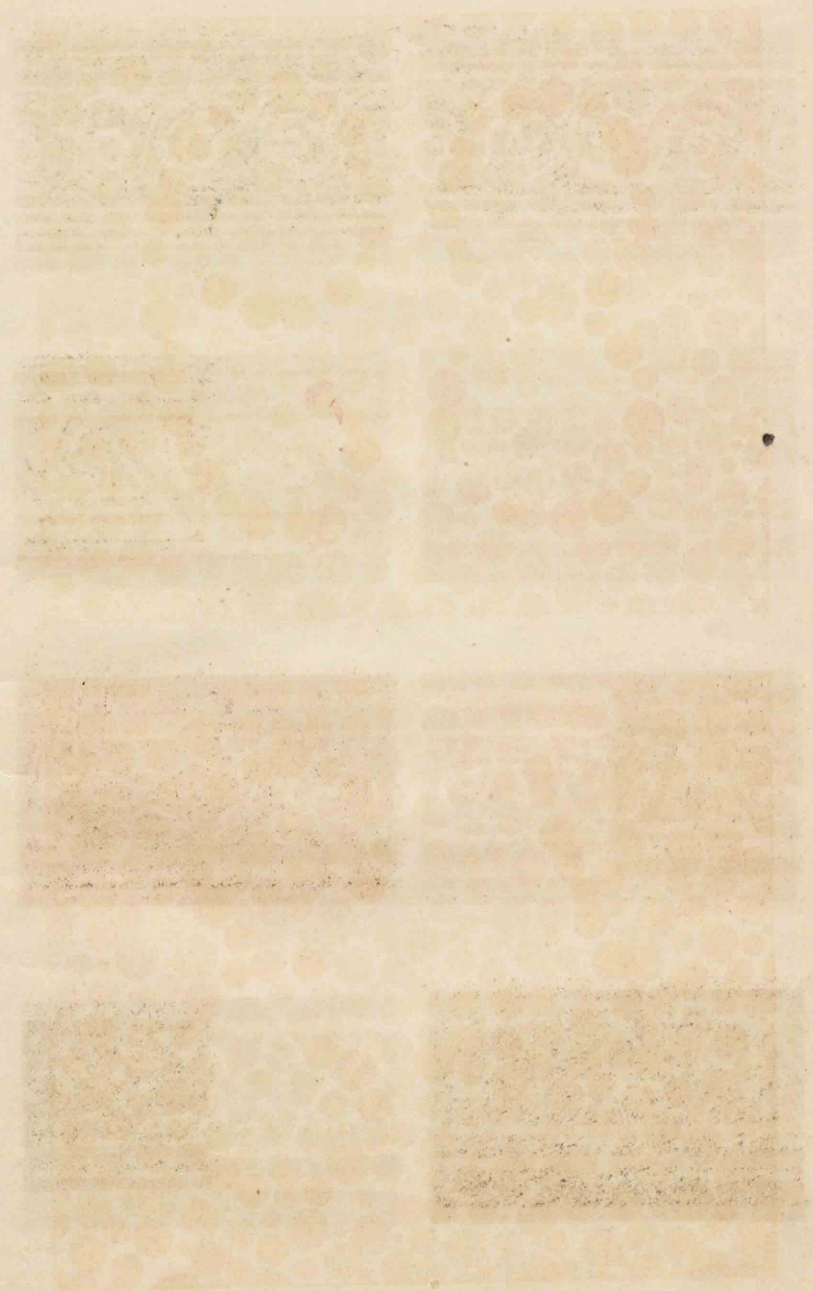
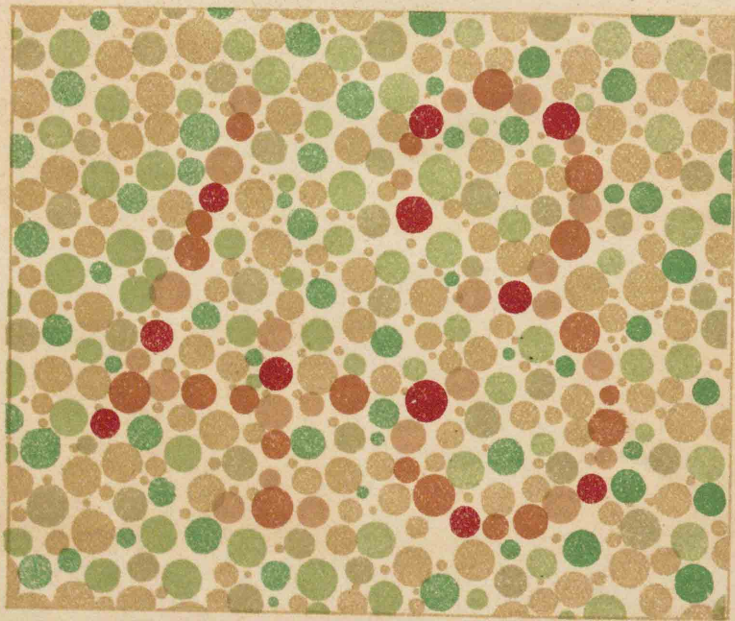
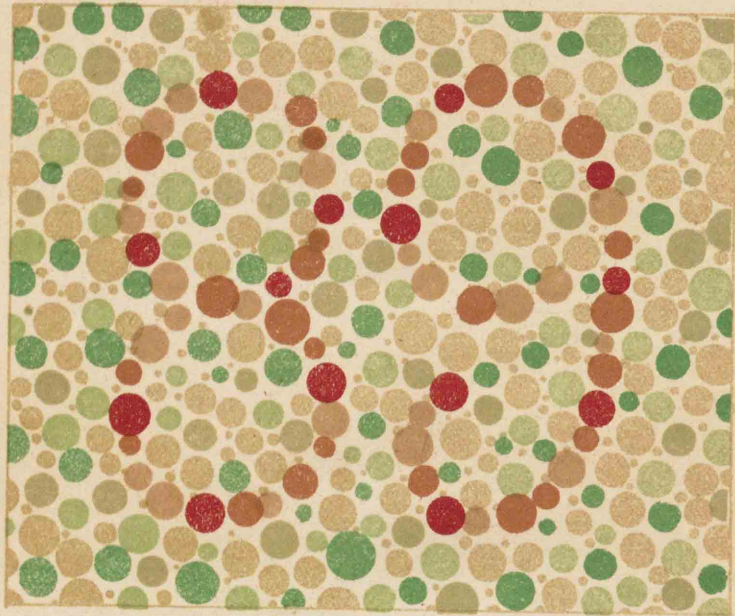
意を注ぎ、頭髮・爪・齒等の不潔にならざる様注意すべし。

第三節 精神の發達

第一 心の三作用

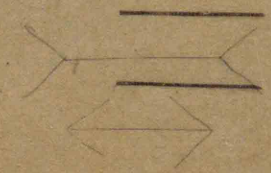
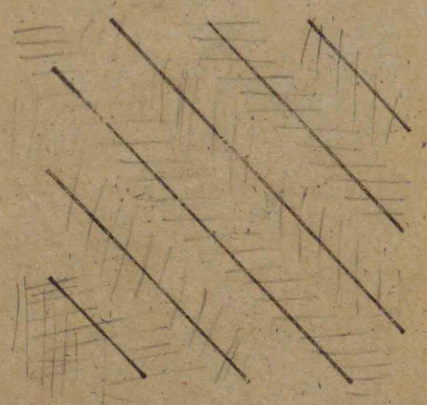
心は生活の必要に迫られて發生したる者にして、四圍の狀態及び變化を知り、之に吾人を順應せしむる指南車なり。外圍の狀態を知らざる時は、生物は生存する能はず、之を以て人は外界の變化を感知するの作用を有せざるべからず、之を認識作用といふ。認識作用の萌芽は前に述べたる感覺なり。又人は外界の變化を感知すると共に、之に對し快不快の感を抱く、之を感情といふ。一般に快感は生活の作用を助け、不快感は之を妨ぐるが故に人は快感を求め、不快感を除かんとして運動を起す、是れ意志作用の起原なり。この認識・感情・意志の三作用は、已に之を嬰兒にも認むるを

圖 五 十 第  
表 定 檢 盲 色



夏 年

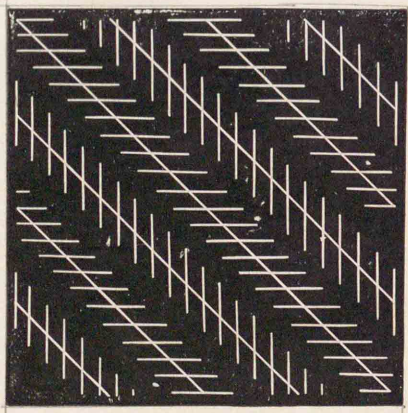
LIFE



(四四—四五)



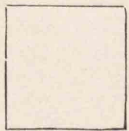
(イ)



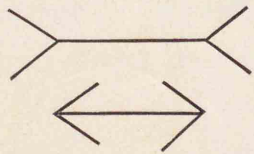
(ロ)



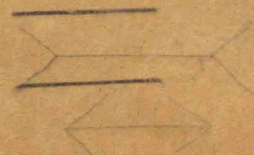
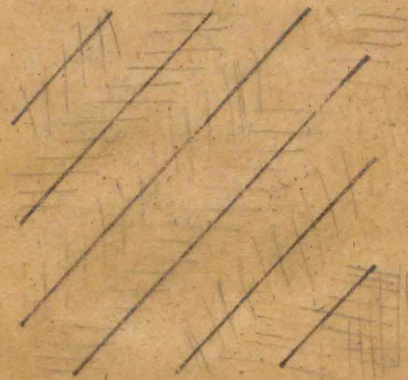
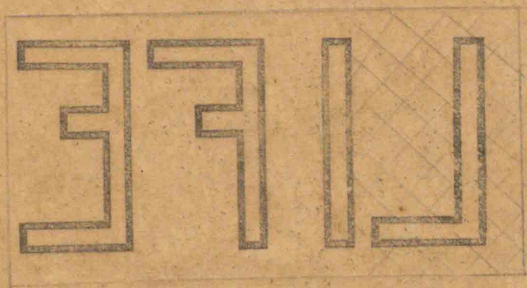
(ハ)



(ニ)



(ホ)



(四四一四五)

(四四一四五)



直接の観察  
 事物の性質  
 打撃と能動  
 直接の観察  
 能動の  
 観察  
 直接の観察  
 事物の性質  
 打撃と能動

得べく、身體の發育に伴ひ、次第に高尚複雑と成るものにして、教育の主要なる事業は、實に是等の精神作用を圓滿に發達せしめんと欲するにあり。されば以下少しく是等の精神作用につきて述ぶる所あるべし。

第二 認識

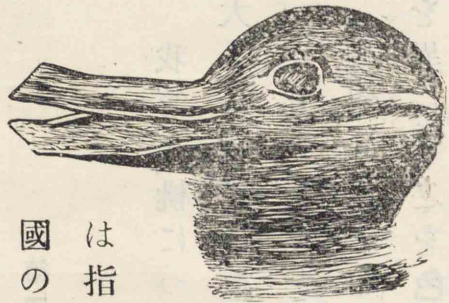
イ 直観

我等今、桃につきての知識を得んと欲せば、その色・形及び大さは視覺に、重さは觸覺に、味は味覺に、香は嗅覺に訴へて一々其の特性を探らざるべからず、之を直観といふ。視覺は色を知るものなるが、色はその配列によりて強さを異にす、之を色の對照といふ。又色の區別の不能なるものあり、之を色盲といふ。色盲は船員・軍人・縫工等には不適當なれば、早く之を検出せざるべからず。

事物の形を明らかに認むるは、視覺に如くものなしと雖も、視覺も亦誤に陥ることあり、之を錯覺といふ。又人は同

一の者を二様に見ることあり、是れ直觀には過去の記憶の加はるあるがためなり。

我等若し不幸にして視覺を失ふ時は、觸覺によつて形を知るを得べし。盲人



は指頭の觸覺の助けによつて點字を讀む。米國のヘレン、ケラー女史は幼時より盲且つ聾なりしたため、主として觸覺の練習に専心して驚くべき發達をなし、遂に大學の課程を終りたり。

直觀したるものは心像として心に存す、之を觀念といふ。

第十七圖

二種の知覺  
現とも見え鴨とも見ゆ

一度生じたる觀念は永く心に保たれ、時々想ひ起されて種々の用に供せらる、之を記憶といふ。我等が學習したる多くのことを、心に留め得るは、實にこの作用に基づくものなり。記憶作用の盛なるは兒童及び青年期にして、壯年期を過ぐれば次第に薄弱となる。

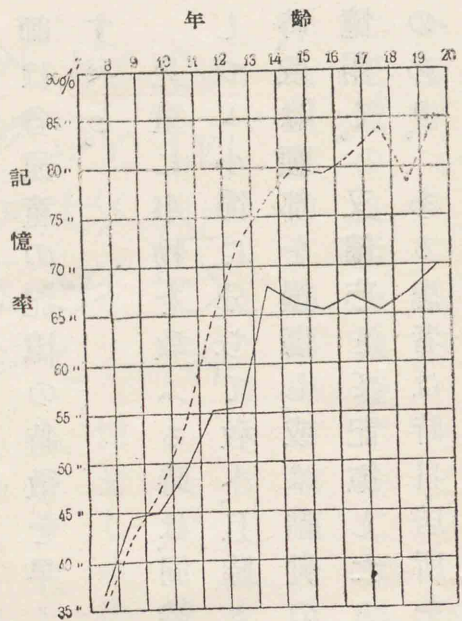
記憶の良否は學習作用と密接なる關係を有し、従つて學校成績の優劣は記憶の良否に比例す。次ぎの數字を一秒に約一字の速さにて呼稱して、直に之を復誦せしめ以て記憶の良否を檢查し見よ。

年齢	数字	字	正しき復誦の割合
四	四七三 二八五 七二六	(順)	三回中一回

優 成 秀 人 の	凡 成 人 の	十四	十二	十	九	七
八四七 三九二 七八五 九五三 五四四 八六九 二二六 (順)	七五四 五八七 二三一 六二九 三九五 八四二 (逆)	九七二 一八三 四三七 五 (順)	七九四 五四七 九一二 八七三 四九五 (逆)	五二一 一七四 六 (順)	五四八 三二六 九七三 七六七 (逆)	九四三 八一七 一八七 七三五 六五九 (順)
三回中一回	三回中一回	二回中一回	三回中一回	二回中一回	三回中一回	三回中一回

第十八圖

器械的記憶の發  
達(スメツドレ  
I氏)  
實線:聽覺的記  
憶  
點線:視覺的記  
憶



器械的記憶は九歳より十四歳の間最も強盛なり。この

間には、其の能力漸次に發達するも、十五歳頃一時不良期ありて其の後差したる發達を認めず。國字・外國語・地理・歴史・理科の大部分の學習は、何れも器械的記憶によるものなれば、是等の學習は九歳乃至十四歳の間にて之を行ふべく、外國語中單語並に會話は幼稚園又は小學校の初年級より課し、文字・文章の教授は尋常四年級頃より始め、中學校三年級に至らば、相當に第一外國語を理解し得るに至らしむるを可とせん。

又同一年齡にても、個人によりて或は見覚えの勝れたるもの、或は聴覚えに長じたるもの、或は動作の記憶に秀でたるものあり。例へば演劇を見て、甲は俳優の衣服・色彩をよく記憶し、乙は臺詞・音楽を詳に、丙はその動作を細かに記憶するが如し。是等は皆各個人の生まれつきなれば、父母・教師は各兒童の記憶の特徴を早く察知して、之を適當に指導すべし。

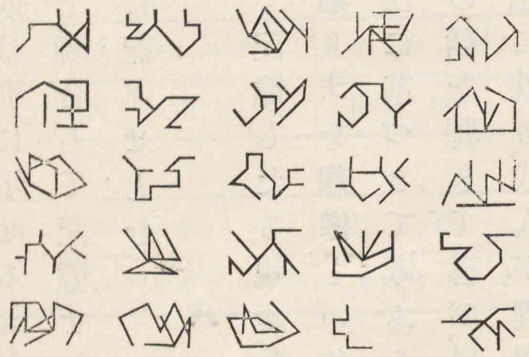
兒童に事物を教ふる時は、同時に多くの材料を授けず、少しづつ小節に分ちて教へ、且時々復習すべし。疲勞したる時、或は頭部を損傷し、或は精神の過度に興奮したる時は、記憶弱し。又健忘として記憶したることを再生し能はざるものあり。ある患者は時日・居所を知らず、病院を我家と思ひ、己れの主治醫すら記憶せざるものあり。記憶の能は練習

第十九圖  
記憶材料

によりて次第に發達するものなれば、絶えず練習を怠るべからず。

記憶の良否を檢查するには種々の方法あり。例へば第十九圖の如き圖形中の數個乃至十數個を、數秒乃至數分間示して之を記憶せしめ、或は次ぎの如き文章を讀み聞かせて、其の内容を記憶せしめ、其の中の單語を想ひ出さしむるか、

「昨夜九時半頃、役場ノソバデ火事がアッタ。一時間バカリデ消エタガ、八ケンヤケテシマッタ。ヨクネムッテ居タ女ノ子ヲスクヒ出スタメニ、村ノ若者ガ二人手ト足トニヤケドヲシタ。」



或は別に示せる如き検査用紙(甲)を用ひ、上の語と下の語とを聯合して記憶せしめ、次に記憶せしものを検査用紙(乙)に記述せしむ。

ハ 想像及び思考

記憶したる觀念を材料として、未だ知らざることを思ひ廻らすを想像といひ、確實なる觀念を材料として、論理の理法に基づきて考ふるを思考といふ。幼兒が舌切雀、桃太郎の話の聽きて喜び、兒童が歴史を讀み、地理を學び、青年が空想に耽り、成人が理想を描きて社會に奮闘する、皆これ想像作用に基づくものにして、ニウトンの理學、人麿の歌、李白の詩、シエークスピヤの戯曲もその端を茲に發せり。幼兒及び兒童が遊戯をなし、文を作り、畫を描き、手工をなすが如きも皆想像作用に基づくものなれば、幼時より其の發達に留

想像  
一、竟、羨  
想像の既有的觀念  
念を分解して之を  
料するホズ経験  
新觀念  
描く心  
用を  
三  
三  
三

例、  
想像の既有的觀念  
念を分解して之を  
料するホズ経験  
新觀念  
描く心  
用を  
三  
三  
三

(甲) 検査用紙

上の字を見たら下の字がすぐ思ひ出される様によくおぼえておいて下さい。時間は二十分。

ヤリメ	フラコ	メンス	チント	ケヒト	ロスサ	クルヘ	トロイ	スルク	ワイメ
子	犬	山	太	花	父	三	五	六	火

川	九	水	名	七	百	市	大	西	目
リンス	センク	サイコ	レシル	ワルレ	オルク	セキツ	ヘンチ	リヒト	キンテ

ホン	スミ	トリ	ネコ	ペン	フデ	ボシ	アシ	カホ	イケ
イシ	サル	クニ	カメ	スシ	カミ	キル	ツメ	クチ	ブナ

(乙) 検査用紙

ワイメ	目	イケ	スルク	西	カホ	トロイ	大	アシ	クルヘ

市	百	フデ	ケヒト	七	ペン	チント	名	ネコ	メンス

水	トリ	フラコ	九	スミ	ヤリメ	川	ホン	ボシ	ロスサ

例、口談話より、小説を讀み、其の状況を想像する、の如し  
 精神想像等

一定の目的 計劃より、各種の觀念を結合し、想像の觀念を構成す。  
 如く、場合を想像する。  
 例、小説を讀み、其の状況を讀み、小説を讀み、藝術上の考察を以て、如く

三 想像

空想 妄想  
 判断 同情

想像。利害

利害

計畫  
 理想

日本人

国籍

動物

黄色

植物

理想

米国人

1

動物

白色

植物

理想

英国人

1

動物

白色

植物

理想

通じ

理想

動物

人として

意すべし、

想像の病的状態に妄想あり、犯罪妄想は悪行なきに罪を犯せりと思ひ、虚無妄想は自己も家も世界も無くなれりと思ひ、誇大妄想は自己を過大に評價して、中には體力千人に敵し、四海の帝王なりと稱するものあり。されば想像は適當に教育して、妄想に陥らしめざる様注意するを要す。

思考は最高の知的作用なれば、その發達には特に意を注ぐべし。正しき思考を爲さしめんとせば、先づ觀念を明らかにし以て概念を精確ならしめ、進んで一定の法則に基づきたる推理をなさしむべし。

二 注意

外物を明らかに認識せんと欲せば、之に心を注ぎ、認識を妨ぐる他の刺戟を排除せざるべからず、この働きを注意と

いふ。幼兒は外物の面白さに導かれて、自然に注意するを常とす、之を無意注意といふ。されど人は又興味なく自己の好まざるものにも注意せざるべからず、かくの如く意志を用ひて事物に注意するを有意注意と稱す。學を習ひ業を營むに際し、注意の薄弱なるものは、その成績一般に不良なれば、幼時より事物に専心留意するの習慣を養ふことは教育上極めて必要なり。



注意は其の稟質と疾病其の他の事情により強弱、長短あり、精神能の薄弱なるものは、注意に缺陷あること多し。幼兒の注意を檢查するには、上の如き圖形を摸寫せしめ、其の際の注意状態を眼と手との動作により觀察すべし。注意の薄弱なるものは、之を摸寫するに當

り一見したるのみにて、全部を一時に不完全に描き終り、注意深き兒童は各邊の長さ、邊と邊との角度等を一々細かに觀察して、徐々に描くを常とし、従つて其の成績も佳良なり。稍長じたる兒童に於ては、次ぎの検査用紙を用ひ、二分乃至三分間、二種乃至四種の數字を出来るだけ速く消さしめ、正しく消したる數字、誤つて消したるもの、見落したるもの等を計算して、注意の能力を察すべし。其の他讀書の際の讀みちがひ、讀み落とし、書記の際の脱字等の觀察によるも、略ぼ之を推定するを得可し。

第三 感情

感情の意義 朗かなる光に照らされたる春の野は、春の景色の觀念を與ふると共に、又嬉しき感情を誘致し、親しき友の死は悲哀を感じしむ。かくの如く感情は實に經驗に

價値を與ふる作用にして、心の深底に潜める最も強き働きなり。この作用なくば如何なる刺戟も冷かなる灰の如く、喜びも、悲みも、希望も生ぜざるべし。而して感情は主觀の反應なるを以て、同一の事物も主觀の状態により時々異なる感情を生ずるを常とす。

この世をば我が世とぞ思ふ望月のかけたることもなしと思へば、月見ればちよにものこそ悲しけれ

我身一つの秋にはあらねど。

**感情の性質** 感情の重なる性質は快不快なり。初生兒は不快の情に伴はるゝこと多けれども、成長するに隨ひ、漸次快の情強くなり、常に愉快なる感情を有するは、幼兒及び兒童の特色なり。兒童及び他人の感情は直接に知るこ

注意検査用紙

(五四—五五)

51684923701275048693418902563717560892437869043125  
 78051342692409761538320415796848126739053790865214  
 35978461025182374960859324107693452086179316758402  
 27396508149736150284047859621309315648724235979081  
 425301798638609154472936748012564931207586127490538  
 94703856216093827145781096135252794163801048237956  
 09825617438354692017602137958421849570360952186743  
 10462795380628439751274560389135078421695681921370  
 86149230574517286309195683274086207354912473501869  
 63217084957941503826563271840970683951248504312697  
 79621340584251938607904817236562830514975948071236  
 96810357421945370268047238659190368271547503294168  
 07342918659612487053198306547215793482608359726401  
 34768125906307594812485973120671029645383471662890  
 65973284010836149725253469018754172839061265830749  
 83509472168570213946521084763927451906836897103524  
 18097653242784651390312695874048205163794180569372  
 20485761397168025439670142395806947328152016487953  
 41256809735093762184869751402383516790429624315087  
 52134096873429806571736520981439684057210732948615



第二十圖  
無邪氣の表情



と能はざるが故に、感情の身體上に現れたる言語・表情及び身振によつて之を推察す。微かなる感情は呼吸・脈搏等を

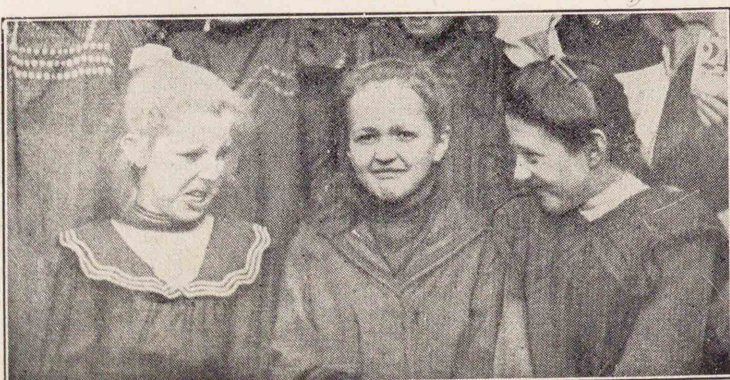
變化し、稍強きものは之に加ふるに顔面の筋肉及び手肢の變化を以てし、最も強きものは、身振をも變化せしむるに至る。單純なる快・不快の外に我等は又恐怖・憤怒・同情・愛情・美的感情・知的感情・道德的感情・宗教的感情等種々の複雑なる作用を有す。



味 甘 (甲)



味 酸 (乙)



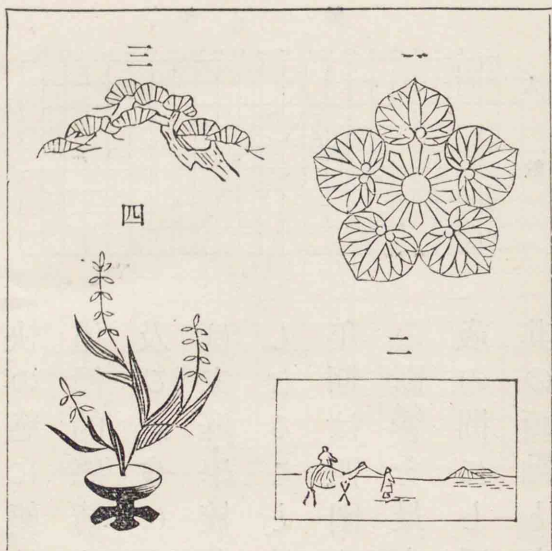
味 苦 (丙)

恐怖及び憤怒は自己の保存を害すべきものに對して起る感情にして、正當なる恐怖と憤怒はつとめて涵養すべきものなり。同情は他人の快・苦を共感するより起る。幼兒が母の笑ふを見て笑ひ、他の子供の泣くを見て泣くは、他人の表情の共鳴より生ずる有機的同情なり。この情は高等なる同情の核となり、知識・經驗の進み、想像の發達に伴なひ思慮に基づく眞の同情となる。眞の同情は道德の基本なれば、之が教育には殊に心を用ひざるべからず。

愛情 はもと親子・兄弟の愛に萌し、進みては一家・團體・國家を愛し、遂に天地萬物を愛護する至高の愛情に發達す。

美的感情 は事物の關係より生ずる一種の感情にして、自己の利害と直接の關係を有せず。この感情は多くは視・聽の觀念に伴なひ適意・不適意の様にて現る。形状に對稱

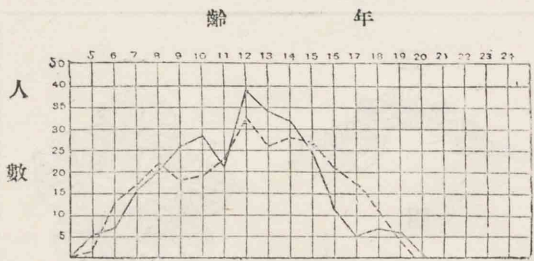
第二十二圖  
一、對稱  
二、三、四、對象  
の暗示



といふ。之を建築に應用したるは五重の塔の類なり。疑  
**知的感情**は思考作用に伴なひて生ずる感情なり。疑  
 問に逢ひて不快を感じ、難問を解きて快を覺ゆるは、其の一  
 種にして、この情は研究心を刺戟し、眞理探究の先驅となる。

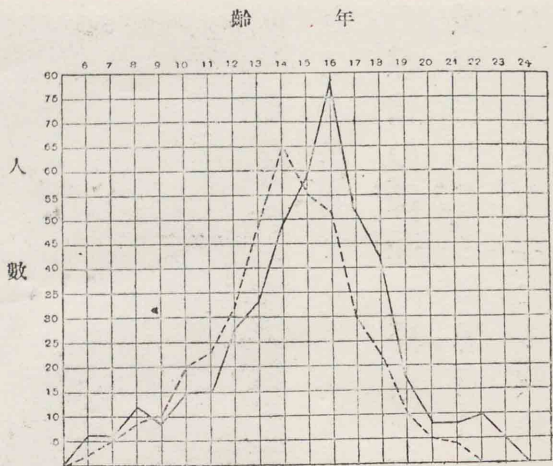
或は釣合ある者は適意の情  
 を起し、統一は快感を與へ、無  
 統一は不快なり。又人體を  
 見るに、下肢は上肢を、腹部は  
 胸部を反復し、下は重くして  
 安らかに、上部に進むに従ひ  
 輕妙となり、最上に頭ありて  
 全體を統一す、かくの如く縦  
 に對稱を保つを**類形の反復**

第二十三圖  
悪の影響を受け  
易き年齢と割合  
(ベル氏)  
實線は男  
點線は女



幼児が物事に疑問を起して、長者に尋ねるは知的活動の萌芽なれば、つとめて満足なる解答を與ふべし。我等は又他人のために盡くしたるときは、**道徳的感情** 自ら一種の快を感じ、自己の行といへども、不正なる時は、不快の感に襲はる、之を道徳的感情といふ。道徳的感情は最初家庭に於て養はれ、學校及び社會によりて完成せらるゝものなれば、家庭、學校及び社會の状態を道徳的ならしむることは、教育上極めて肝要なり。青年期は四圍の影響を鋭敏に感受し、殊に悪の影響を最も強く受くるは九歳乃至十五歳の間に於て、就中男女とも十二歳を以て其の頂點となす。善の影響を受け易き年

第二十四圖  
善の影響を受け  
易き年齢と割合  
(ベル氏)  
實線は男  
點線は女



齡は十二歳より十八歳の間に於て、就中女子にありては十四歳、男子にありては十六歳最も著し。されば父母、教師は特にこの時代の兒童、青年に對しては、特殊の教育と注意とを與へざるべからず。**宗教的感情** は超人的なるものに歸依して、その守護を乞ひ、恩恵を願ふの感情にして、兒童の宗教的感情は、成人の宗教的生活を見、その中に生活することによりて發達す。幼児は父母、兄弟、姉の神の前に額づき、靜かに祈禱するを見ては、一種の感情を味ひ、自ら之を摸倣することによりて一層その情を強む。而して一度宗教的信念を得

第二十五圖  
宗教的態度



るに至らば、世界は一變して希望と感謝と平安とに満たされ、安住の地位に於て貴き事業に従事し得るに至るものなり。宗教的經驗に入るの年齢は七歳乃至二十歳の間にして、就中最も多

きは青春期なり。

感情の障礙 感情の病的状態に二種あり。一は感情の減退にして、この患者は自己及び家族、他人に對して冷淡となり、從來有したる興味も遂に全く消滅するに至る。二は

第二十六圖  
感情の亢進



感情の亢進にして、かゝる患者は、物なきに喜び、事なきに笑ひ時には烈しく忿怒し、或は甚だしき苦悶に陥ることありて、世をはかなみ、遂に自殺をなすに至ることあり。病的快感は飲酒の際に現るゝこと多く、其の甚だしきものには、家人の訃に接し、或は自己の腹痛に對してすら快笑する哀れなる多幸症

の患者あり。

**氣質** 人は生まれながら神経系統の作用に特殊の傾向ありて、感情生活に一定の傾向を現す、之を氣質といふ。膽汁質は情緒の反應強くかつ速きが故に、外物に心を動かされ易く、靜思を缺き、短氣にして激し易く、不快の情に傾く。粘液質の者は眼前の刺戟に心を奪はるゝこと少く、思慮に富み快の情に傾く。多血質は陽氣にして、その動作は輕快事物に對して淡白なり。神經質は不快の情強く、陰氣にして何事にも悲觀し易し。兒童は一般に多血質に傾き、青年は神經質、成人は膽汁質、老人は粘液質に近し。四種の氣質には、各その長短あり。膽汁質は剛毅、敢爲なるも、悪しき方に流るれば、傲慢の性となり、粘液質は謹直、平穩にして、小事に齷齪せざるの良風あるも、過まては冷淡、無

強弱の別  
第二十六圖

情・不活潑の性となるべし。神經質は同情に富み親切なるも又陰鬱にして心變り易し。多血質は淡白爽快の風をなし交際に長ずるも、動もすれば輕薄にして容易く物に飽き、信を置く能はざる人物となることあり。教育者は早く兒童の氣質を察して、其の長を進め短に流れざる様常に注意すべし。

#### 第四 意志

##### イ 意志發達の基礎

動物及び人類は、遺傳により、生後の習得を待たずして、生を保つに適當なる動作を爲し、且その動作の反復によりて、高等なる意志行爲の基礎を作る。この生得の動作に二種あり、一は反射運動にして他は本能運動なり。

**反射運動** 一定の刺戟に對し、意識の媒介を経ずして、反

射的に營む單一なる運動を反射運動といふ。瞳孔の伸縮・瞬き・くさめ等は其の一例なり。

**本能運動** 胎兒の生まれて直に乳を吸ひ、蜂の學ばずして精巧なる巢を作るが如き運動を本能運動といふ。本能を分つて**自己保存の本能**・**種族保存の本能**・**社會的**・**本能**・**發達**・**的本能**の四種とす。是等の本能は必ずしも誕生と共に現るゝものにあらずして、各本能の發現には一定の時期あり。人類に於て最も早く現るゝものは、食を求め、不快を避くる、自己保存の本能にして、争鬭本能は社會に於て、自己を保存せんがために現れ、兒童の喧嘩、國際間の戦争は、この本能の顯著なる發現なり。

生物が自己の生命を維持するには、食物及びその他の事物を蒐集せざるべからず、之を**蒐集本能**といふ。この傾向は幼兒三歳頃より現れ、七八歳の兒童はその蒐集に何等の秩序なきも、青年に達すれば、自己に興味ある一定の品を集め且之を分類するに至る。父母教師の善導するあらば、教育上資するところ尠からざるべし。

身體及び精神を發達せしむる**發達**・**的本能**は、已に四ヶ月頃より遊戯の形にて現れ、稍長ずるに至れば模倣作用強盛となる。誕生前後の幼兒に向ひ「ア」といへば、幼兒も「ア」と答へ、手招きすれば直に之を模倣するが如きは、反射的模倣にして、未だ模倣の目的を意識せざれども、満二歳に達すれば意識的模倣漸次に發達す。言語・道德・宗教・慣習等の多くはこの種の模倣によりて習得せられ、社會に於ける流行は成人の模倣に基づくものなり。

兒童長じて三四歳の頃に達すれば、友を求め友と遊ぶの

社會的**本能**發達し始め、種族保存の本能は青春期に至つて始めて現る。ある本能の發動期に當り適當の刺戟を缺くときは、遂にその發現を起さざることあり、之を本能の**一時性**といふ。されば發達せしむべき本能は、その適當なる時期に於て刺戟せざるべからず。動物の生活は、成長の後ま

で多くは本能によるも、人類にありてはその幼時のみ主として本能によりて生活し、生長するに伴なひ、漸次之を減じ、或は漸次精練せられて意志的行爲となる。

意志は本能より發達するが故に、本能運動は濫りに之を抑壓すべからざるのみならず、教育者は宜しく適當なる刺戟を與へて之が發達を促し、之を指導して理想の支配に服せしめ、以て、高等なる意志の素地を備ふべきなり。

意志

意志の意義

認識の作用によりて、花の形狀・色彩を知り、感情によりて之に價値を與ふる時は、進んで之を得んと欲するに至る。かくの如く、ある目的を達せんがために、心の自ら發動するを意志といふ。

意志の種類

渴して直に水を飲み、小兒の食物を見て直に攔むが如きは、心に唯一つの動機ありて動作を起したる場合なり。かゝる意志を**衝動的意志**といふ。幼兒及び兒童の行爲は多くは、かゝる衝動的意志に基づき、熟慮したる結果にあらざれば、幼兒にむかひて、其の輕率を責むるは、小兒の意志作用を知らざるものといふべし。されど知識・經驗の増加して心意の發達するに従ひ、多くの欲望につきて其の優劣を定め、實行の手段につきて、その何れを用ひんかと思ひ運らすに至る。かくの如き場合を**思慮**といひ、思



慮によりて生じたる意志を**思慮的意志**といふ。成人の意志は即ち是なり。青年は決意の前に當りて多くの欲望の優劣を考慮すれども、是等の欲望を正しく批判するの能に乏しく、獨斷にて定めたる理想に従ひ、十分の考慮を経ずして任意に決意すること多し、之を**獨斷的意志**といふ。かくの如く人の意志は、反射運動及び本能運動に始まり、つゞいて衝動的意志となり、修養の結果、遂に思慮的意志に達するものなり。然るに多くの人は、發達の中途にありて、或は劣等衝動の優勢なる者あり、或は高等なる動機の成立せるも、未だ努力の件なはざる者あり、中には嘗て高等なる階段に達して再び墮落の淵に沈める者もあり。元來高尚なる行爲は修養の結果、漸く成立したるものなるが故に、その組織は崩壊し易し。之に反し本能運動は、その根柢深く

且強きものなれば、屢この本能に支配せらるゝことあり。されば我等は不斷の努力を以て本能運動を統御し、高等なる意志行爲を爲さざるべからず。この崩壊し易き行爲も屢、反復すれば、次第に安定鞏固となるに至る。孔子の「十有五ニシテ學ニ志シ、三十ニシテ立チ、四十ニシテ惑ハズ、五十ニシテ天命ヲ知り、六十ニシテ耳順ヒ、七十ニシテ心ノ欲スル所ニ從ヘドモ矩ヲ踰エズ。」と曰へるは、修養による高尚なる意志行爲發達の順路を示したるものにして、人格の養成上深く味ふ可し。

**意志の障礙** 意志に障礙起る時は、意志作用不完全となる。

**努力不能** 完全なる意志にありては、動機定まれば直に行爲となれども、不完全なるものによりては、容易に動作の

努力の生ぜざることあり、之を**努力困難**といふ。往々兒童にあらはるゝ怠惰の永續は、この一種にして輕き病症なり。是等の兒童は多くは貧血にして、腦に異常を有し、神經衰弱等の病狀あり。努力困難亢進すれば遂に**努力不能**となる。ある患者は脱衣に二時間を費し、コツプを手に執るに半時間を要せしといふ。

**意志の禁止** 兒童の意志を禁止する時は、その禁止は全精神に擴がり、自信を失ひ、感情を抑壓して、知力竝に道德力を滅殺することあり。殊に教師の一言一行は、兒童に深き感動を與ふるものなれば、その言行は慎重ならざるべからず。學者の記するところによれば、ある正常の生徒は、教師の誤解より劣等兒と看做されたため、その時より知力減退し、注意薄弱となり、怯懦の性を帶ぶるに至りしといふ。

**抑制不能** 動機發生するや、急に行爲を發し之を抑制し能はざるものあり、之を抑制不能といふ。佛國のある青年は、母を殺害せんと動機起りて、長く之を抑制し能はざりしといふ。時々、新聞に散見する盜癖、放火癖、飲酒癖等は一種の抑制不能にして、その極端なるものにおいて、一人にて數種の抑制不能を有するものあり。暴飲、放火、殺人をなし、遂に自殺するものゝ如きはその一例なり。

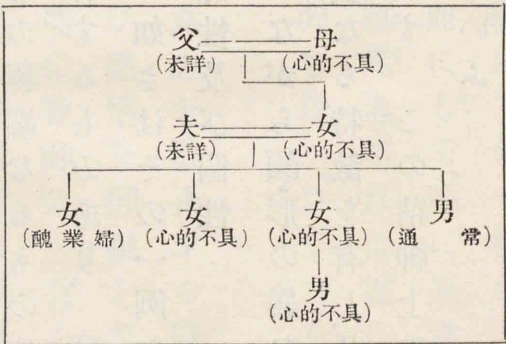
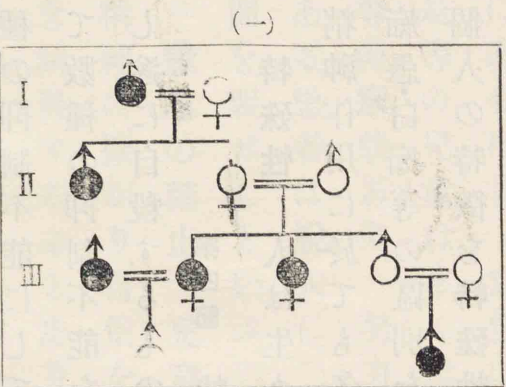
#### 第四節 特殊性及び個性

**特殊性** 人は生まれながら顔形の異なると等しく、其の精神作用に於ても各異なる特徴を有し、凡人、賢人、天才、遲鈍、痴愚、白痴等の區別を生ず。この精神上の差異より見たる個人の特徴を**特殊性**といふ。

**特殊性と遺傳** 人の特殊性は主として父母又は祖先の

第二十七圖

(一) 聾啞の遺傳  
 ♂ 男  
 ♀ 女  
 ○ 健全  
 ● 聾啞  
 (二) 心的不具の遺傳

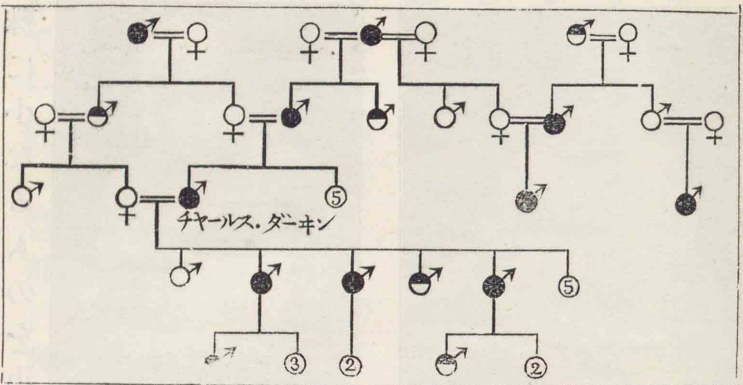


遺傳に基づき、聾啞の父母には聾啞の子女多く、精神病者の家系には精神に異状を呈するもの續出し、優良なる家系には多く優良なる人材を出だす。僅々數代の間に驚くべき多數の卓越せる科學者を出だしたるダーキンの家系を見よ。斯く人々の特殊性は祖先の遺傳に負ふところ極めて大なれば、性の向ふところを察し、適當に指導してその發達を促すべく、又子女の婚姻につきては、その配偶者の血統竝に特殊性に深

第二十八圖

ダーキンの家系  
 ♂ 男  
 ♀ 女  
 ○ 卓越せる科學者  
 ● 圓圈内の算用數字は其他の子孫の數

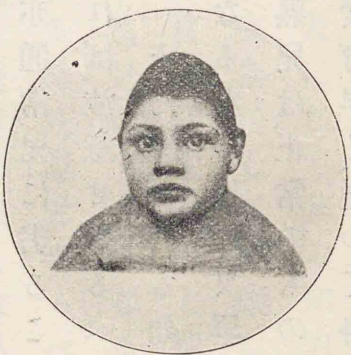
ウエジウッド家 ダーキンの家 ゴールドトン家



(二)



(一)



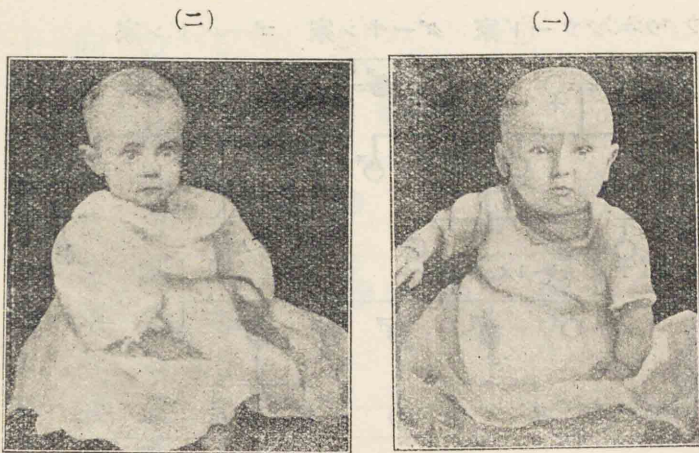
べし。腦髓の形及び大きさは一般の知力と關係あるを以て、

探り、次に各兒童の特徴を觀察す

く留意すべきなり。  
**特殊性の判定** 特殊性は遺傳の結果なるを以て、之を判定するには先づ豫め父母及び祖先の特殊性を

第三十圖

(一)健全なる早熟  
兒  
(二)神經性にして  
興奮し易き早  
熟兒



頭の形及び大きさは常に注意して観察せんことを要す。頭の殊に小なるものを小顱といひ、脳水腫のため著しく膨大せるを大顱といふ。この兩者は知力著しく薄弱なり。又その大きさは普通なるも形の偏曲せるもの、幅の比較的廣きもの、或は高さもの、或は長さものあり、これ等も亦通常兒に劣ることあるものなれば、注意せざるべからず。上に述べたる如き精神の薄弱なる者の外に又早熟兒あり。早熟兒は、正常のものよりも、身體の發育早く、従つて身長・體重の如き

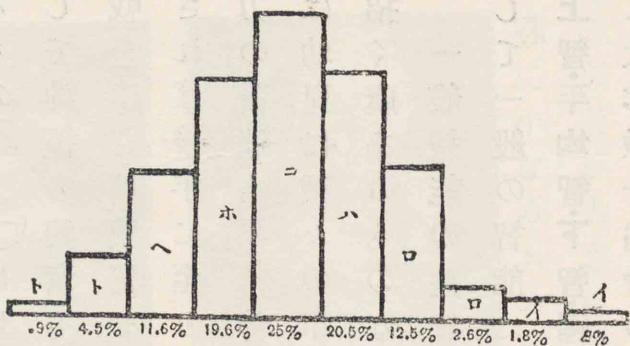
(甲) (乙) (丙) (丁) (戊) (己) (庚) (辛) (壬) (癸)

も同年齡のものより遙に大にして、其の知力も早く發達するを常とす。身體の發育完全にして健康なる體質を有するもの(圖第三十)は、自然の發育に任すべしと雖も、體質不良にして神經の興奮し易き早熟兒(圖第三十一)はなるべく人爲の刺激を遠ざけ、興奮せしめざる様注意せざるべからず。然らざれば後年に至りて、身體の發育不良となるのみならず、知力の發達も早く停止することあるべし。祖父母又は子守は幼兒に種々の事を致ふるを好み、その結果幼兒の早熟を招く虞あるものなれば、注意せざるべからず。一般智能の差等 各人の智能の特殊性の總合的結果として一般の智能に種々の差等を生ず。今之を天才・最上智・上智・平均智・下智・遲鈍・愚鈍・痴愚・白痴の九段階に別てば、社會に大多數を占むるは平均智にして、下智之に次ぎ天才及び

第三十一圖

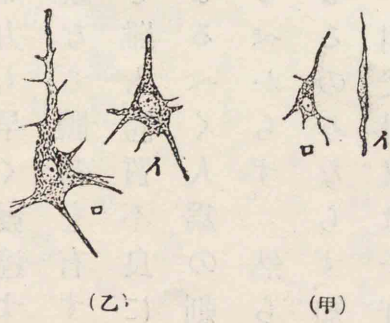
一般智能の差等  
と人数の割合

イ 天才  
ロ 最上智  
ハ 上智  
ニ 平均智  
ホ 下智  
ト 愚鈍



發育不良(第三十圖)にして、幼時より精神作用に缺陷を現はし、普通の兒童と同様の速

白痴は極めて稀なり。是等の各段階に屬するものゝ人数は未だ明かならずと雖も、大約上圖の如き割合に於て現はるゝが如し。  
白痴とは成人に達するも、精神年齢三歳以下のものを云ひ、痴愚は精神年齢三歳以上八歳以下、愚鈍は八歳以上十二歳以下のものをいふ。之等のものは皆神経系統の



(甲)

(乙)

第三十二圖

普通兒、痴愚、白痴の神経細胞

イ 白痴  
ロ 普通

イ 痴愚  
ロ 普通

度を以て學習し、又は普通の兒童と同一の程度に發達すること能はざるものなれば、個別的の發育を施さざるべからず。内分泌腺の異常より生ずる一種の愚鈍・痴愚又は白痴



あり、是等のものは治療によりて恢復し、普通兒となり得ることあり。上智・最上智・天才は普通のものに比

第三十三圖

内分泌腺の異常より來りし痴愚

し、精神活動優秀にして學習能力強大なれば、特殊の學級又は特殊の學校に入學せしめ、教育の内容を豊富にし、特別の進級法を開かざるべからず。

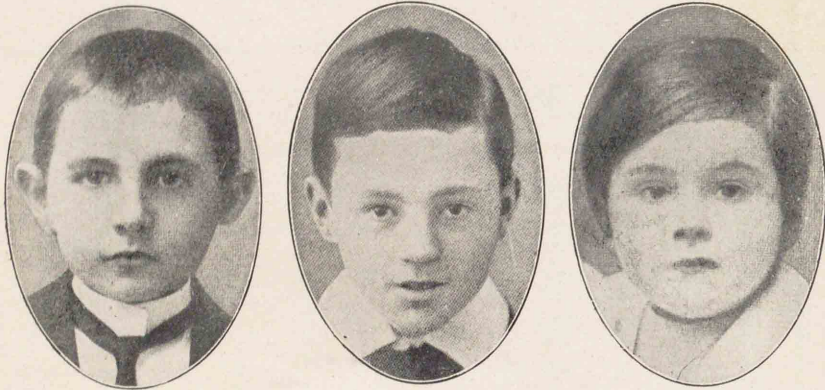
世人の普通兒と稱するものも、その有する個々の精神作用につきて觀察すれば、一方に於て長ずるも、他方に於て劣

るものあり。例へば或兒童は數學に巧みなるも、圖畫・手工に於て甚だしく拙なることあり。或は地理・歴史の記憶に長ずるも、體操・遊戯の劣等なるものあり。又事物に注意深く沈着にして思考に長ずるもの(第三十圖)、伶俐にして氣轉に敏なるもの(第三十圖)或は勇敢にして決意に富むもの(第二十四圖)又は情愛深く慈善の事業に適するもの等あり。是等は特殊性の數例に過ぎざるも、此の如く兒童は皆天の與へたる特色を以て生まるゝものなれば、之に應じて教育せられ、その特色によりて社會に活動せば、一個人の幸福なるのみならず、社會及び國家も亦之によりて利すること極めて大なるべし。

同一の學科・技藝を習熟するにも個人の特性に應じて發達の進路に種々の標式あり。(一)初めより終りまで絶えず

式標の童兒圖四十三第

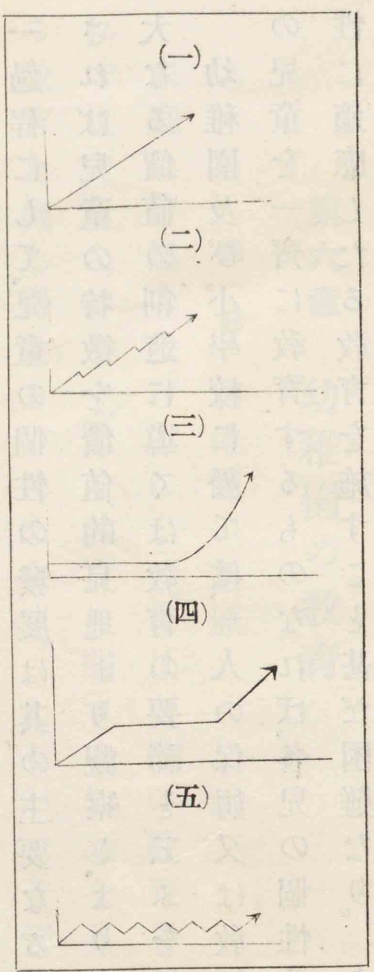
式人軍(三) 式務事(二) 式者學(一)



兒女るせ示を向傾的心の種諸 圖五十三第



第三十六圖  
發達の進路



一様の進歩をなすもの、(二)進歩の形式に於て前と同一なるも發達の途中に動搖あるもの、(三)最初は進歩甚だ少く、後期に至り急進するもの、(四)發達の中途に稍長き停滯ありて、最後に再び發達を起すもの、(五)最初より終末まで殆ど進歩の

時より成人に至る發達の進路にも屢現るゝものなれば、之を以て漫りに喜ばず漫りに憂へず、徐に其の特殊性の特徴を察して適切なる教育を施すべきなり。

現れざるもの  
等是なり。  
よる形式は、幼

**個性** 各兒童は皆天稟の特殊性を有し、この特殊性は又價値の創造に當つても特殊の傾向を表はす。この價値の創造に當つての特殊性を**個性**と稱す。教育は價値創造の一過程にして、兒童の個性の發展は其の主要なる目的なり。されば兒童の特徴を價值的見地より觀察し、より高く、より大なる價値の創造に導くは教育の要諦と云ふを得べし。

幼稚園及び小學校に於ては、一人の保母又は教師が多數の兒童を一齊に教育するものなれば、各兒の個性及び特殊性に適應したる教育を施すこと甚だ困難なり。されど、一方に於て各兒は互に共通の性質を有し且順應性あるものなれば、極端なる個性教育論者の言ふが如き弊害あるものにあらざるも、多數の兒童の中には少數の極端なる異常兒あれば、是等の者につきては教師は特別の注意を拂ひ、或は

特殊の學校に轉ぜしむる等適當なる取扱ひを爲さざる可らず。家庭は兒童の個性を觀察するに、最良の機會を有するものなれば、絶えず之に留意して著しき特性を學校に報告し、相携へて其の教育法を攻究すべし。

## 第六章 幼稚園の教育

### 第一節 幼稚園の起原

家庭は自然の教育所にして、母は自然の教育者なり。されど世の母たるもの、悉く、教育に關する知識を具へ、適當なる教育を施し得るものにあらず。よしかゝる資格を有せりとするも、家庭の複雑なるが爲に、主婦としての他の任務甚だ重きか、又は一定の職業に従事せるが爲に、子女の教育に専らなる能はざることあり。かゝる場合にありては兒



童の發達、ある度に達するを待ち、之を特別の教育所に送りて、其の教育を委託するに如くはなし。是れ一定の教育機關として幼稚園の必要なる所以なり。

次に、幼稚園は、家庭と學校との中間に位し、家庭より學校への移り行きを滑らかならしむる機關として亦必要なり。幼兒の家庭にあるや、父母、昆弟の間に交はり、終日嬉戲の中に愉快なる生活を送れども、一旦學校に入るや、上には嚴格なる教師あり、周圍には未だ相親しまざるの學友ありて、一定の時間に一定の日課を定めて學習に従事せざるべからず。されば生活の激變想像するに餘りあり。然るに幼稚園は一面家庭に類すると共に、又他面學校生活の趣きを具ふるを以て、學校生活の過渡期に於ける心身の變動を緩和し、學校生活に順應せしむるに於て大に利する所あり

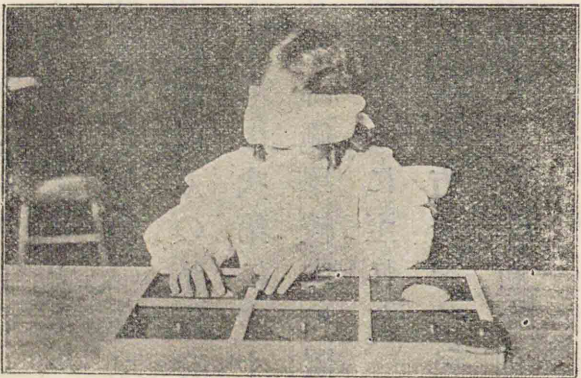
第三十七圖  
フレイベル



といはざるべからず。以上諸種の理由に基づき、幼稚園は今を去ること大凡八十年、西紀千八百三十七年、獨逸のフ

第三十八圖  
モンテッソリ幼稚園に於ける觸覺の練習

レイベル (1782-1852) によりて創設せられたり。フレイベルは天性兒童に對する熱愛を有し、當時、家庭の一般に教育に冷淡なるを患へ、プランケンブルヒと稱する地に幼兒教育所を設け、始めて幼稚園と命名せるが、當時種々の誤解を受け、幼稚園は



一時其の設立をすら禁止せられたり。然るに幸に氏の後繼者に幼稚園第二の創設者とも稱すべきマーレンホルツ、ビューロー夫人(1810-1893)あり、幼稚園運動を英佛の各地に擴め、千八百六十年終に獨逸をして幼稚園設立の禁條を解かしめ、爾來英・米の各地にも之を設くるもの次第に多く、我國にても明治九年始めて之を東京女子師範學校内に置き、次第に全國に普及し、終に今日の盛況を見るに至れり。近時伊太利のモンテッソリ女史は、低能兒教育の方法を幼兒に適用し、自由主義に基づき、幼稚園の教育に一大革新を加へたり。

### 第二節 幼稚園の教育の任務

學齡以前の兒童の教育は、身體の養護と諸種の善良なる習慣の養成とに主力を注ぐべきこと、第一章に於て已に之

を述べたり。幼稚園の教育亦學齡期以前に屬するを以て其の任務とする所、此に出でず。即ち一方に於て身體の發育を助長し、諸種の習慣を附與し、兒童の活動性を善良の方向に導くと共に、他方に於て、苟も身體の發達を妨ぐる如き事情は盡く之を遠ざけ、兒童の心情に不良の影響を與ふるものは注意して之を去り、よりて以て家庭教育の足らざる所を補ひ、強健快活にして、心情の圓滿なる幼兒を育成するを以て、其の目的となさざるべからず。左に小學校令施行規則に定められたる幼稚園の要旨を擧げん。

第百九十五條 幼稚園ハ滿三歳ヨリ尋常小學校ニ入學スルマテノ幼兒ヲ保育スルヲ以テ目的トス

第百九十六條 幼兒ヲ保育スルニハ其ノ心身ヲシテ健全ニ發達セシメ善良ナル習慣ヲ得シメ以テ家庭教育ヲ補ハンコトヲ要ス

幼児ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス  
 常ニ幼児ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事  
 例ヲ示シテ之ニ倣ハシメンコトヲ務ムベシ

幼稚園の主旨上の如し。故に幼稚園は全く家庭の教育に代はり得べきものにあらざ、又知識を授くる特別の機關にもあらず。フレールが其の初め幼稚園なる名を用ひしは、幼児を植物に、教師を園丁に擬し、幼児の教育は、例へば植物の培養の如く、内部より自然に發現する諸勢力を巧みに誘導すべしとの意を寓せるものにして、氏は、幼稚園は兒童を遊ばしむる場所なれば、決して之を學校と同一視すべからず、學齡期以前の兒童は外より教授せらるべきにあらずして、内部より發展せしむべきものなることを力を極め

て主張せり。されば若し幼稚園を以て學校の如く考へ、兒童の發達に合せざる規律的教育を施す如きことあらば、こは幼稚園設立の主旨に反するものにして、百の害ありて一の益なし。若し又兒童を幼稚園に送り、其の教育を全く委託せるかの感を抱き、又は知識の授與を幼稚園に要求するが如き父兄あらば、是れ亦幼稚園の主旨を誤解せるものといはざるべからず。幼稚園の教育を特に保育といひ、教師を特に保姆と稱する理由茲に存す。

第三節 保育の方法

第一 保育の原理

幼稚園は兒童の活動性を善導し、心身を健全に發達せしめ、善良なる習慣を得しむるを以て其の目的と爲す。然るに兒童の活動は凡て遊戯に現るゝものなれば、幼稚園の任

務は簡單に之を**遊戯の指導**にありといふも可なり。遊戯の教育的價値を認め、遊戯に現るゝ自發活動の指導を以て教育上の第一原理となせるは、是れフレーベルの一大功績にして、兒童の自己活動を重んずるの教育はフレーベルにより、始めて確立せられたり。

**遊戯**は、自發性に基づける自由にして且愉快なる活動なり。若し豫め一定の目的を立て、多少の苦痛を忍びて活動を營むときは、之を**作業**といふ。故に單に身體的活動のみならず、精神の活動にても、苟も兒童の自發性に基づき、自ら起るものなるときは、凡て之を遊戯と稱すべく、歌ふも遊戯なり、語るも亦遊戯なり。故に學齡期以前に於ける兒童の活動は、一として遊戯の範圍を出づることなく、彼等は其の活動性に基づきて、絶えず遊戯を行ひ、遊戯によりて知らず

識らず、身體の健康を増進し、知識を收得し、動作に習熟す。幼稚園に於ける保育の項目を分つて遊戯、唱歌、談話及び手技の四種となせども、(小學校令施行規 則 第百九十七條)是等は何れも上の意義に於ける遊戯の中に數ふべきものにして、唯手技に於て多少の作業的分子を加ふるあるのみ。故に幼稚園の教育は遊戯的態度と離るゝの度に應じて、其の本來の理想に遠ざかるものといふを得べし。

## 第二 保育の項目

**一、遊戯** 茲に遊戯といへるは、前項に述べたる廣き遊戯の中にて、主として四肢の筋肉を働かしむるものを指し、凡て戶外の遊園に於て行はれ、幼稚園教育の大部を占むるものなり。遊戯には或は隨意に單獨に遊ぶあり、或は多數の幼兒と共同して嬉戲するあり、或は競争を事とするあり、或

第三十九圖  
兒童と動物



幼兒に課する唱歌は歌詞・曲調共に平易にして、音域の範圍

は動物を友とするあり、種類頗る多し。

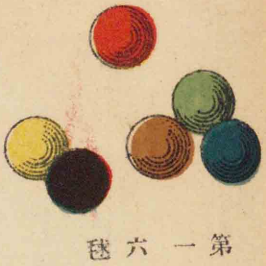
二、唱歌 音楽は心情の自然の發露にして、如何に未開の民と雖も、音楽を有せざるなく、未だ完全に語り得ざる幼兒も猶他人の歌ふを聞けば之に倣はんと力む。唱歌は斯く幼兒自らの性情に合すると共に、又美感を養ひ、徳性の涵養に資し、言語の練習ともなるものなれば、保育の重要な一項目をなす。

狭く、高低の變化甚だしからず、なるべく勇壯快活なるを可とす。又同一旋律の反復せられたるものは特に兒童の性情に適合す。唱歌に際しては發聲と姿勢とに注意せん事を要す。

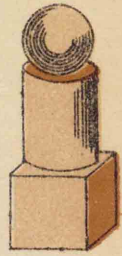
三、談話 談話を好むこと亦兒童の天性なり。幼稚園に於ける談話は此の天性に應ずると共に、兒童の思想界を擴張し、徳性を養ひ、言語を練習するを以て目的となすものにして、其の種類には寓話・童話・神話及び英雄譚・假作物語・實話等あり。談話の選擇に當りては、常に兒童の發達に注意し、上品にして道徳上有害ならず、且、殘酷、恐怖等の悪感を與へざるものを探り、妄りに多くの談話を知らしむるよりも精選せられたるものを屢、反復し、時に幼兒をして語らしめ、思想發表の方法に慣れしむべし。幼稚園の談話はもと教訓

を主とするにあらざれば戒むるよりも樂ましむるを以て主眼とせざるべからず。

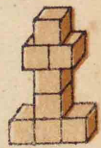
**四、手技** 種々の材料を利用し、事物を作為構成せんとする本能即ち**構成的本能**は幼兒の有する強き性向の一なり。手技は即ち此の本能を満足せしめ、併せて手と眼とを練習し、美感を養ひ、想像・思考等高尙なる心力を練るを以て目的となすものにして、半ば遊戯、半ば作業の性質を帶ぶ。故に又之を**作業的遊戯**と呼ぶことあり。手技は**恩物**を用ひて之を行ふ。恩物は神の恩賜品といふ義にして、フレーベル及び其の門下の創めたる所、六球・三體積木(第一、第二、第三、第四)板箸及び環・絲及び紐・粒體・紙刺し、縫取り・畫き方・紙剪り・紙織り・板組み・紙組み・紙疊み・豆細工・粘土細工等簡單なるものより漸次複雑なるものに及び、其の數合せて二十種あり。



毬六一第



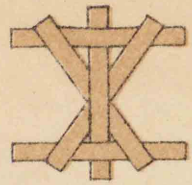
體三二第



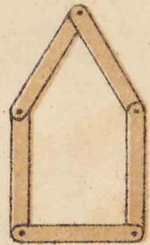
(一第)木積三第



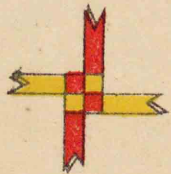
(二第)木積四第



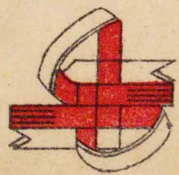
み組板六十第



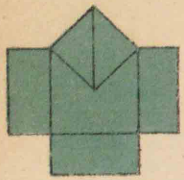
上同



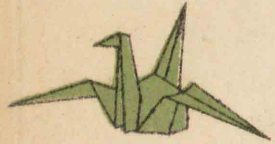
み組紙七十第



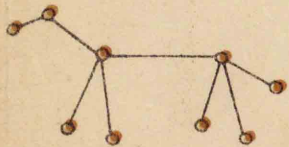
上同



み疊紙八十第



上同



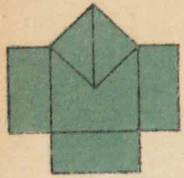
工細豆九十第



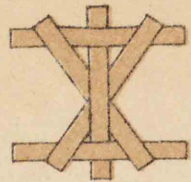
工細土粘十二第

物 恩

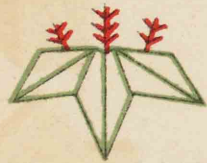
圖 十 四 第



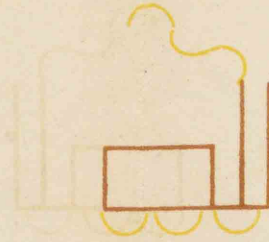
み疊紙 八十第



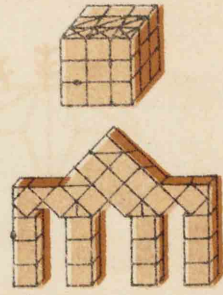
み組板 六十第



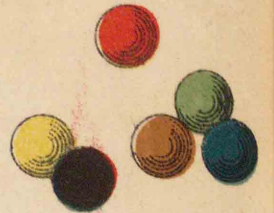
り取縫 二十第



環及箸 八第



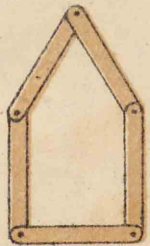
(三第)木積 五第



毬六一第



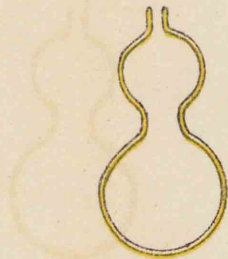
上 同



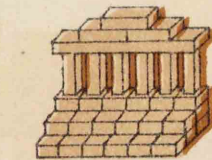
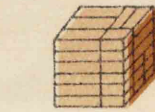
上 同



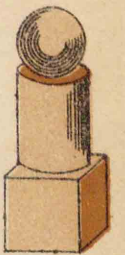
方き畫 三十第



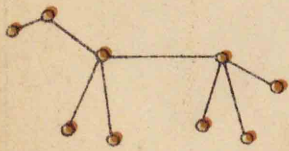
紐及絲 九第



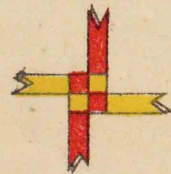
(四第)木積 六第



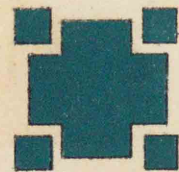
體三二第



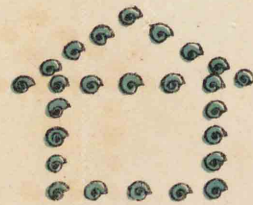
工細豆 九十第



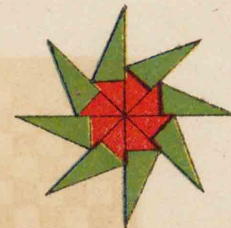
み組紙 七十第



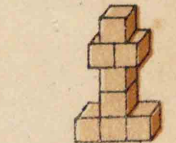
り剪紙 四十第



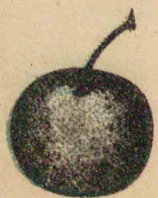
體粒 十第



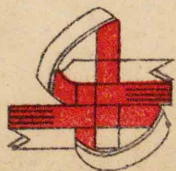
板 七第



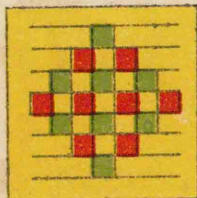
(一第)木積 三第



工細土粘 十二第



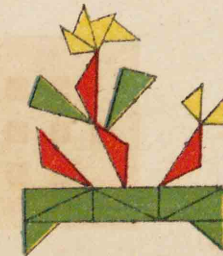
上 同



り織紙 五十第



刺紙 一十第



上 同



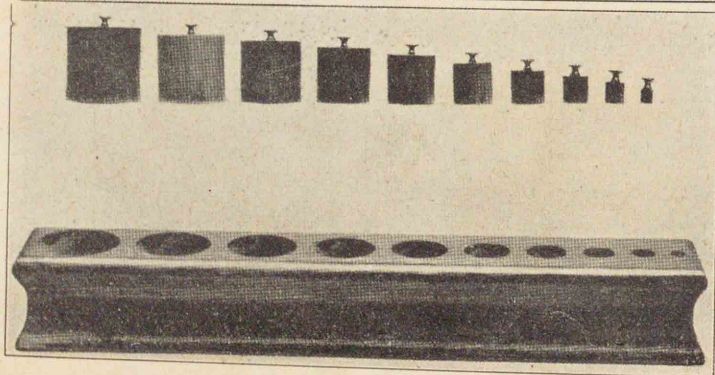
(二第)木積 四第

織り・板組み・紙組み・紙畳み・豆細工・粘土細工等簡單なるものより漸次複雑なるものに及び、其の數合せて二十種あり。

圖 一 十 四 第

(圖上) 授教習練覺觸史女リソツテンモ

(圖下) 木 嵌 柱 圓



(九二一九三)



圖 二 十 四 第

習 練 け か ン タ ボ と 結 紐



モンテッソリ女史亦感覺運動の練習を主眼とせる種々の新しき恩物を考案せり。

手技は作業的性質を帯ぶるの點に於て、眞面目なる勤勞に類似し、幼稚園の遊戯と學校の課業とを連接するの效あれども、若し其の方法を誤るときは幼兒の負擔を過重ならしめ、幼稚園固有の性質を損ふに至ることあり。幼稚園の教育が往々形式的に流れ、過度に幼兒の自由を束縛し、快活無邪氣の風を損ふことあるに至るは、一は恩物の使用其の當を得ず、遊戯の名に於て純然たる課業を強ふるの弊あるによる。保育の任にあるもの特に意を茲に用ひて、苟くも過度の要求をなす如き事あるべからず。

第三 幼稚園の設備

幼稚園の設備中最も力を注ぐべきは遊園なり。廣大な

る遊園を備へ、其の一部に花壇砂利場・小山等を設け、所々に遊戯に要する機械を装置し、幼兒をして自由に嬉戯せしむるは、幼稚園の効果を大ならしむる第一の條件にして、遊園を缺く幼稚園は、例へば水なき水車の如し。法令にては遊園の大きさは幼兒一人につき一坪以上の定めなれども、廣きに從つて、益可なり。又幼兒五人につき一坪以上の保育室を作り、遊戯室・職員室・附添人控室等を設け、保育上必要な諸種の器具を準備すべし。現行規定にては、一幼稚園の幼兒數は約百二十人以内(特別の事情あるときは約二百人迄増すことを得)、保姆一人の保育する幼兒の數は約四十人以下にして、小學校に於ける一學級の兒童數に比して、遙に少し。蓋し、幼稚園の幼兒は其の個性に應じて指導するの必要小學校の兒童に比して一層大なればなり。

## 第七章 家庭教育約説

### 第一節 遊戯と其の指導

兒童は食事と睡眠との時間を除く外、常に自發的に諸種の遊戯をなし、絶えず活動を求む。遊戯は兒童の家庭生活の大半を占むるものにして、家庭の教育は飲食・睡眠等に關する養護上諸般の注意を外にして、殆ど是れ遊戯の指導にありといふも不可なし。故に遊戯の指導は單に幼稚園保育の事業なるのみならず、又實に家庭教育全般を通じての一大任務にして、養護も教授も訓練も大部分其の中に入る。左に遊戯の教育上に於ける價值を述べ、併せて指導上の原理を略説せんとす。

一、遊戯は兒童の活動性を満足せしめ、其の心情を快活な

らしむるを以て、知らず識らず、身體各部の機能を進め、體力を増し、四肢の運動に習熟せしむ。

二、玩具による遊戯は、自然に兒童の觀察力を練り、事物に關する初歩の知識を得しめ、又構成的想像力の養成に資する所少からず。

三、兒童は遊戯の中に、己が個性を發揮するのみならず、翻つて遊戯によりて個性の發達を助く。又團體的競争遊戯は自ら協同心を養ひ、規律を守るの習慣を得しめ、勇氣・忍耐等の諸徳を進む。

遊戯は斯く心身の全局面に亙り、著しき影響を與ふるものにして、兒童將來に於ける發達の萌芽は凡て藏めて遊戯の中にありといふを得べし。されど遊戯が果して如上の目的を達するや否やは、一に指導の方法如何によるものに

して、若し指導其の當を失すれば、反對に種々の惡結果を來すの患なしとせず。指導の方法に(一)訓戒(二)禁止(三)誘導の三あり。此の中訓戒は未だ事理を解し得ざる學齡以前の幼兒に取りて、多く施すに由なかるべく、禁止は一時的の方便たるに止まる。兒童の活動性は例へば水の流るゝが如く之を一方に遮れば、直に他方に向つて流れ、到底永く防止する事を得ざるなり。訓戒・禁止共に效果に乏しとせば、取るべきは唯第三の誘導あるのみ。兒童は模倣性に富み、暗示に動かされ易く、感情及び意志の方向一定せず。故に父母・兄弟より與ふる多少の暗示も、自ら兒童の注意を轉じ、其の活動を正路に導くことを得。兒童若し、有害なる玩具を弄ぶときは、之に代ふるに有益なる玩具を以てせよ。危険なる遊戯に耽るときは、其の模倣性を利用して、之を安全な

る遊戯に導け。兒童の世界は模倣と暗示とに導かれたる活動の世界なり。彼は未だ事理を解せず、故に訓戒を用ふる能はず、されど彼は能く暗示に動かさる、故に誘導極めて容易なり。ブライエルは、此の暗示によりて兒童の注意を轉向することを「**注意轉向の原理**」と名づけ、之を以て、幼兒教育の第一原理となせり。されば遊戯の指導は主として注意轉向の原理に基づきて行はるべく、斯くて、一度兒童の注意を適當なる方向に導き、活動の端緒を開くを得ば、自餘の活動は凡て兒童の自由に一任し、なるべく干渉を加へざるをよしとす。蓋し自由は遊戯の精神にして、人格は自由の空氣中に發育するものなればなり。

### 第二節 知識の收得

幼兒は遊戯と交際とによりて、知らず識らず諸般の知識

を收得す。彼等が玩具を弄ぶの様を見よ。或は之を結合し、或は之を分解し、或は之を振り、或は之を打ち、破壊し、構成し、其の狀宛も事物の本性を究め盡くさずんば安んずる能はざるものゝ如し。又彼等の言語を學ぶの徑路を見よ。一度ある發音を會得するや、反復練習して飽くことを知らず自ら之に習熟す。如此は凡て是れ知識慾の自然の發現にして、幼兒は生まれながらにして已に一の小科學者なり。彼等に取りては、聞くもの見るもの一として新ならざるはなく、一として好奇の眼を刺戟せざるはなし。故に彼等大凡四歳以後言語を自由に使用し得るに至るの後は、盛に質問を發し、絶えず小なる疑問の解釋に力む。或人嘗てニウトンに向つて、さばかり世界を驚嘆せしめたる大發見の如何にして成れるかを問ひしに、ニウトンは、ソハ唯海岸ニ

遊ベル一兒童ガ己ガ友ヨリモ、一層美シキ小貝ヲ拾ヒ、一層滑カナル小石ヲ見出ダセルニ譬ヘツベシ。」と答へたりとぞ。科學者の態度と小兒の遊戯と相似たること此の如し。家庭に於ける知育の方便としては、幼稚園保育の項目として述べたる遊戯・唱歌・談話・手技等を用ふることを得。されど、是等の教育は凡て兒童自然の要求に基づきて施さるべく、決して外部より強ふべきにあらず。兒童は前に述べたる如く、天性強き好奇心を有し、未だ努めて上達せんとの意志なけれども、知らずして自ら諸種の知識を收得し、幼兒が三年間に得る知識は、大學三年の課程にすら勝れるものありといはる。されば教育者たるもの、唯此の自然の傾向を注意轉向の原則によりて適當に誘導すれば即ち足る。兒童の長ずるに従ひ、或は談話を交へ、或は多少の手技を加

へ、其の活動を多様ならしむるは必要なれども、若し是が爲に其の興味に合せざる過重の負擔を課するか、又は精神の活動に偏し、身體の養護に對する注意を缺くが如き事あらば、本來を顛倒せるものといはざるべからず。

### 第三節 訓練

#### 第一 訓練の方針

一、自然的なるべし。家庭の教育は凡て自然的に誘導するを以て其の第一原理となす。家庭の生活を整理し、家庭の各員相一致して、善良なる家風を樹立し、兒童をして知らず識らず善に遷らしめざるべからず。兒童は頗る模倣性に富む。父母・長上共に閑雅なる言語を用ふるに、兒童の言語獨り野鄙なるべき謂はれなし。作法正しき家庭に育ちて、作法に習はざる兒童ありとは考ふべからず。凡て家庭

の教育は、食事の如く時を定めて與ふべきものにあらずして、寧ろ空氣の如く善良なる家風を呼吸せしむるによりて行はる。孔子曰く「予レ言フ無カラント欲ス、天何ヲカ言フ哉、四時行ハレ、百物生ズ。」と。取りて以て家庭教育の理想となすべし。

二、干涉に失すべからず、放任に流るべからず。自然的の教育は自ら過度の干涉を排す。若し兒童の一言一行に干涉し、過度の抑壓を加ふるときは、兒童は何によりてか己が活動性を満足するを得んや。斯くて其の極、自己を隠蔽し、面従・譎詐の悪習に染み、誠實の心を失ふに至るべし。兒童の虚偽は叱責・課罰等に對する恐怖より來るもの多く、過度の干涉は虚偽の一大導火線なり。兒童をして早く道德的習慣を得しめ、苟くも非違なからしめんとすの衷情よりして、

動もすれば干涉に失するは、教育ある父母に多く見る所なるが、其の情は嘉すべきも、其の方法に至つては即ち非なり。訓練は又放任に流るべからず、全く兒童の自由に一任し、意の向ふが儘に行動せしむるときは、放縱に流れ、欲望の奴隸となり、終に節制なきに至るの患なしとせず。先きに自然的なるべしといへるは、是れ決して放任なるべしとの意にはあらず。蓋し自然的なるは教育上の一大原理なれども、放任とは教育を顧みざるの謂なればなり。教育は固より過度の干涉を忌む。されど全く之を放任するは教育なきに等し。是れ後に説く所の訓練の諸方法ある所以なり。

三、公平なるべし。父母の子女に對する、平等一如、毫も偏頗なきこと、例へば、太陽の萬物を照らすが如くなるべし。多くの子女につき、甲と乙と其の取扱に差等を設け、一を揚

げて他を貶し、一方に厚くして他方に薄きは往々見る所なるが、此の如きは直に兒童の反感を起し、感情の隔離を來すべし。感情の隔離は是れやがて家庭生活の動搖なり。單に多くの子女相互の間のみならず、同一の兒童に對する前後の處置に於ても、決して厚薄あるなく、兒童をして自ら父母の公平にして一點の私情なきを曉らしむべし。正義公正の主徳は斯くて徐々に兒童の心中に養はる。

第二 訓練の項目

家庭教育に於て注意すべき訓練の項目を擧ぐれば大凡左の如し。

一、身體に關する種々の習慣 家庭に於て養はるべき身體的習慣は、清潔を尙び、運動を好み、寢食・睡眠等、時を定めて行はれ(時間上)、玩具其の他の事物、所を定めて整頓せられ(空開)

上の秩序)且日常の作法に慣れしむる等にして、是等の習慣は何れも幼時に於て養はるべく、周圍の感化により、自然に附與せらるべきものなり。

二、家族的精神の養成 我國にては家族は國家・社會を構成する一單位にして、古來家族的精神の卓越せるを以て稱せらる。一家の歴史を尊び、家風を重んじ、祖先の名を擧げ、苟も懈るなからんとは、我が國民の血脈を流るゝ美しき感情なり。此の感情を擴むれば即ち國家に奉仕して、其の繁榮を庶幾ふの愛國心となるものにして、家を念ふの情は是れやがて國を念ふの情の端緒なり。家族的精神の養成亦實に家庭教育の一大眼目なりとす。

三、其の他愛情・同情・感謝・信賴・從順等、所謂社會的・道德の萌芽亦家庭生活に於て自然に養はるべきものにして、是等の

道德心が父母の子女に對する無私の愛情に基づきて成ること、已に述べたる所の如し。

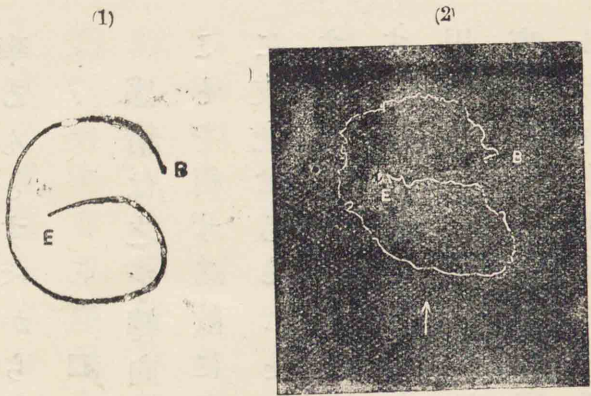
第三 訓練の方法

イ 示範

教育の要、躬を以て率ゐるに如くはなし。殊に幼兒は暗示に動かされ易く、獨立自主の念に乏しきを以て、常に父母長上の言語動作を模倣し、模倣の中に生長す。是れ家庭の生活を整理し、自然に薰化することを必要とする所以にして、古來の大教育家何れも示範の心要を力説せざるはなし。セネカ曰く「命令ニヨルトキハ其ノ道長ク、示範ニヨルトキハ短クシテ且有力ナリ」と。ロク又曰く「兒童ハ示範ニ導カレテ行動ス。彼ハ一種ノかめれおんニシテ、最モ近キ周圍ノ色ヲ帶ブ」と。示範は教育の全時期に互りて固より有力

第四十三圖

(1) 示範  
(2) 示範に伴ふ無意識運動  
Bは運動の發動  
Eは運動の終止



なれども、幼兒に對して、其の效特に顯著なりとす。

示範の中、父母の與ふるもの最も有力なれども、日夕兒童に接し、兒童と共に嬉戲するものは、年齢相近く、性情の相似たる、兄弟朋友にして、其の兒童に及ぼす感化頗る大なるものあり。されば兄の得たる習慣は、又弟の習慣にして、良き友を選ぶは、自ら兒童を善良ならしむるの道なりとす。僕婢の選

擇亦之を忽にすべからず。

示範は自然的なるべし。範を兒童に示さんが爲に、故らに飾るが如き事あらば、兒童は直に父母の行動に表裏ある



を察し、引いて誠實の徳を損ふに至るべし。こは示範に際して特に注意すべき點にして、人はある所のもの「即ち自然の性行」を以て模範たるべく、故らに爲す所のものによりて率ゐんとすべからず、とは是の謂なり。

□ 感情の轉向

感情は之を轉向せしむることを得れども、根絶せしむることを得ず。故に兒童若し不良の感情を起し、不良の欲望に支配せらるゝときは、妄りに抑壓することなく、之に對抗すべき感情を惹起し、欲望の方向を轉向せしめんことを要す。是れ前に述べたる注意轉向の原則の感情に於ける應用にして、暗示感受性強き幼兒にありては甚だ有效なる一方法なり。嘗て希臘のクレイニアスは憤怒の情起る毎に、シサラと稱する樂器を弾じ、平穩なる調べをかりて怒を和

げたりといふ。感情は感情によりてのみ鎮めらるべく、防止抑壓は偶、之を激發するに至らんのみ。

ハ 監視及び命令

兒童の言語・舉動を監視して、非行に遠ざからしめ、命令を發して、或る行動を行はしめ（指令）、若しくは之を禁止する（禁令）も亦訓練の一方法なり。監視及び命令は教育者の威力に基づきて行はれ、共に強制的性質を有するを以て、其の實行に當り、特に注意せざれば、却つて兒童の自由なる發達を妨げ、有害なる結果を來すことあり。左の二三の條項の如きは、必ず遵守すべき所のものなりとす。

一、監督は嚴に失すべからず。若し嚴に失すれば、一旦父母の眼を離るゝや、其の反動として、惡に傾くことなしとせず。さればなるべく兒童を信用し、兒童と嬉戲するの

聞に於て知らず識らず、非行に遠ざからしむべし。  
二、命令は之を發するに先だち、果して兒童の實行し得るものなるや否やを考へざるべからず。  
三、命令は多きに失すべからず。  
四、命令は前後統一あるべし。且一旦命令したる以上は必ず之を實行せしめざるべからず。

## 二 訓諭

兒童長じて稍事理を解するに至らば、其の反省に訴へ、善の行ふべき所以を諭さざるべからず。訓諭は學齡以前の兒童に對しては、適用の範圍狭けれども、其の平易なるものは、機に應じて、時々之を施し、單に命令的に強制するのみならず、又理由を示し、十分納得せしめたる上、行はしめんことを要す。

## ホ 懲罰

兒童の非行に對し、故らに苦痛を與へて、其の再發を防ぐを懲罰といふ。罰は或は非行に對する**應報**の意を以て行はれ、或は**威嚇**の爲に行はれ、或は**犯者の改善**を目的として行はる。教育上の罰も亦多少**應報**・**威嚇**の意を含むを免れずと雖も、其の主とする所は固より**改善**にありといはざるべからず。

罰は之を分つて**自然的の罰**と**人爲的の罰**との二種となすことあり。前者は不正の行爲に對する**自然の結果**として起る苦痛にして、例へば**大食の後に胃腸を傷ひ**、**虚偽の當然の報い**として世人の信用を失ふが如し。然るに後者は**課罰者の意見に基づき**故らに**苦痛を與ふるもの**にして、**單に罰**といふときは**人爲的の罰**を指すを常とす。學者の中

には人爲的の罰の動もすれば私情に驅られ、公平を保ち難きの理由を以て、之を全廢し、偏に自然の罰に依らんとするものあれども、此の如きは極端の說たるを免れず。法律上の刑罰が、社會の一制度として、永久に存在すべきが如く、教育に於ても、亦到底人爲的の罰を全廢するを得ざるべし。罰は又其の方法よりして、之を體罰・自由の罰及び名譽の罰の三者に區分す。此の中、鞭撻・束縛の如き體罰は其の效甚だ乏しきものにして、我國の小學校令にては之を禁止せるほどなれば、家庭に於ても、なるべく用ひざるを可とす。自由の罰は例へば兒童の遊戲を禁止するが如く、其の自由を束縛し、名譽の罰は兒童の名譽心に訴ふるものなり。罰に對して注意すべき點大凡左の如し。

一、非行の動機を考へ、其の輕重に應じ、適度の罰を課すべ

し。課罰と非行と相比例せず、重きに失するが如き事あらば、兒童の正義感を損ひ、教師に對して怨を抱くに至るべし。

二、なるべく其の數を減ずべし。罰は非常の手段なれば非常の場合に於てのみ行ふべく、若し之を濫用すれば、罰に慣れて無恥の人たらしむるか、又は自信の念を失ひて自暴自棄の人たらしむるの虞れあり。

三、私情を挟み、公平を失する事あるべからず。一時の激情に驅られ、後に至り、課罰者自ら其の非を悔ゆるが如き事あらば、何によりてか、兒童の改悛を促さん。されば罰は公平一點の私なきこと、自然の罰の如くなるべし。

四、愛情を以て之を行ふべし。課罰は眞に兒童の將來を念ふの衷情に出で、愛情を以て終始せざるべからず。愛

情なきものは罰するの資格なしといふも過言にあらず。

### 褒賞

褒賞は善行に對し故らに快感を與へ、獎勵を加ふるものにして、其の方法には、或は賞品・賞牌・褒狀を與へ、或は善行を表彰し、名譽の任務を與へ、或は獎勵の言を加へ、或は單に満足の意を表するに止るもの等種々あり。賞は罰と相對立する教育上の手段なれば、懲罰につきて述べたる所は大凡之を褒賞にも適用することを得べし。

教育上、誘導は抑壓に勝り、獎勵は禁止に比して一般に効果大なりとす。故に兒童の幼少なる間は、褒賞は懲罰に比して適用の範圍一層廣く、短き一言の稱贊も、長き叱責に勝ること多し。されど事々に之を賞するときは、終に賞を見ざれば行動せざるに至り、下等なる欲望の奴隸となるの患

なしとせざれば、年齒の長ずると共に、次第に其の數を減じ、有形の物品よりは長者の承認に甘んじ、人爲の賞よりは行爲の當然の結果として來る自然の賞を喜び、終に良心の満足を以て最終最美の賞と感ぜしめんことを要す。

### 第四 訓練の方法と其の適用

前項に擧げたる訓練の諸方法は、其の適用に際し、夫れ夫れ兒童の特殊性及び發達の程度を考へ、斟酌を加へざるべからず。兒童の特殊性は其の面の如く異なるものなれば、之が取扱決して同一なるを許さず。例へば罰を課するに當りても、感じ易き兒童と執拗なる兒童とに對しては自ら區別あるべく、一回の命令にて足るものと、數回命令して始めて多少の反響を見るものあるが如し。發達の程度につきていへば、兒童の幼稚なる間は示範と感情の轉向を主と

し、大凡三歳以後徐々に監視・命令・賞・罰を加へ、訓諭は最も遅く、四五歳以後始めて用ひらる。又同一の手段につきても、年齢と共に其の内容に變化あるべく、例へば同じく賞を與ふるにも、學齡期以前にありては、主として感覺的の快感に訴へ、長ずると共に漸次精神的快感に導かざるべからざるが如し。一々の場合に當り、如何なる手段をめぐらすべきかは、かゝりて教育者の伎倆にありとす。

## 第二編 小學校の教育

### 第一章 小學校教育の任務

學校の種類甚だ多く、其の目的とする所各異なれども、之を大別して、凡ての高等なる教育並に將來の職業に對して一般の基礎を與ふる普通教育と、特殊の知識・技能を授くる専門教育とに區別することを得。普通教育とは即ち小學校の教育(初等教育)及び中學校・高等女學校の教育(中等教育)等にして、中にも小學校の教育は國民凡て之を受くべき義務を有し、あらゆる教育の最初の階梯たると同時に、國民生活の根柢をなすものなり。小學校教育の任務は舉げて小學校令第一條に明らかなり。曰く

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育の基礎竝其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

と。左に各條項につきて簡單なる説明を加へんとす。

**一、道德教育** 道德は社會的生活を可能ならしむる根本的條件にして、人にして道德なからんか、禽獸と何等の擇ぶ所なかるべし。故に教育の事、先づ道德的性格を涵養し、人の人たるべき道を踏ましむるを以て、其の任務となさざるべからず。

**二、國民教育** 兒童は第二の國民にして、將來國運の發展如何は一に是等小國民の雙肩にかゝれり。されば兒童の教育に當りては、常に意を國民的精神の養成に注ぎ、兒童をして、祖國の歴史・風俗習慣等を尊重し、他日帝國の一臣民と

し完全に、責務を果し得るに至らしめんことを要す。

道德教育及び國民教育の事たる到底小學校の教育のみにて、其の完全を期すること能はず。永く將來の修養に俟つべきものなれば、小學校に於ては單に其の鞏固なる基礎を與ふるを以て、本分となさざるべからず。

**三、普通の知識技能** 兒童は他日成長の後、各々一定の職業を營み、一家の經營をなすと共に又國家・社會の福利を増進せざるべからず。されど人の職業は頗る多種多様なり、小學校の如き初步の教育を施す場所に於て、一々兒童將來の要求に應ぜんこと、得て望むべきにあらざれば、先づ生活上必要なる普通の知識技能を與へ、其の一般的基础を與ふるに努力すべきなり。これ小學校令に於て「普通ノ知識技能」と規定せる所以なり。

四、身體の教育 精神の發育如何に完全なるも、若し身體にして羸弱なるときは、十分なる社會的活動を營む能はず。加ふるに國民の體力如何は、一朝事變に際し國家の運命に關すること大なるものなれば、身體の發育に留意すること亦小學校教育の一大要件なりとす。

## 第二章 就學義務

一、小學校の種類 小學校は其の授くる教科の程度により、之を別ちて、尋常小學校(修業年限六箇年)、高等小學校(修業年限二箇年乃至三箇年)及び尋常高等小學校の三種となす。尋常小學校は國民生活に必須なる基礎的教育を施す場所にして、日本國民たるもの、其の子弟をして、必ず先づ之に入學せしめ、所定の教育を受けしむるの義務を有し、市町村は又必ず其の區内の兒

童を悉く就學せしむるに足るべき尋常小學校を設置するの義務を有す。

二、強制教育 國民教育の興廢如何が、國家の進歩發展に關係すること大なるは固より言を俟たず。於是か現今獨逸・佛蘭西・奧地利・伊太利・英吉利・亞米利加合衆國等を始め、多くの文明國にては何れも教育に干涉し、其の國民をして、必ず國家の要求する一定限度の教育を受けしむ、之を強制教育といふ。我國に於ては明治五年學制を頒布して以來此の精神を採用し、漸次嚴格なる規定を加へ、遂に今日の制度を見るに至れり。

三、現今の制度 我國現在の制度にては、兒童始めて小學校の教育を受くるに堪ふるの程度に達したりと認むる時期、即ち滿六歳に達したる翌日より、滿十四歳に至る八箇年

を以て學齡と定め、此の期間に相當する兒童を學齡兒童と稱す。而して學齡に達したる日以後の最初の學年の始を以て就學の始期となし、尋常小學校の課程を修了したる時を以て就學の終期と認め、兒童の保護者に對して、此の始期より終期に至る六箇年間其の子弟を市町村立若しくは官立・府縣立尋常小學校に入學せしむるの義務を負はしめたり、之を就學義務といふ。就學の義務は納税・兵役等に劣らざる公法上の重要な義務なれば、保護者若し自己の子弟を家庭にて教育し、又は私立尋常小學校に入學せしめんとするときは、必ず市町村長の認可を受くべく、若し又學齡兒童を雇傭するものあるときは、雇傭者に於て相當の方法により、此の程度の教育を修了せしめざるべからず。

### 第三章 養護

#### 第一節 養護の任務

養護の任務は被教育者の身體の發育を助長し、其の健康と體力とを増進し、且身體各部の機能を完全ならしむるにあり。養護には生理學・衛生學等の法則に従つて、身體の健康と發育とを保護する方面と、多少の困難を忍び、進んで克己的に身體を鍛鍊する方面とあり。徒に保護に傾くときは、被教育者の身體をして、薄弱用に堪へざらしめ、恰も温室に養はれたる植物の如く、少しの障害にも忽ち萎縮し、其の極無氣力・不活潑に陥るべし。又反對に兒童の發達如何を顧みず、鍛鍊これ事とするときは、未だ抵抗力に乏しき身體は是が爲に救ふべからざる危害を受くることなしとせず。



されば此の二者は何れの一方にも偏することなく、互に相調和して進まざるべからず。されど概して之をいへば幼児に於ては保護を重んじ、小學校時代に入りて多少の鍛錬を加へ、中等教育以後に及べば反對に鍛錬の分子を多くし且男女の區別、體質の良否に顧み、それぞれ斟酌を加へんことを要す。

### 第二節 養護の方法

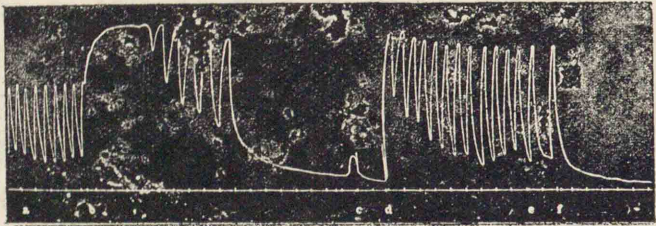
身體の養護は其の範圍頗る廣く、且之に關する事項は、概ね家事科及び生理・衛生に於て學習すべきを以て、本節に於ては、衣・食・住を始め、身體諸機關の保護に屬する事項は凡て之を省き、單に學校教育に關聯せる部分につき、其の大要を述ぶるに止むべし。

#### 一、體操及び遊戯

體操は規律的運動によりて、身體の各

第四十四圖

不快の感情の興奮は消化器官の作用を禁止す下部横線の度盛は時間を三十秒單位にて示す  
aはリンガース生理溶液  
bは興奮血液  
cは興奮血液の除去  
dは安靜血液  
eは安靜血液の除去  
fは興奮血液



部を均齊に發育せしめ、四肢の動作を機敏ならしめ、以て全身の健康を保護・増進し、遊戯は自由にして兒童の興味に合

する活動を營むの點に於ては體操と異なれども、身體に對する效果略ぼ之に等しく、相竝んで小學校に於ける體育の中樞部をなす殊に兩者共に精神を快活剛毅ならしめ、規律を守り、協同を尙ぶの習慣を養ふの點に於て訓練上亦最も大切なる科目なり。

#### 二、教授上の養護

教室の設備、教具の構造等教授上諸般の設備は、兒童の衛生に少からざる關係を有す。今之につきて重要なる二三の注意を擧ぐれば、(一)教室の面積は兒童一人につき平均三尺平方以上の牀面積を有す

べく、(二)採光窓の面積は少くも牀面積の六分の一以上にして、光線は兒童座席の左方より採るを原則となし、(三)教室の溫度は攝氏十五度乃至十八度を標準となし、若し寒冷に失するときは適度に保温装置をなし、(四)教授の前後には必ず窓戸を開きて通氣を十分ならしむべし。

諸種の教具中最も大切なるは机・腰掛の構造にして、其の高さは兒童の身長に應じて適當なるものを用ひざるべからず。兒童着座の姿勢は、上體を眞直にし、頭を正しく据ゑ、胸部を張り、下腹に少しく力を入れ、腰部は深く腰掛の座面に掛け、背部を軽く倚靠に托し、兩足を正しく牀上に安んじ、兩手を股上に置きて、前方に着目するものとす。書を讀むときは、其の下端を持して、少しく前方に傾け、兩眼と紙面との距離を約一尺二寸ならしむべく、書寫に際しては腰掛を

なるべく前方に引き、机の内端と腰掛座面の前端と多少相重なる如くなすをよしとす。

教授の一時限の長さは事情の許す限り、兒童の發達に應じて斟酌し、適當の休憩時間を置き、疲勞の恢復を計るべし。

**三、學校病** 兒童は學校生活の結果として、種々の疾病を發することあり、之を學校病といふ。頭痛・衄血・消化不良・近視眼・脊柱彎曲・神經衰弱等は其の重なるものにして、病勢緩慢なるときは、教師も兒童も之を覺知せざるを以て、急激に來るものに比して、却つて危険なることあり。専門醫の報告によれば、學校病に罹れる兒童の數は意外に多しといふ。其の他痘瘡・實扶埒利亞・猖紅熱・百日咳・流行性耳下腺炎・トラホーム・麻疹・疥癬・肺結核等、諸種の傳染病は、學校の如く多人數相接觸する場所に於ては、其豫防消毒等につきて細心の

注意を拂はざるべからず。

児童若し不慮の過失により傷害を受けたるときは、醫師の來診する以前に於て**應急手當**をなさん事を要す。應急手當の主要は家事科に於て學習すべきにつき、茲には之を省略することゝなすべし。

**四、身體検査** 児童身體の健康如何に注意し、其の發育狀況を知るは、教育上極めて必要なりとす。されば法令の定むる所により毎年四月児童の身體検査を施行し、其の成績を前年の成績又は他の同學年の児童の成績と比較し、教育上の参考となし、又児童に知らしめて教訓の資となし、父兄に傳へて家庭の参考に供せんことを要す。

#### 第四章 教授

##### 第一節 教授の任務

小學校令第一條に示されたる如く、日常生活に必須なる「普通ノ知識技能」を授くるは教授の任務とする所にして、教授に於ては、先づ生活に缺くべからざる一般の知識技能を得しめ、其の思想界を擴張せざるべからず。されど外より與へられたるものを受容し、十分に之を理會せんには、被教育者に於て豫め之を理會するに足る能力を有せざるべからず。これ猶食物を消化して身體の組織となさんが爲に、胃腸の消化力及び吸収力を必要の條件となすが如し。即ち教授に於ては單に知識技能を得しむるのみならず、同時に又與へられたるものを受容し理會せしめんが爲に其の心力を練らざるべからず。此の二方面は如何なる材料を授くるに當りても、互に調和して進むべきものにして、何れ

を重しと定むべきにあらず。而して此の中、知識を得しむる方面は通常之を教授の**實質的目的**といひ、心力を練る方面は之を**形式的目的**といふ。必要な材料を與ふることによりて**實質的目的**兒童の心力を練り**形式的目的**反對に心力を練ることによりて、有益なる事項を受容し、且之を理會せしめ、兩者交互に作用して始めて、知識の完全なる發達を期することを得べし。

教育一般の任務は、兒童をして將來に於ける獨立修養の基礎を得しむるにあること、緒論第一章及び第二章に於て之を詳説せり。小學校に於て授くる材料は如何に之を精選するも、其の範圍に制限あり、短時期の間に世界の主要なる知識を授け盡くさんこと、到底望むべきにあらず。加ふるに社會の進歩は日に月に知識の分量を増大するを以て、

若し被教育者にして自助奮勵、絶えず修養を持續せんとの精神に缺くるあらば、忽ちにして社會の進歩に後れ、生存競争場裡に角逐するを得ざるに至るべし。然るに自助奮勵の基礎は主として**興味**によりて興へらるゝ者にして、凡て努力は**興味**のある所に従つて生ず。深く興味を感ずる事物を追求し、終に寢食をも忘るゝに至ることあるは、何人も内に自ら經驗する所なるべし。されば教授は又常に此の方面に着眼し、**實質的目的**及び**形式的目的**を達すると同時に、知識に對して**興味**を感ぜしめ、知識を愛好し、之を追求するの念を起さしめざるべからず。故にヘルバルトは**追求的興味**の涵養を以て、教授の**目的**と定めたり。

教授の任務  
實質的目的(知識技能を興ふ)  
形式的目的(心力を練る)  
追求的興味—獨立修養

第二節 學級の編制

小學校に於ては略ぼ同一の發達程度にある者を集めて、之を同一學年に編制し、又一教師の一教室内に於て教授すべき生徒の數を定めて、之を一學級に編制す。多くの場合に於ては、同一學年の兒童を一箇乃至數箇の學級に編制する(單式學級)を常とすれども、時に又二箇學年以上の兒童を一學級に收め(複式學級)又は全校兒童を一學級に編制する(單級)ことあり。又全校兒童若しくは一部の兒童を前後の二部に分ちて別々に、教授するを二部教授といふ。我國現行の規定によれば、尋常小學校に於ては七十人、高等小學校に於ては六十人を以て、一學級の收容限度となし、特別の事情あるときは各十人を増すことを得しめ、一學校の學級數は十八學級を以て限度となし、此の制限を超ゆるときは府

縣知事の認可を受くべきなり。但分教場を置くときは更に六學級まで増置することを得。

第三節 教授の材料

一、教科目 小學校に於て教授する事項を教材といひ、教材を其の性質に基づきて一定の部類に分ちたるものを教科といふ。教科目の如何は國民の教育上極めて重要なを以て、國家は其の小學校に於て教授すべき教科を選定し、全國畫一に實施せり。今之を表記すれば左の如し。

必設教科目

修身・國語・算術・日本歴史・  
地理・理科・圖畫・唱歌・體操・  
裁縫(女兒)

尋常小學校

加設教科目

手工

(但し唱歌は當分之を缺くことを得)

高等小學校

必設教科目

修身・國語・算術・日本歴史・地理・理科・唱歌・體操・裁縫(女兒)・手工・農業・商業・家事(女兒)

(手工・農業・商業・家事は其の中の一科目又は數科目を課す)

加設教科目

圖畫・外國語(英語)・其の他の科目  
(手工・農業・商業・家事・圖畫・外國語其の他の加設科目は隨意科目又は選擇科目となすを得) 唱歌・手工・農業・商業・家事(女子)は當分之を缺くことを得)

二、教科課程表

以上の諸教科は夫れ夫れ固有の目的を有し(附錄小學校令施行規則 第二條乃至第十六條參照)、又其性質に於ても、他教科學習の基本たるべき教科(國語・算術等)と然らざるものとあり、知識を得しむるを主とする知識的教科(修身・地理・歴史・理科等)と技能の練習を主とする技能的教科(圖畫・唱歌・體操等)とあり、又將來の職業と密接の關係を有する實業的教科(農業・

商業・手工等)あり。之を教科の目的と性質との兩方面より考察し、最初の學年より課すべきもの、一定の發達を待ちて後課すべきもの、教育の終期に近づきて加ふべきもの等に分ち、又各教科中に於ける教材の難易を顧み、教材全部を各學年に配當したるものを教科課程表(又は教科案)といふ。我國にては國民教育の統一上、小學校令施行規則を以て之を定め、全國一様に實施せり。(附錄小學校令施行規則 第四號表・第五號表・第六號表參照)

三、教科用圖書 教科書の良否は、教授の效果に及ぼす影響頗る大なるのみならず、其の價格如何は國民の經濟と相關すること深きを以て、我國にては明治卅六年以後小學校教科用圖畫採定の法を定め、主として文部省に於て著作權を有するものを使用せしむることとせり、之を國定教科書といふ。

第四節 教授の準備

一、教授細目 小學校に於ける教科課程表及び教科用圖書は、全國畫一に定められたるものなるを以て、教授に當りては、尙土地の情況、兒童の發達、學級の編制等種々の事情を顧慮し、實際に適合する如く教材を選択配列し、教授の進行を豫定せざるべからず、此の豫定案を**教授細目**といふ。教授細目を定むるに當りては、(一)先づ全教材を一年間の週數に適當に配當し、(二)補充教材又は訂正資料、參考資料等を適當に記入し、(三)季節に關係ある材料は其の變化に應じて排列し、(四)一教科内に於ける縦の聯絡と他の教科との横の聯絡に注意し、教材相互の聯絡統一に向つて、特に注意を拂はざるべからず。

二、日課表 教科課程表に定められたる教授時數に基づ

き、各教科目教授の順次を一週の日時に配當せるものを**日課表**又は時間割といふ。日課表は一方に於て各教科の難易の度を考へ、他方に於て一日又は一週中について、兒童心力の消長を研究し、兩々相對照して決定せらるべきものにして、教授の進行上最も考慮を要すべき事項なり。今之につきて特に注意すべき事項の一二を擧ぐれば、一日中に於ける心力活動は概して午後よりも午前旺盛にして、午前の中につき、第一時限は兒童の學習に對する順應未だ十分ならずと雖も、心力最も旺盛なるが故に、困難なる教科は第一時限以内に於て之を課するを可なりとす。又教科につきていへば、數學、外國語等は心力を疲勞せしむること多く、圖畫の如き技能科は疲勞の度低し。但體操科につきては心力を疲勞せしむること大なりと説くものあり。

三、教授案 教授細目に於て定められたる教材を更に各時間配當し、教授の目的・順序及び方法を考案記述せるものを教授案(教案)といふ。されば教授案は時間毎に受持教師によりて調製せらるべきものにして、先づ豫め教材に關する精細なる研究を遂げ、然る後之に應じたる適切の方法を立てんことを要す。

第五節 教授の方法

第一 教授の段階

凡て教授に當りては、先づ教材を適當に區分せざるべからず。かく區分せられたる教材の一分節を教授の單元といひ、一の單元を教授する一定の順序を教授の段階といふ。而して教授の段階を定むるには、之を、教授する知識の性質と、兒童の精神状態との二方面より考察せんことを要す。

之を知識の性質につきて見るに、知識には地理・歴史の如く記述を主とする、理科・數學の如く説明を主するとあれども、何れも、個々の事物・現象を一定の關係に基づきて統一せるものなるに於ては即ち一なり。次ぎに之を精神作用につきて考ふるに、吾人の認識作用は先づ個々の事物を経験し、其の形狀・大小・色彩等を直觀し、次ぎに斯く直觀したるものを思考作用によりて統一して、概念及び法則を作り、最後に認識の結果を心中に固定・銘記す。故に知識の性質と認識の作用とは互に並行せりと見らるべく、何れの方面よりするも、教授は個々の事物を経験するに始まり、次ぎに之を統一し、最後に之を心中に固定するを以て正式の順序と定めざるべからず。古來教授の段階として知られたるものは何れも此の原理を尙一層適切に實際に適合せしめた



るものにして、普通分つて(一)豫備(二)提示(三)總括(四)應用の四段となす。

**一、豫備** 兒童の注意を新に教授せんとする材料に向け、其の精神状態をして新教材に順應せしめんが爲に行ふ作用にして、教授の豫備條件なり。是が爲には或は教授の目的を指示し、或は新教材に關係ある既知の觀念を兒童の心中に思ひ浮かべしめ、或は既に授けたる材料を復習する等、其の方法種々あれども、要するに學習に對する兒童の興味を喚發し得れば即ち足れり。

**二、提示** 新に授けんとする個々の事物・事件につき、明瞭なる知識を得しむる作用なり。此の段階に於ては、先づ教材を適當の細節に分ち、或は實物を直觀せしめ、或は講話をなし、或は之に問答を交へ、なるべく兒童を活動せしめつ

つ、秩序的に節を追うて巧みに提示せざるべからず。

**三、總括** 提示段に於て收得せしめたる個々の材料を統一し、知識の小體系を立つるを以て其の任務となす。提示と總括とは實に教授の中堅をなすものにして、しかも此の二段階は截然分界を立つること難きものなれば、必要に應じ交互に作用しつゝ、自然に進行せんことを要す。

**四、應用** 提示及び總括にて得たるものを確實ならしむる作用にして、一方に於ては新に授けたる知識を已有の知識系統中に編入し、他方に於ては之を實際生活に適用するの道を開く。應用に費す時間は教科の性質によりて同じからず。地理・歴史の如きは應用に屬する事項少きも、國語・算術の如き基本的教科にありては其の範圍頗る廣し。

以上は知識を授くる場合の段階につきて述べたるもの

なるが、技能の教授にありても、其の原理に於ては異なることなく、先づ(一)豫備をなし、(二)次ぎに授けんとする動作を多くの小節に分ち、順次に示範説明し、(三)最後に批正を加へつゝ反復練習して之を固定す。即ち技能科の教授は通常之を豫備・示範・練習及び批正の三段に分ち、進行の順序知識の教授と略ぼ相等し。但知識科にありては提示及び總括を重んじ理會を主とすれども、技能科に於ては練習及び批正に深く注意し、筋肉の習慣を得しむるに主力を注がざるべからず。

### 第二 教授の様式

教授の際に於ける教師と児童との活動の形式を教授の様式又は單に教式といふ。教式には(一)教師の活動、主となり、児童は比較的受動的の位置に立つものと、(二)児童の活動を

重んじ、教師輔導の位置に立つものとの二者あり、前者を**注入的教式**といひ、後者を**啓發的教式**といふ。

#### 注入的教式

- 一、示教式 實物模型標本・繪畫等を示し、或は實驗を行ひ、児童をしてこれを觀察せしめつゝ、教授を進むるもの、
- 二、示範式 正しき模範を示し、児童をして、之に倣はしむるもの、
- 三、講話式 國語科に於ける講義、理科數學等に於ける説明、地理歴史等に於ける記述物語の如く、教師自ら語つて児童に聽かしむるもの、

#### 啓發的教式

- 四、問答式 教師と児童と相互に發問應答するものにして、或は新に知識を構成し、或は既得の知識を練習應用し、或は児童の知識の程度を驗するが如き場合に用ひらる。
- 五、課題式 問題を與へ、児童をして、自由なる活動を試みしむるもの、

凡て教授は教材の性質如何に論なく、なるべく児童の自

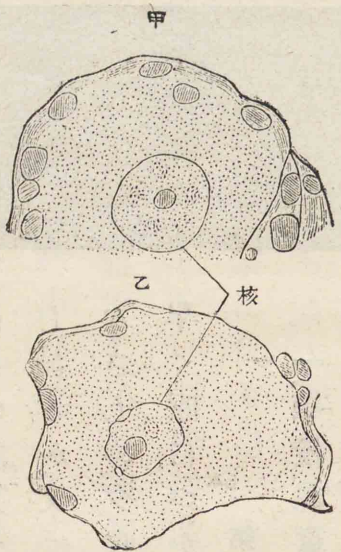
己活動を輔導し、兒童をして自學せしむるを以て其の眼目となさざる可からず。然るに一切の教式に於て能く此の目的に合するものは啓發的教式、就中間答式にして、問答式は各教式中自ら一種獨特の地位を占むるものといふべし。故に希臘の古代ソクラテスが問答法に一生面を開き、所謂ソクラテス問答法なるものを始めてより、多くの教育家一として重きを此に置かざるはなし。問答法適用の巧拙は教授の良否を決定する一標準とも稱すべし。

第六節 疲 勞

**疲勞** 兒童が遊戯を爲し、課業を受け、成人が業務に従事する時は、その身體内部に強き燃燒作用を起して、酸素は缺乏し、疲勞毒素を生ず。この酸素の缺乏と疲勞毒素とは、恰も病毒の如く、神經細胞及び筋肉組織を變化して、その作用

を麻痺せしめ、呼吸・脈搏に不良の影響を與へ、且一般の生活作用を害ひ、殊に幼弱者の心身の發育を著しく阻礙するものなり。疲勞には疲勞の感

第四十五圖  
疲勞による神經細胞の變化  
甲、休息せるもの  
乙、疲勞せるもの

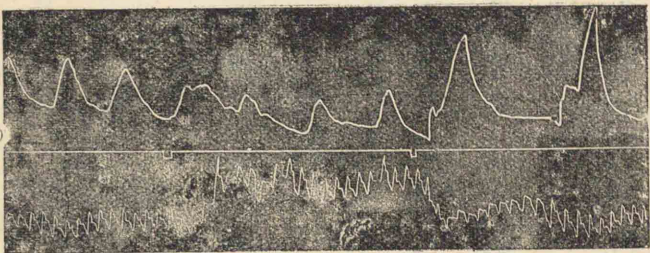


のなり。疲勞には疲勞の感伴なへども、兒童は之を自覺すること鈍きが故に疲勞せるも尙遊戯に耽りてその心身を害ふこと多し。疲勞は年齢の幼きもの程早く現る。

六歳の兒童は半時間乃至一時間の課業に於て、已に疲勞の兆候を示し、入學當初の兒童は殊に著し。

然るに十三四歳に至れば、大凡三時間の課業後始めて高度の疲勞を現すを見る。同じ年齢にても、發達の遅く、筋肉弱く、營養不良のもの、或は不幸なる家庭・疾病等、特別の事情

第四十六圖  
繪畫觀察の際の  
呼吸脈搏の變化



あるものは、通常の課業に於ても疲勞し易し。優等兒童に

して身體の虛弱なるか、或は急速なる發育時期にあるもの亦疲勞すること大なり。學業劣等なるものゝ多くは、身體に異常ありて疲勞し易きものなれば、かゝる兒童にはその課業を輕減して、午後は全く休息せしむるか、又は靜かに遊ばしめ、或は午睡をなさしめ、夕食後一二時間の復習を課して早く眠につかしむべし。

第七節 家庭課業

一、學校課業と家庭課業 若し同一材料を與へ、同一時間學習に従事せしめたる後、其の成績を比較するときは、量に於て、將た質に於て、一般に

學校課業は家庭課業に勝れり。是れ學校にありては上に教師の監督あり、下に學友相互の刺戟あり、學習に對する意志自ら振起せらるゝが爲にして、此の點に於て、家庭課業は決して學校課業に代り得べきものにあらず。されど又他方面より見るときは、學校課業は多くの兒童を大凡同一の標準によりて教授し、兒童の個性を顧みるの餘裕に乏し。されば學校課業の補充として別に家庭課業を課し、個性に適應せる指導をなさんこと頗る必要なりとす。

二、復習と豫習 家庭課業は上に述べたる如く、學校課業に代り得べきものにあらず、唯個性に應じたる取扱をなし、學校教育の補充をなすに止まるものなれば、其の主要なる任務は、一旦學校にて授けたる者を復習銘記せしめ、且兒童の誤謬を訂正するに存す。學校課業に於ける教授時間の

不足を家庭の時間にて補はんとする教師、家庭に於て豫め新教授をなし、學校課業に於ける勞力を輕減せんとする父兄、共に非なり。復習の時間は兒童の年齢に應じて之を定むべきも、概して過ぎたるは及ばざるに如かず。散漫なる注意の下になされたる長時間の復習は、努力を集中せる短時間の復習に及ばざること遠し。凡て復習に當りては學校に於て學びたる所を、其の儘の形式に繰返さしむるよりも、或は順序を顛倒し、或は之を實際に應用せしめ、知識の多様な練習をなし、なるべく兒童の興味を新にするの工夫を凝らすべし。又復習は新に教授を受けてより、永く時間を経過せざる内に之を命ずべく、規律的に毎日短時間の復習をなすは、時を隔て、永く復習するに比し、效果遙に大なり。

豫習は兒童の自發的に之を爲す場合の外、大凡滿十歳以後に於て之を命ずべく、豫習に際しては、例へば字典の使用法を授け、問題解説の一般的順序を示すが如く、豫習一般に關する方法を指導するの外、一切補助を與ふべからず。又坊間流布する教科書の字引・解説に類するものは之を使用せしむべからず。

三、課外の讀物 兒童大凡十歳以後に至れば讀書慾俄に昂進し、雜誌・少年書類等を耽讀するに至る。課外の讀物を嚴禁せんとするが如きは、固より言ふべくして行はるべきにあらざれども、若し書籍の選擇宜しきを得ざるときは、兒童の感情及び意志に及ぼすの害頗る大なるものあるのみならず、終に之に傾注して、正規の課業を忽にするに至る事あり。學者の研究によるに、讀物に對する兒童の嗜好は、其

の始め動物譚を好み、次いで童話・児童に關する物語に移り、長ずるに従つて、男子は歴史・冒險談等を、女子は小説を好むに至るといふ。児童の發達に應じ、夫れ夫れ有益にして且趣味に富める讀物を指定するは、父母・教師の責任なれば、之が選擇に當りては、なるべく偉人の傳記、理化に關する書籍、雄大なる思想を含む文學等を探り、品性の向上、現代生活の理解に導かんことを努め、彼の時流に投ずるを是れ事となし、徒に少年の空想をあふり、虚榮心を起さしむる如きものは、一切之を排除せざるべからず。

## 第五章 訓練

### 第一節 訓練の任務

訓練は児童の意志・感情に影響して、道德的品性を陶冶す

るを以て、其の任務となす。左に児童の徳性發達の順序と、小學校に於ける訓練の特殊なる任務とにつき述ぶる所あるべし。

一、他律と自律 幼少なる児童の行動は多くは衝動的にして、意の向ふがまゝに進み、一切の思慮分別を缺くこと動物と多く異なる所あるを見ず。即ち幼兒の生活は未だ善惡の差別なき自然の生活にして、此の自然の生活を誘導し、善良なる諸種の習慣を得しむるは家庭教育の任とする所なりき。換言すれば幼兒期に於ける教育は全く他律的にして、児童の行動は父母の判斷に基づき、外部より導かるゝに過ぎざりき。然るに就學の始期に近づくころより道德的判斷の萌芽漸く現れ、父母の善とする所は己れ亦之を善とし、父母の惡とする所は之を惡とし、稍意識的に道德律に

從ふに至る。其の父母教師に依頼し、之に服従するの度に於ては幼兒期に等しけれども、幼兒期の如く全く盲目的ならずして、多少の自覺を加ふ。進んで十歳以後に至れば自らの感情著しく發達し、父母教師の監督を離れ、獨立に行動するの端を開き、青年期に入るに及びては、自由に思慮・選擇し、時としては外部の權威に反抗し、敢然として己が所信を貫ぬくあるに至る。之を要するに兒童の行動は純然たる他律に始まり、次いで意識的他律の時代に進み、意識の發達と共に自律の要素を加へ、終に轉じて自律の域に達するものにして、小學校の期間は概して他律と自律との過渡期にありといふを得べし。

**二、社會的修養** 幼兒の行動は衝動的なると共に又利己的にして、一言一行悉く己が利益を標準となし、其の生活は

我意・我執の生活なり。然るに一度學校生活に入るや、多數の同輩及び年長者と交り、一定の課業に服せざるべからざるを以て、茲に始めて自制・克己の苦味を経験し、我人につらければ人亦我につらきの理を悟るに至る。此の意味に於て學校生活は社會の共同生活の端緒にして、學校は社會の小なる模型なり。社會に於ける複雑なる人事的關係は縱令其の萌芽に於て凡て、家庭生活中に存すとすとも、社會の人たるべき品性の根柢は家庭の訓練によりてのみ養はるべきにあらず。古人も「性格ハ世ノ激浪中ニ成ル」といへり。人として最も必要なる**勤勉・克己・誠實・正義・親切**の諸主徳及び規律に服従し、共同事に當るの精神の如きは、學校生活に於ける相互の制裁と督勵とによりて鍛鍊せらるべきものにして、兒童の社會的修養は之を學校の力に待たざるべか

以上述ぶる所を約言すれば小學校に於ては、第一兒童の他律的生活を次第に自律的に導き、第二社會生活上必要な道德的修養を與へ、社會生活の準備をなさしむるを以て訓練の主要なる任務となす。

第二節 訓練の方針

一、自然的なるべし。家庭生活を整理し、善良なる家風により、自然に誘導するを以て、家庭教育の方針となせるが如く、學校教育に於ても、學校長を中心となし、各教師の訓練上の主義・方針相一致し、互に調和統一を保ち、善良なる校風を樹立し、自然に感化することを是れ力むべし。之が爲には各教師は單に自己の配下にある兒童の教育に注意するのみならず、又常に學校教育の全般に互り、其の責任を分かつ

の覺悟を有せざるべからず。

二、干涉に失すべからず。過度の干涉が人格の自由なる發展を阻害することは、己に屢之を説けり。新入兒童をして、早く學校生活に慣れしめんが爲に、一時に多くの習慣を作らんとする如きは、往々見る所なるが、干涉に失するは自由に失するものに比し、其の弊更に大なるものあり、思はざるべからず。

三、公平なるべし。教師の兒童に對する愛情は到底之を父母の愛の深きに比すべからず。従つて兒童の操行・成績等の如何により、愛に差等を立つるものなきにあらざれども、如此は、要するに、己が好む所に偏するものにして、教育者として最も大なる缺點の一なり。教師の冷酷なる取扱を受け、精神の活動自ら萎縮し、終に劣等兒となりしもの、其の



例少からず。教師は須く「愚カナル子ホド可愛シ」といふ父母の心を以て己が心となさざるべからず。

以上の三方針は家庭教育に於て己に述べたる所なるが、小學校に於ては、其の特殊の任務よりして、更に左の一條目を加ふるの必要あり。

四、自主獨立の氣風を獎勵すべし。小學校の訓練は、他律より自律に導くを以て其の主要の任務となすを以て、兒童の發達に應じ、徐々に自主獨立の氣風を養ひ、自治の範圍を擴張せざるべからず。即ち其の始めに於ては、一々兒童の行動を指導するの必要ありと雖も、長ずるに従つて、之に代ふるに助言・忠告等を以てし、なるべく教師の手を離れ、自己の判斷に基づきて行動するに至らしめんことを要す。

### 第三節 間接的訓練

凡そ行爲は道德的判斷に基づきて行はれ、判斷と實行とは其の二大要素たり。従つて訓練の方法亦之に準じ、(一)道德上の知見を開發し、引いて實行に導かんとする**間接的方法**と、(二)實行其の物に影響する**直接的方法**との二種に區分せらる。今兩者の關係を考ふるに、家庭教育に於て、先づ種種の善良なる習慣を養成して、徳性の基礎を作り、學校期に入りて後、徐々に道德的觀念を與へて其の判斷力を啓發し、啓發せられたる判斷力に導かれ、行爲を反復して習慣たらしむ。斯く、知識と實行とは相俟つて一步一步進むべきものにして、一定の倫理的原則に従ひ、一定の主義の下に行動するに至るを以て、其の終局の理想となす。

一、修身教授 道德的識見を系統的に啓發するは、修身科の任務なり。小學校に於て使用せる修身書は、國民の日常

服膺すべき勅語の旨趣を平易に敷衍し、児童の發達に應じて適當に配當せるものなれば、之を教授するに當りては、常に勅語の精神を體し、單に知識を授くるを以て足れりとせず、同時に又純潔なる道徳的感情を起さしめ、機會に應じて學び得たるものを實行せしめざるべからず。小學校令施行規則に定められたる修身科教授の要旨左の如し。

修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キテ児童ノ徳性ヲ涵養シ道徳ノ實踐ヲ指導スルヲ以テ要旨トス

二、訓諭 實際の行爲につき隨時に行ふ教訓にして、修身科の如く系統的ならず、主として偶發事項につきて行ふものとす。訓諭の中、児童一般に對するものを講堂訓話といふ。こは全校訓練の統一を保つに於て極めて必要なる手段なり。

三、儀式 祝日・大祭日・皇室の慶弔・國民記念日等に行ふ儀式の如く國民一般に關するものと、入學式・卒業式等の如く學校に關するものとの二種あり。學校長は或は儀式のいはれを説いて忠君愛國の志氣を鼓舞し、或は児童將來の心得を諭して、其の奮勵を求め、儀式に應じて、夫れ夫れ適切な誨告を與ふ。特に式場に於ける莊嚴なる空氣は、自ら児童の感激を促すを以て、訓練上に及ぼす效果頗る大なり。凡て儀式の舉行に當りては、最も意を秩序と靜肅とに用ひ、殊に三大節の如きは、謹嚴莊重人をして自ら襟を正しうするの思あらしむべし。

#### 第四節 直接的訓練

##### 第一 學校生活と訓練

児童は學校に於て、或は一定の作業に服し、或は遊戯に従

ふ。作業と遊戯とは實に學校生活の全部を蔽ふものにして、學校訓練は此の二者によりて、最も自然に且有效に行はる。されば家庭に於ける訓練が主として遊戯の指導にあるが如く、學校訓練は作業と遊戯とに其の主力を注がざるべからず。

### 一、遊戯

遊戯と教育との關係につきては、已に之を説けり。兒童の小學校に入るや、其の始め個人的競争遊戯を喜ぶも、次第に團體的競争遊戯に傾き、青年期の始め頃より、ベイスボール、フットボール、テニス等所謂ゲームと稱するものに興味を有し來る。従つて規則に従ひ、協同を尙び、團結事に當るの習慣の如きは、小學校の遊戯によりて最も自然に養はるゝものにして、彼の英國の教育が各種の競技を以て品性修養の第一の基礎となせるの理實に茲に存す。凡て

遊戯に際しては、教師はなるべく兒童の伴侶となり、兒童と嬉戲する間に、適當なる指導を加へ、一方に於て遊戯の効果を完からしむると共に、他方に於て遊戯に伴なふ身體上の危険を避けしめ、且之に耽溺するの惡習を豫防すべし。

### 二、作業

一、學習 作業は已に述べたる如く、一定の目的を有する眞面目なる活動にして、學習作用は學校に於ける作業の大部分を占む。凡て學習に際しては、兒童は注意を課業に集中し、熱心活動を續けざるべからず。然るに注意の集中は自ら精神の他に向ふを抑制するを以て、學習作用は勤勉・努力の習慣を得しめ、克己・抑制の徳を養ふに於て最も必要の手段なり。又之を教科に就て見るに、修身科・歴史科等に於て知見の開發と共に道德的感情を促進するは固より、算術

科・理科等に於て、秩序・規律に對する傾向を助長するが如く、各教科一として、道徳的修養の機會を與へざるものなし。其の他時間を守り、秩序を正し、事物を整頓する習慣も、學習に於て得らるべく、教授と訓練とは何れの方面より觀察するも最も密接の關係を有す。斯く教授と訓練との一體不離なることを認め、學習によりて意志を陶冶せんとする教授を教育的教授といふ。

口、其の他の作業 校舍内外の洒掃、學校園の手入、動物の飼育等は何れも訓練上利用せらるべき作業なり。殊に兒童をして作業團體を組織せしめ、力を合せて共同の作業に従事せしむるは、社會生活の準備として最も有效なり。近時公民的精神の養成に資せんが爲に、自治團體の制度に倣ひ、兒童の自治制度を立つるものあり、其の方法宜しきを得

ば亦訓練の一方案となすに足らん。

以上の外、同窓會・同級會・學藝會・運動會・遠足・旅行の如きも亦訓練に利用すべく、同時に又平素訓練の結果を見るに足るの機會なれば、何れも周到なる注意を以て之を行ふべし。

### 第二 直接的訓練の方法

兒童の實行を指導せんが爲に施す直接的方法としては**示範・感情の轉向・監視・命令・懲罰・褒賞**等の手段あり。是等は凡て家庭教育の條に於て其の一斑を説きたれば、小學校教育に於ても、是が原理を應用し、兒童の發達に準じて適度に之を利用すべし。要するに訓練は自然的なるを尙ぶ。命令・懲罰・褒賞等の如き手段はなるべく之を避け、特別の訓練法なくして、しかも訓練せらるゝに至るを以て理想となさざるべからず。

餘論

第一章 家庭教育と學校教育

家庭教育と學校教育とを比較するに、學校教育は教師の督勵と學友相互の刺戟とにより、獨立自助、勤勉事に當るの習慣を得、社會生活に必要な諸般の準備をなすに適すれども、各兒童の個性を顧みるの餘裕に乏しく、反對に家庭にありては個性の要求に應じ、父母の純眞なる愛情によりて自然に兒童を薰化し、諸種の徳性の基礎を立つるを得るのみならず、又往々にして、學校生活に見るが如き、悪友の感化に遠ざかるの利あれども、時としては姑息の愛に溺れ、克己自制の力を養ふ能はざることあり。次ぎに之を教育の諸

作用につきて考ふる時は、教授は學校の主とする所にして家庭は單に之を補助するに止まれども、養護及び訓練は學校・家庭共同の任務となすべく、殊に兒童の家庭にある時間は、學校に比して著しく長く、且自由に個性を發揮し、性のまゝに行動するを以て養護・訓練の機會は寧ろ家庭に多しとも見らるべし。

學校と家庭とは各、教育の一半を負擔し、夫れ夫れ特色を有すること斯くの如し。故に此の二者は相依り相輔けて、始めて完全なる効果を擧ぐるを得べく、一方にて命令せしことを他方にて禁止し、一方に暖めて他方に冷すが如きことあらば兒童は夫れ何れにか適從せん。又學校は家庭の事情を顧みずして妄りに宿題等を課し、家庭は學校課業を考慮に加へず、諸種の作業を命ずるが如きことあらば、兒童

は何によりてか此の過重なる負擔を果すことを得ん。兒童を學校に託し、之によりて父母は教育の全責任を免れたりと考ふべからず。教師亦兒童を家庭に送れば、以後は關せずとして放任すべからず。教育の場所は學校及び家庭に分るれど、其の兒童を教育するに於ては即ち一なり。従つて教師と父母と其の責任に於て固より限界あるべきにあらず。家庭の父母たるもの時々學校に到り、兒童の學習狀態を觀察し、學校の教育主義を理會するを怠らず。學校は亦或は通知簿を利用し、或は父兄懇話會を開き、或は兒童の家庭を訪問して、其の事情を明らかにし、同一方針の下に相提携しつゝ歩を進め、以て教育の徹底を期せざるべからず。世には家庭の繁忙を名として、學校の招待にすら出席するを厭ふもの少からず、思はざる亦甚だしいふべし。

## 第二章 社會教育

### 第一節 社會教育の性質

社會教育なる語は廣くも狭くも用ひらる。狭く之を家庭教育及び學校教育に對せしむるときは、一般の民衆に補習的に施す教育を指し、よりて以て學校教育の効果を維持し、同時に一層深き教化に導くを以て其の任務となす。之を他の教育に比較するとき、家族教育は家族的精神を基礎とし、自然に感化するを其の眼目となし、學校教育は一定の課程を定め規律的に學習せしむるを主とすれども、社會教育は之に反して、各種の教育機關を具へ、被教育者をして自由に利用せしむ。家庭教育の理想は自然的なるに存し、學校教育は半ば自由に、半ば強制の性質を帶ぶるも、社會教

育は自由を以て其の精神となす。故に被教育者が一定の年齢に達し、豫め一定の教育を受け、自ら進んで社會教育の諸機關を利用せんとの意志を有せざれば、社會教育は之を施すに由なし。學校教育が特に自主自習の精神の養成に力を注ぐべきは此の點より見ても明らかなり。

### 第二節 社會教育の機關

社會教育亦他の教育に等しく、之を體育・知育・德育の三者に分ちて考ふことを得。今此の區分に應じて、社會教育の重要な機關を擧ぐれば大凡左の如し。

一、體育 公開運動場を設け、種々の體育上の器械を設備し、或は公園其の他一般民衆の集合する場所に適宜グラウンドを設けて之を利用せしむ。近時歐米諸國に公開運動場設置の必要盛に宣傳せられ、相競うて完全なる設

備をなしつゝあり。

二、知育 知育の方面に於て特に注意すべきは新聞・雜誌等の刊行物にして、之に次ぎて利用すべきは動物園・植物園・博物館・圖書館等なり。通俗講話會・講習會大學擴張等亦之に屬す。

三、德育 德育の方面にては、消極的には、演劇・活動寫眞等種々の娛樂機關を改善し、積極的には宗教を利用し、高尚なる音樂を普及し、美術展覽會を開く等、趣味と道德と相並びて進むべく、特に感情の方面の指導に注意せんことを要す。

### 第三章 教育者の修養

教育は人と人との間に行はる。故に教育者にして若し

其の人を得ざれば、設備如何に整ひ、方法如何に備はるあるも、之を活用すること能はざるべし。教育の事たる人を以て本となす、設備の如き、方法の如き抑、未なり。吉田松陰の松下村塾は僅かに二十疊に充たざる陋屋なりき、されど維新の俊傑其の門に輩出し、ペスタロッチは無告の孤兒をスタイツの一廢寺に愛育して、今尙教育の化身と稱へらる。教育者たるもの自己の修養を以て第一事となし、毫も懈怠あるべからざるなり。

**一、道徳的修養** 教育者の道徳的資質中最も重要なるは愛情と權威となり。愛の必要なることは已に屢説きたる所なるが、若し愛情にして權威を伴はざれば所謂舐犢の愛となり、兒童をして狎れしむるの患なしとせず。愛は權威を待つて始めて全し。此の二者は教育の祕密を開く鍵

とも稱すべく、家庭の教育に於て、母に春光の和あり、父に秋霜の威あり、相助けて進むことを得るは實に其の一大長所ならずんばならず。次に必要なるは**熱心**と**忍耐**となり。教育の事たる、固より、成果を眼前に擧げ得べきものにあらざれば、熱心にして忍耐、效を永遠に期し、眞に教育を樂むの士にして始めて能く安んじて之に當るを得べし。其の他**快活**・**元氣**の如きも亦缺くべからざる一資質なり。兒童はもと元氣に富む、従つて元氣を有せざれば、兒童を親しましむるに由なく、兒童の親しみを得ずんば、薰化の事得て望むべからざるなり。

**二、知的修養** 百を知るものにして始めて能く十を傳ふる事を得。小學校の教材を以て平易なりとして、自習を怠り、偶、誤謬を傳ふる如き事あらば、忽ちにして、兒童の信用を



墜し、其の輕侮を招くに至るべし。加ふるに學術の進歩は寸時も停止することなく、一日補習を廢すれば一日即ち世に後る。教育の任に當るもの、其の父母たると教師たるとを問はず、常に學術の修養を怠らず、且教育學・心理學等の著述につきて常に注意を拂ひ、兒童の精神に關する新しき研究及び教育上の理論の趨勢を心得おくこと必要なり。

三、身體の鍛鍊 教育は最も繁忙なる職務の一なれば、平生規律的に身體を鍛鍊し、之に堪へ得る體力を養はざるべからず。健康なる身體は一切の活動の源泉なり。熱心も忍耐も元氣も之より起り快活なる氣風も之に基きて成る。

#### 第四章 各種の學校

學校の種類には、小學校・中學校・高等女學校等普通教育を

施すものの外に、専門學校・大學等、高等教育を施すもの、師範學校・農業學校・工業學校・商業學校等の如く一定の職業に必要な教育を施すもの、盲啞の兒童・白痴・不良兒童等を教育する特殊教育所、小學校の卒業生に對して補習教育を施すもの等種々あり。是等諸種の學校は相待つて整然たる一の學校系統を組織す。

學校は又之を國費を以て設立せられたる官立學校、府・縣・郡・市・町村の如き公共團體の費用を以て設立せられたる公立學校、私人の經營にかゝる私立學校の三種に分つことあり。全國の教育・學藝に關する事項は、文部大臣之を管掌し、府縣知事・郡長・市町村長等は、法律・命令に従ひ夫れ夫れ所管の教育事務を掌る。今我國現在の學校系統を表示すれば左の如し。

新撰 女子教育學 (改訂版) 終

年 齡	28													
	27													
26														
25														
24											大學		研究科	
23											大學		部	
22							高等師範學校				專門學校		豫科	
21							師範學校				高等		等	
20							實業學校				高等女學校		中學校	
19							實業學校				高等女學校		中學校	
18							實業學校				高等女學校		中學校	
17							實業學校				高等女學校		中學校	
16							實業學校				高等女學校		中學校	
15							實業學校				高等女學校		中學校	
14							實業學校				高等女學校		中學校	
13							實業學校				高等女學校		中學校	
12							實業學校				高等女學校		中學校	
11							實業學校				高等女學校		中學校	
10							實業學校				高等女學校		中學校	
9							實業學校				高等女學校		中學校	
8							實業學校				高等女學校		中學校	
7							實業學校				高等女學校		中學校	
6							實業學校				高等女學校		中學校	
5							實業學校				高等女學校		中學校	
4							實業學校				高等女學校		中學校	

附錄 小學教育關係法規抄

一 小學校令(摘要)

第一章 總 則

第一條 小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎  
並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第二條 小學校ハ之ヲ分テ尋常小學校及高等小學校トス

尋常小學校ノ教科ト高等小學校ノ教科トヲ一校ニ併置スルモノヲ尋常  
高等小學校トス

市町村、町村學校組合若ハ其ノ學區又ハ市町村學校組合ノ負擔ヲ以テ設  
置スルモノヲ市町村立小學校トシ私人ノ費用ヲ以テ設置スルモノヲ私  
立小學校トス

第三章 教科及編制

第十八條 尋常小學校ノ修業年限ハ六箇年トス

高等小學校ノ修業年限ハ二箇年トス但シ延長シテ三箇年ト爲スコトヲ得

第十九條 尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操トシ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得

第二十條 高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、唱歌、體操トシ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

前項教科目ノ外手工、農業、商業、女兒ノ爲ニハ家事ノ一科目又ハ數科目ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ前項教科目ノ外圖畫、外國語、其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得

前二項ノ教科目ハ之ヲ隨意科目又ハ選擇科目ト爲スコトヲ得

第二十二條 小學校ノ教科目中兒童身體ノ情況ニ依リ學習スルコト能ハサル教科目ハ之ヲ其ノ兒童ニ課セサルコトヲ得

第二十四條 小學校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノヲ

ルヘシ

前項ノ圖書同一ノ教科目ニ關シ數種アルトキハ其ノ中ニ就キ府縣知事之ヲ採定ス

文部大臣ハ第一項ノ規定ニ拘ラス修身、日本歴史、地理ノ教科用圖書及國語讀本ヲ除キ其ノ他ノ教科用圖書ニ限リ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定シタルモノニ就キ府縣知事ヲシテ之ヲ採定セシムルコトヲ得

### 第五章 就學

第三十二條 兒童滿六歳ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歳ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス

學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トシ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ

學齡兒童保護者ト稱スルハ學齡兒童ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ親權ヲ行フ者ナキトキハ其ノ後見人ヲ謂フ

第三十三條 學齡兒童瘋癲白痴又ハ不具癱疾ノ爲就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ學齡兒童保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得

學齡兒童病弱又ハ發育不完全ノ爲就學セシムヘキ時期ニ於テ就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ就學ヲ猶豫スルコトヲ得

市町村長ニ於テ學齡兒童保護者貧窮ノ爲其ノ兒童ヲ就學セシムルコト能ハスト認メタルトキ亦前二項ニ準ス

第三十五條 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭スル者ハ其ノ雇傭ニ依リテ兒童ノ就學ヲ妨クルコトヲ得ス

第三十六條 學齡兒童保護者ハ就學セシムヘキ兒童ヲ市町村立小學校ニ入學セシムヘシ但シ市町村長ノ認可ヲ受ケ家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシムルコトヲ得

官立又ハ府縣立學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分又ハ高等學校若ハ中學校ノ豫科ハ兒童就學ニ關シテハ之ヲ市町村立尋常小學校ト同視ス

第三十七條 兒童ノ年齡就學ノ始期ニ達セサル者ハ之ヲ小學校ニ入學セシムルコトヲ得ス

第三十八條 小學校長ハ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル兒童又ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨アリト認メタル兒童ノ小學校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得

### 小學校令施行規則 (摘要)

#### 第一章 教科及編制

##### 第一節 教則

第一條 小學校ニ於テハ小學校令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ兒童ヲ教育スヘシ

道德教育及國民教育ニ關聯セル事項ハ何レノ教科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス

知識技能ハ常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ選ヒテ之ヲ教授シ反覆練習シテ應用自在ナラシメンコトヲ務ムヘシ

兒童ノ身體ヲ健全ニ發達セシメンコトヲ期シ何レノ教科目ニ於テモ其ノ教授ハ兒童ノ心身發達ノ程度ニ副ハシメンコトヲ要ス

男女ノ特性及其ノ將來ノ生活ニ注意シテ各々適當ノ教育ヲ施サンコトヲ務ムヘシ

各教科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

第二條 修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キテ兒童ノ徳性ヲ涵養シ道德ノ實踐ヲ指導スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ孝悌親愛勤儉恭敬信實義勇等ニ就キ實踐ニ適切ナル近易メ事項ヲ授ケ漸ク進ミテハ國家及社會ニ對スル責務ノ一斑ニ及ホシ以テ品位ヲ高メ志操ヲ固クシ且進取ノ氣象ヲ長シ公德ヲ尙ハ

シメ忠君愛國ノ志氣ヲ養ハンコトヲ務ムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ一層陶冶ノ功ヲ堅實ナラシメンコトヲ務ムヘシ

女兒ニ在リテハ特ニ貞淑ノ徳ヲ養ハンコトニ注意スヘシ

修身ヲ授クルニハ嘉言善行及諺辭等ニ基キテ勸戒シ常ニ之ヲ服膺セシメンコトヲ務ムヘシ

第三條 國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ發音ヲ正シ假名ノ讀ミ方、書キ方綴リ方ヲ知ラシメ漸ク進ミテハ日常須知ノ文字及普通文ニ及ホシ又言語ヲ練習セシムヘシ

高等小學校ニ於テハ稍々進ミタル程度ニ於テ日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方綴リ方ヲ授ケ又言語ヲ練習セシムヘシ

讀ミ方、書キ方、綴リ方ハ各々其ノ主トスル所ニ依リ教授時間ヲ區別スルコトヲ得ルモ特ニ注意シテ相聯絡セシメンコトヲ要ス

讀本ノ文章ハ平易ニシテ國語ノ模範ト爲リ且兒童ノ心情ヲ快活純正ナラシムルモノナルヲ要シ其ノ材料ハ修身、歴史、地理、理科其ノ他生活ニ必須ナル事項ニ取り趣味ニ富ムモノタルヘシ

女兒ノ學級ニ用フル讀本ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ交フヘシ

文章ノ綴リ方ハ讀ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項兒童ノ日常見聞セル事項及處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ其ノ行文ハ平易ニシテ旨趣明瞭ナランコトヲ要ス

書キ方ニ用フル漢字ノ書體ハ尋常小學校ニ於テハ楷書行書ノ二種トシ

高等小學校ニ於テハ尙草書ヲ加フ

國語ヲ授クル際ニハ語句文章ノ意義ヲ明瞭ニシ且其ノ用法ニ習熟セシメンコトヲ務ムヘシ

他ノ教科目ヲ授クル際ニ於テモ常ニ言語ノ練習及文字ノ書キ方ニ注意セシメンコトヲ要ス

第四條 算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル知識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ十以下ノ數ノ範圍内ニ於ケル數ヘ方書キ方及加減乗除ヲ授ケ漸ク其ノ範圍ヲ擴メテ百以下ノ數ニ及ホシ更ニ進ミテ通常ノ加減乗除竝ニ小數諸等數及簡易ナル分數歩合算ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ分數歩合算ヲ授ケ比例ニ及ホシ學校ノ修業年限ニ應シ更ニ求積ヲ授ケ又土地ノ情況ニ依リテハ日用簿記ノ大要ヲ授クヘシ

算術ハ筆算ヲ用フヘシ土地ノ情況ニ依リテハ珠算ヲ併セ用フルコトヲ得

算術ヲ授クルニハ理會ヲ精確ニシ運算ニ習熟シテ應用自在ナラシメンコトヲ務メ又運算ノ方法及理由ヲ正確ニ説明セシメ且暗算ニ習熟セシメンコトヲ要ス

算術ノ問題ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項及土地ノ情況ヲ斟酌シテ日常適切ナルモノヲ選フヘシ

第五條 日本歴史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ建國ノ體制、皇統ノ無窮、歷代天皇ノ盛業、忠良賢哲ノ事蹟、國民ノ武勇、文化ノ由來、外國トノ關係等ノ大要ヲ授ケ以テ國初ヨリ現時ニ至ルマテノ事歴ヲ知ラシムヘシ  
高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ稍詳ニ我國發達ノ蹟ヲ知ラシムヘシ

日本歴史ヲ授クルニハ成ルヘク圖畫、地圖、標本等ヲ示シ兒童ヲシテ當時ノ實狀ヲ想像シ易カラシメ特ニ修身ノ教授事項ト聯絡セシメンコトヲ要ス

第六條 地理ハ地球ノ表面及人類生活ノ狀態ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ又本邦國勢ノ大要ヲ理解セシメ兼テ愛國心ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ本邦ノ地勢、氣候、區劃、都會、產物、交通等並ニ地球ノ形狀、運動等ノ大要ヲ理會セシメ且滿洲地理ノ大要ヲ授ケ兼テ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ニ關スル簡單ナル知識ヲ得シムヘシ  
高等小學校ニ於テハ各大洲ノ地勢、氣候、區劃、交通等ノ概略ヨリ進ミテ本

邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ノ大要及本邦ノ政治、經濟上ノ狀態並ニ外國ニ對スル地位等ノ大要ヲ知ラシメ又地文ノ一斑ヲ授クヘシ  
地理ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ又地球儀、地圖、標本、寫眞等ヲ示シテ確實ナル知識ヲ得シメ特ニ歴史及理科ノ教授事項ト聯絡セシメンコトヲ要ス

第七條 理科ハ通常ノ天然物及自然現象ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ其ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシメ兼テ觀察ヲ精密ニシ自然ヲ愛スルノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ植物、動物、礦物及自然ノ現象ニ就キ主トシテ兒童ノ目撃シ得ル事項ヲ授ケ特ニ重要ナル植物、動物、礦物ノ名稱、形狀、效用及發育ノ大要ヲ知ラシメ又通常ノ物理化學上ノ現象及人身生理ノ初步ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ特ニ重要ナル元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身ノ生理衛生ノ大要ヲ授ケ兼テ植物、動物、礦物ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシムヘシ

理科ニ於テハ務メテ農事、水産、工業、家事等ニ適切ナル事項ヲ授ケ特ニ植物動物等ニ就テ教授スル際ニハ之ヲ以テ製スル重要加工品ノ製法、效用等ノ概略ヲ知ラシムヘシ

理科ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ若ハ標本、模型、圖畫等ヲ示シ又簡單ナル實驗ヲ施シ明瞭ニ理會セシメシコトヲ要ス

第八條 圖畫ハ通常ノ形體ヲ看取シ正シク之ヲ畫クノ能ヲ得シメ兼テ美感ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ單形ヨリ始メ漸ク簡單ナル形體ニ及ホシ實物若ハ手本ニ就キ又時々自己ノ工夫ヲ以テ畫カシムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ諸般ノ形體ヲ畫カシムヘシ土地ノ狀況ニ依リテハ簡易ナル幾何畫ヲ授クルコトヲ得

圖畫ヲ授クルニハ成ルヘク他ノ教科目ニ於テ授ケタル物體及兒童ノ日常目撃セル物體中ニ就キテ之ヲ畫カシメ兼テ清潔ヲ好ミ綿密ヲ尙フノ習慣ヲ養ハンコトニ注意スヘシ

第九條 唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フコトヲ得シメ兼テ美感ヲ養ヒ徳性ノ

涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ平易ナル單音唱歌ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ授クヘシ又便宜簡易ナル複音唱歌ヲ授クルコトヲ得

歌詞及樂譜ハ平易雅正ニシテ兒童ノ心情ヲ快活純美ナラシムルモノタルヘシ

第十條 體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ體操、教練及遊戲ニ就キ簡易ナル動作ヨリ始メ漸ク其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ又男兒及女兒ノ別ニ依リ其ノ授クヘキ事項ヲ斟酌スヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ一層其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ土地ノ情況ニ依リ體操ノ教授時間ノ一部若ハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戶外運動ヲ爲サシメ又水泳ヲ授クルコトアルヘシ



體操ノ教授ニ依リテ習成シタル姿勢ハ常ニ之ヲ保タシメンコトヲ務ムヘシ

第十一條 裁縫ハ通常ノ衣類ノ縫ヒ方及裁チ方等ニ習熟セシメ兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ運針法ヨリ始メ漸ク通常ノ衣類ノ縫ヒ方ヲ授ケ又便宜裁チ方繕ヒ方等ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ初ハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ通常ノ衣類ノ縫ヒ方裁チ方繕ヒ方ヲ授クヘシ

裁縫ハ其ノ材料ヲ日常所用ノモノニ取リ之ヲ授クル際用具ノ使用方材料ノ品類性質及衣類ノ保存方洗濯方等ヲ教示スヘシ

第十二條 手工ハ簡單ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ工業ノ趣味ヲ長シ勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

手工ハ紙絲粘土麥稈木竹金屬等其ノ土地ニ適切ナル材料ヲ用ヒテ簡易ナル製作ヲ爲サシメ高等小學校ニ於テハ簡單ナル製圖ヲ併セ授クヘシ手工ヲ授クル際ニハ用具ノ使用方材料ノ品類性質等ヲ教示スヘシ

第十三條 農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ長シ勤勉利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

農業ハ土地ノ情況ニ依リ農事若ハ水産ヲ授ケ又ハ農事水産ヲ併セ授クヘシ

農事ハ土壤水利肥料農具耕耘栽培養蠶養畜等ニ就キ土地ノ情況ニ適切ニシテ兒童ノ理會シ易キ事項ヲ授クヘシ

水産ハ漁撈養殖製造等ニ就キ其ノ土地ノ業務ニ適切ナルモノヲ授クヘシ

農業ヲ授クルニハ特ニ地理理科等ノ教授事項ト關聯シ時々其ノ土地實際ノ業務ニ就キテ示教シ其ノ知識ヲ確實ナラシメンコトヲ務ムヘシ

第十四條 商業ハ商業ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ勤勉敏捷ニシテ且信用ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

商業ハ學校所在ノ地方ニ於ケル賣買金融運輸保險其ノ他商業ニ關スル重要ナル事項ニシテ兒童ノ理會シ易キモノヲ選ヒ國語算術地理理科等ノ教授事項ト關聯シテ之ヲ授ケ且簡易ナル商用簿記ヲ授クヘシ

第十五條 家事ハ家事ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ家事ノ趣味ヲ長シ兼テ節約利用秩序清潔ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス  
 家事ハ衣食住看病育兒其ノ他一家ノ經濟等ニ關スル事項ノ大要ヲ授クヘシ家事ヲ授クルニハ特ニ理科トノ聯絡ニ注意シ又實習ニ重キヲ置キ土地ノ情況ニ適切ナラシメンコトヲ務ムヘシ

第十六條 外國語ハ日常簡易ノ英語ヲ習得セシムルヲ以テ要旨トス  
 外國語ハ發音綴字ヨリ始メ簡易ナル文章ノ讀ミ方話シ方綴リ方書キ方ヲ授クヘシ  
 外國語ヲ授クルニハ成ルヘク日常ノ生活ニ關聯セシメテ其ノ理會ヲ容易ニシ練習ニ重キヲ置クヘシ

第十七條 尋常小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第四號表ニ依ルヘシ  
 手工ヲ加フルトキ又ハ第一學年第二學年ニ於テ圖畫ヲ課スルトキハ其ノ每週教授時數ハ學校長ニ於テ他ノ教科目ノ每週教授時數ヲ減シ之ニ充ツヘシ

唱歌ヲ闕ク時ハ其ノ每週教授時數ハ學校長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スルコトヲ得

第十八條 高等小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第五號表又ハ第六號表ニ依ルヘシ

第二十條 學校長ハ夏季冬季休業日ノ前後各二十日以内ニ於テ毎日ノ教授時數ヲ減スルコトヲ得  
 前項ノ規定ニ依リ教授時數ヲ減スルトキハ學校長ニ於テ便宜各教科目ノ每週教授時數ヲ斟酌スヘシ

第二十一條 尋常小學校若ハ高等小學校ニ於テ數學年ノ兒童ヲ一學級ニ編制スル時ハ各學年ノ程度ニ拘ラス全部又ハ一部ノ兒童ヲ同一ノ程度ニ依リ教授スルコトヲ得

第二十二條 學校長ハ其ノ小學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ

第二十三條 小學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了若ハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ別ニ試驗ヲ用フルコトナク兒童平素ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ム

ヘシ  
 第二十四條 學校長ハ修業年限ノ終ニ於テ尋常小學校若ハ高等小學校ノ教科ヲ修了セリト認メタル者ニハ卒業證書ヲ授與スヘシ  
 學校長ハ學年末ニ於テ各學年ノ課程ヲ修了セリト認メタル者ニハ修業證書第二十一條ノ規定ニ依リ一學年間學習セシ者ニハ學習證書ヲ與フルコトヲ得

第二節 學年、休業日及式日

第二十五條 小學校ノ學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル  
 前項ニ依ル學年ノ外地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル學年ヲ置クコトヲ得  
 小學校ノ學期ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ  
 第二十六條 毎日ノ教授終始ノ時刻ハ學校長之ヲ定ムヘシ  
 第二十七條 小學校ノ休業日ハ左ノ如シ但シ第三號乃至第六號ノ休業日ハ學年ニ依リ之ヲ異ニスルコトヲ得

一 祝日、大祭日  
 二 日曜日  
 三 夏季休業日  
 四 冬季休業日  
 五 學年末休業日  
 六 其ノ他府縣知事ノ定ムル休業日  
 前項第三號乃至第五號ノ休業日數ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ  
 第二十八條 紀元節、天長節、祝日及一月一日ニ於テハ職員及兒童、學校ニ參集シテ左ノ式ヲ行フヘシ  
 一 職員及兒童、君カ代ヲ合唱ス  
 二 職員及兒童ハ  
 天皇陛下  
 皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ  
 三 學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス  
 四 學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス

五 職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス  
 御影ヲ拜戴セサル學校及特ニ府縣知事ノ認可ヲ受ケ複寫シタル御影若  
 ハ府縣知事ニ於テ適當ト認メタル御影ヲ奉戴セサル學校ニ於テハ前項  
 第二號ノ式ヲ闕ク又唱歌ヲ課セサル學校ニ於テハ第一號及第五號ノ式  
 ヲ闕クコトヲ得

第三節 編 制

第二十九條 小學校ノ學級數ハ十八學級以下トス  
 特別ノ事情アルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ市町村市町村學校組  
 合又ハ町村學校組合ニ於テ私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知  
 事ノ認可ヲ受ケ前項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得  
 特別ノ事情ニ依リ小學校ニ於テ分教場ヲ設クルトキハ一分教場ノ學級  
 數ハ六學級以下トシ第一項ノ制限外ト爲スコトヲ得  
 第三十條 一學級ノ兒童數ハ尋常小學校ニ在リテハ七十人以下、高等小學校  
 ニ在リテハ六十人以下トス

特別ノ事情アルトキハ前項ノ制限ヲ超過シテ各々十人マテヲ増スコト  
 ヲ得

第三十一條 尋常小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ同一學年ノ女兒ノ數一學  
 級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ該學年ノ學級ヲ別ツヘシ  
 第一學年及第二學年ニ在リテハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得  
 高等小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全校女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足  
 ルトキハ男女ニ依リ學級ヲ別ツヘシ  
 特別ノ事情アルトキハ第一項又ハ第三項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得  
 第三十三條 修身、體操、唱歌、裁縫、手工、農業、商業及小學校令第二十條第三項  
 ニ依リ加ヘタル教科目ハ數學級ノ全部又ハ一部ノ兒童ヲ合セテ同時ニ  
 之ヲ教授スルコトヲ得但シ裁縫、手工、農業、商業ニ就キテハ兒童ノ數七十  
 人ヲ超エサル場合ニ限ル  
 第三十四條 土地ノ情況ニ依リ小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全部若ハ一  
 部ノ兒童ヲ前後二部ニ分チテ教授スルコトヲ得  
 第三十五條 小學校ニ於テハ各學級ニ本科正教員一人ヲ置クヘシ

土地ノ情況ニ依リ二學級毎ニ本科正教員一人及准教員一人又ハ三學級毎ニ本科正教員二人ヲ置クコトヲ得  
前條ノ規程ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ前後二學級毎ニ本科正教員一人ヲ置クヲ常例トス

第三十六條 六學級以上ノ小學校ニ於テハ學校長ノ擔任スル教授ヲ補助スル爲正教員一人若ハ准教員一人ヲ置クコトヲ得

第三十七條 小學校ニ於テハ適宜專科正教員ヲ置クコトヲ得

第三十九條 全校兒童ヲ一學級ニ編制スル學校ヲ單級小學校トシ二學級以上ニ編制スル學校ヲ多級小學校トス

### 第五節 教科用圖書

第五十三條 小學校教科用圖書中修身、國語、算術、日本歷史、地理、理科、家事、圖畫ヲ除キ其ノ他ノ圖書ニ限リ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定ヲ經タルモノニ就キ府縣知事之ヲ採定ス但シ體操、裁縫、手工及尋常小學校第四學年以下ノ唱歌ニ關シテハ兒童ニ使用セシムヘキ圖

書ヲ採定スルコトヲ得ス又國語、書キ方、算術、理科、家事、圖畫ノ教科用圖書及小學地理附圖ハ學校長ニ於テ之ヲ兒童ニ使用セシメサルコトヲ得

## 第九章 幼稚園及小學校ニ類スル各種學校

第一百九十五條 幼稚園ハ滿三歲ヨリ尋常小學校ニ入學スルマテノ幼兒ヲ保育スルヲ以テ目的トス

第一百九十六條 幼兒ヲ保育スルニハ其ノ心身ヲシテ健全ニ發達セシメ善良ナル習慣ヲ得シメ以テ家庭教育ヲ補ハンコトヲ要ス

幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス

常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシメンコトヲ務ムヘシ

第一百九十七條 幼兒保育ノ項目ハ遊戲、唱歌、談話及手技トス

第二百二條 保育ノ時數ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第二百三條 幼稚園ニ園長ヲ置クコトヲ得

第二百四條 幼稚園ニ於テ幼兒ヲ保育スル者ヲ保母トス  
保母ハ女子ニシテ小學校ノ本科正教員又ハ准教員タルヘキ資格ヲ有ス  
ル者又ハ府縣知事ノ免許ヲ得タル者タルヘシ

第二百五四條ノ二 保母ノ免許ヲ得ルニハ檢定ニ合格スルコトヲ要ス

前項ノ檢定ハ小學校教員檢定委員會ニ於テ之ヲ行フ

檢定ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ム

第二百六條 幼稚園ノ幼兒數ハ約百二十人以下トス但シ特別ノ事情アル  
トキハ約二百人マテニ増スコトヲ得

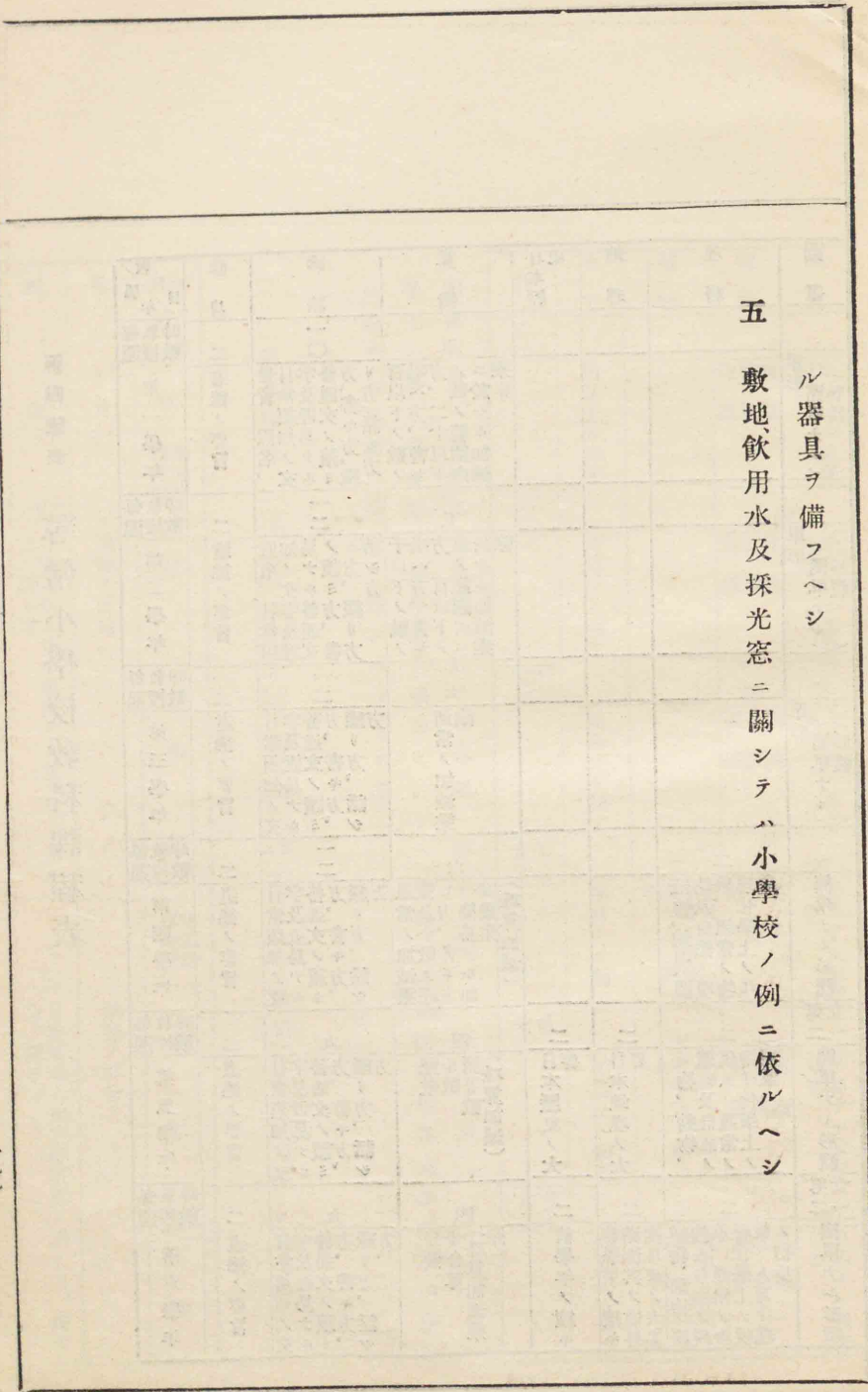
第二百七條 保母一人ノ保育スル幼兒數ハ約四十人以下トス

第二百八條 幼稚園ノ設備ハ左ノ各號ノ規定ニ依ルヘシ

- 一 建物ハ平家造トシ保育室、遊戲室其ノ他必要ナル諸室ヲ備フヘシ
- 二 保育室ノ大ハ幼兒五人ニ付一坪ヨリ小ナルコトヲ得ス
- 三 遊園ハ幼兒一人ニ付一坪ノ割合ヲ以テ設クルヲ常例トス
- 四 恩物、繪畫、遊戲、玩具、樂器、黑板、机、腰掛、時計、寒暖計、暖房器其ノ他必要ナ

ル器具ヲ備フヘシ

五 敷地、飲用水及採光窓ニ關シテハ小學校ノ例ニ依ルヘシ



第四號表 尋常小學校教科課程表

科目	年級	時數	
		每週	全年
修身	第一學年	二	二
國語	第一學年	一〇	一〇
算術	第一學年	五	五
地理	第一學年		
日本歷史	第一學年		
圖畫	第一學年	一	一
體育	第一學年	四	四
唱歌	第一學年	二	二
手工	第一學年	二	二
計	第一學年	二二	二二
修身	第二學年	二	二
國語	第二學年	一〇	一〇
算術	第二學年	五	五
地理	第二學年		
日本歷史	第二學年		
圖畫	第二學年	一	一
體育	第二學年	四	四
唱歌	第二學年	二	二
手工	第二學年	二	二
計	第二學年	二三	二三
修身	第三學年	二	二
國語	第三學年	一〇	一〇
算術	第三學年	五	五
地理	第三學年		
日本歷史	第三學年		
圖畫	第三學年	一	一
體育	第三學年	三	三
唱歌	第三學年	一	一
手工	第三學年	二	二
計	第三學年	二五	二五
修身	第四學年	二	二
國語	第四學年	一〇	一〇
算術	第四學年	六	六
地理	第四學年	二	二
日本歷史	第四學年	二	二
圖畫	第四學年	一	一
體育	第四學年	三	三
唱歌	第四學年	一	一
手工	第四學年	二	二
計	第四學年	二五	二五
修身	第五學年	二	二
國語	第五學年	一〇	一〇
算術	第五學年	四	四
地理	第五學年	二	二
日本歷史	第五學年	二	二
圖畫	第五學年	一	一
體育	第五學年	三	三
唱歌	第五學年	二	二
手工	第五學年	二	二
計	第五學年	二六	二六
修身	第六學年	二	二
國語	第六學年	一〇	一〇
算術	第六學年	四	四
地理	第六學年	二	二
日本歷史	第六學年	二	二
圖畫	第六學年	一	一
體育	第六學年	三	三
唱歌	第六學年	二	二
手工	第六學年	二	二
計	第六學年	二六	二六

圖畫ハ第一學年第二學年ニ於テハ每週一時之ヲ課スルコトヲ得  
 手工ハ第一學年第二學年第三學年ニ於テハ每週一時、第四學年第五學年第六學年  
 ニ於テハ每週二時之ヲ課スルコトヲ得

第五號表 高等小學校教科課程表 (修業年限二箇年ノモノ)

科目	年級	時數	
		每週	全年
修身	第一學年	二	二
國語	第一學年	八	八
算術	第一學年	二	二
地理	第一學年		
日本歷史	第一學年		
圖畫	第一學年	一	一
體育	第一學年	四	四
唱歌	第一學年	二	二
手工	第一學年	二	二
計	第一學年	二二	二二
修身	第二學年	二	二
國語	第二學年	八	八
算術	第二學年	二	二
地理	第二學年		
日本歷史	第二學年		
圖畫	第二學年	一	一
體育	第二學年	四	四
唱歌	第二學年	二	二
手工	第二學年	二	二
計	第二學年	二二	二二

計	裁縫	體操	唱歌	理科	地理	日本歴史	算術	教科學年	
								授時數	科目
女男 二二 八四	四	三	一	二	二	二	四	第一學年	第一學年
女男 二二 八四	四	三	一	二	二	二	四	第二學年	第二學年
女男 二二 八四	四	三	一	二	二	二	四	第三學年	第三學年

小學校令第二十條第二項及第三項ノ教科目ニ關シテハ本表ノ時數ノ外男兒六時以內、女兒四時以內ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得  
 前項ノ外本表各教科目ノ每週教授時數ヲ增加スルコトヲ得但シ每週教授時數ノ合計男兒ニ在リテハ三十時、女兒ニ在リテハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得ス  
 實習ニ關シテハ規定ノ教授時數外ニ涉リテハ尙之ヲ課スルコトヲ得

第六號表

（同上）

〔修業年限三箇年ノモノ〕

體操	唱歌	理科	地理	日本歴史	算術	國語	修身	教科學年	
								授時數	科目
三	一	二	二	二	四	八	二	第一學年	第一學年
三	一	二	二	二	四	八	二	第二學年	第二學年
三	一	二	二	二	四	八	二	第三學年	第三學年



裁縫	四	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方	四	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方	四	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方
計	女男 二二 八四		女男 二二 八四		女男 二二 八四	

小學校令第二十條第二項及第三項ノ教科目ニ關シテハ本表ノ時數ノ外男兒六時以內、女兒四時以內ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得  
前項ノ外本表各教科目ノ每週教授時數ヲ增加スルコトヲ得但シ每週教授時數ノ合計男兒ニ在リテハ三十時女兒ニ在リテハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得ス  
實習ニ關シテハ規定ノ教授時數外ニ涉リテハ尙之ヲ課スルコトヲ得

〔附錄終〕

# 附錄終

大正六年九月二十五日印  
 大正六年九月二十八日發行  
 大正六年十二月十五日訂正再版印刷  
 大正六年十二月十八日訂正再版發行  
 大正十年十一月二十七日訂正三版印刷  
 大正十年十一月三十日訂正三版發行

大正十一年一月廿六日訂正四版印刷  
 大正十一年一月廿九日訂正四版發行

定價	金五拾參錢
大正十三年度臨時	金九拾五錢

不許  
 新撰女子教育學  
 複製

(版訂改)

著者 檜崎淺太郎  
 著者 篠原助市  
 著者 大葉久吉  
 發行者 大葉久吉  
 印刷者 渡邊八太郎

東京市日本橋區本石町二丁目拾五番地  
 東京市牛込區櫻町七番地

印刷所 日清印刷株式會社

## 發行所 關西專賣

東京市日本橋區本石町二丁目  
 振替口座東京二八〇番  
 大阪市西區阿波堀通四丁目  
 振替口座大阪四三番

株式會社 東京寶文館  
 大阪寶文館

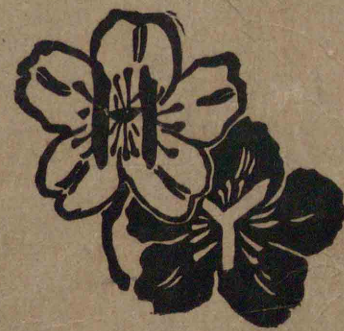
國西專賣  
發行所  
東京 寶文館

附  
錄  
不  
刊

田  
部  
雪  
枝  
大  
葉  
八  
吉  
大  
葉  
八  
吉  
大  
葉  
八  
吉

卯  
四  
世  
子  
年  
巨  
組

田  
部  
雪  
枝



为  
田 四  
部 学  
年

広島大学図書

2000039797

